

## ま え が き

国と地方自治体の関係を改善し活性化する有力な方途として、国の意思決定の過程に地方自治体の意思を反映させる「国政参加」という概念が提起されはじめたのは、この数年来のことです。

そこで、当センターでは、地方自治体の立場からこの問題に取り組んでいくため、昭和56年3月に学識者の協力を得て「国政参加研究会」を設置し、この研究会と当センターとが共同して研究にあたってきましたが、このたび、その成果がまとめられましたのでここに報告するものです。

この研究では、「国政参加」の基本的な考え方を明らかにしながら、現在の国と地方自治体との関係についての実態を基に、問題を提起し、参加の具体的方策についても提言しています。

この研究成果が、「地方の時代」の進展に向けて「国政参加」の論議が高まり、制度化の実現へと一歩前進していく契機となれば幸いです。

国政参加研究会の諸先生方には、2年近くにわたり、熱心な御討議と御助力をいただくとともに、「国政参加」を実現していく場合に、先進諸国の実例からも多くの示唆が得られますので、個別的に外国の事情を報告していただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

昭和 58 年 2 月

神奈川県自治総合研究センター所長 清 水 孝 信

## 研究報告にあたって

地方自治体の「国政参加」は、地方自治体及びその連合組織が、自治体の利害に関係のある国の、法令の制定・改廃、計画の策定・実施、一定の行政施策等に対して直接に参加・参画・共働し、または意見を述べる等、国政の意思決定過程にその意向を反映させること、またはそのためのシステムを意味する。これは、国の事務・権限の地方自治体への配分や国の自治体に対する監督の緩和等を内容とする「分権化」と並ぶもうひとつの基本的な柱として、これからの「地方の時代」の実現にとって不可欠なものと考えられる。わが国では、分権化に対する提案や意見は戦後の新しい自治制度発足以来、幾たびか論議されているが、地方自治体の国政参加に関する研究は緒についたばかりといってよい。

このたび、この国政参加について自治体との共同研究の機会が得られ、「国政参加研究会」の委員として2年近くにわたり研究活動を行ってきたが、とくに自治体が自らこの問題に取り組んだことは極めて意義深いものであるといえよう。

この研究成果は、単にひとつの地方自治体の課題としてではなく、すべての自治体に共通する課題として位置づけられるものである。

国政参加の問題は、現代国家における地方自治体の位置づけ、現代的な地方自治の基本理念、憲法論議、国の立法手続き・行政手続き整備等の理論的な広範囲の問題を含んでいるので、今後一層の論議の進展が必要である。こうした意味から、この報告がその端緒となって、自治体をはじめとする各界各層において「国政参加」の論議が盛り上り、国政参加の実現に向けての進展がはかられれば幸である。

この研究にあたって、ご協力いただいた関係機関の方々並びに「国政参加研究会」の委員の方々に心から感謝の意を表したい。

昭和 58 年 2 月

「国政参研究会」座長 成 田 頼 明

国政参加研究会委員名簿

| 現 職           | 氏 名     |
|---------------|---------|
| 横浜国立大学経済学部教授  | 成 田 頼 明 |
| 国際基督教大学教養学部教授 | 渡 辺 保 男 |
| 東京都立大学法学部助教授  | 磯 部 力   |
| 東京大学教養学部助教授   | 大 森 彌   |
| 横浜国立大学経済学部助教授 | 碓 井 光 明 |
| 東京大学工学部助手     | 大 村 謙二郎 |

# 目 次

まえがき

研究報告にあたって

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1編 「国政参加」制度の実態と改革構想        | 1  |
| 第1章 新たな「国政参加」制度の模索          | 1  |
| 第1節 背景と必要性                  | 1  |
| 1. 地方自治強化の方向                | 1  |
| 2. 中央統制の是正                  | 2  |
| 3. 下降型から上昇型への転換             | 3  |
| 4. 「国政参加」の問題提起              | 3  |
| 第2節 理論的根拠                   | 4  |
| 1. 媒介機能 - 国と地方の有機的關係        | 4  |
| 2. 参加機能 - 参加概念の拡大           | 5  |
| 3. 批判機能 - 国と地方の権力分立         | 6  |
| 4. 「適正手続」の確立                | 6  |
| 第3節 「国政参加」の効果               | 7  |
| 1. 「住民に身近な国政」の確保            | 7  |
| 2. 地域社会における総合行政の実現          | 8  |
| 第2章 「国政参加」関連制度の現状と問題点       | 9  |
| 第1節 法律、政令における地方自治体の国政への参加規定 | 10 |
| 1. 参加関係規定の現状                | 10 |
| 2. 現行の「国政参加」関係規定の問題点        | 12 |
| 第2節 国の審議会等への地方自治体の参加の現状と問題点 | 14 |
| 1. 参加の意義                    | 14 |
| 2. 参加の現状                    | 14 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 3 . 問題点 .....                  | 15 |
| 第 3 章 「国政参加」を実現するための方策 .....   | 18 |
| 第 1 節 「国政参加」の定義 .....          | 18 |
| 第 2 節 「国政参加」が特に必要となる分野 .....   | 19 |
| 1 . 法令・基準等の新設、改廃 .....         | 20 |
| 2 . 地方税財政制度への参加 .....          | 20 |
| 3 . 国の重要な施策への参加 .....          | 21 |
| 4 . 国の計画および大規模プロジェクトへの参加 ..... | 21 |
| 5 . 機関委任事務に対する意見反映 .....       | 22 |
| 第 3 節 「国政参加」の仕組み .....         | 23 |
| 1 . 「国政参加」の仕組みの基本的考え方 .....    | 23 |
| 2 . 「国政参加」を必要とする段階 .....       | 24 |
| 3 . 「国政参加」の新たな方策 .....         | 24 |
| 第 2 編 「国政参加」の事例研究 .....        | 29 |
| 第 1 章 本県における実態分析 .....         | 29 |
| 第 1 節 法令・基準等の新設、改廃 .....       | 29 |
| 1 . 老人保健法の制定 .....             | 30 |
| 2 . 学級編成基準等の改正 .....           | 31 |
| 3 . 公営住宅入居基準資格の収入基準 .....      | 33 |
| 4 . 特定工場等の騒音規制基準 .....         | 35 |
| 5 . 駐留軍従業員に対する基本労務契約 .....     | 36 |
| 第 2 節 国の計画 .....               | 37 |
| 1 . 第三次全国総合開発計画 .....          | 37 |
| 2 . 下水道整備五箇年計画 .....           | 40 |
| 3 . 住宅建設五箇年計画 .....            | 41 |

|                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 第3節 国の大規模プロジェクト                 | 42                   |
| 1. 宮ヶ瀬ダム建設計画                    | 43                   |
| 2. 東京湾岸道路計画                     | 44                   |
| 第2章 先進諸国における事例                  | 46                   |
| 1. 西ドイツにおける国政参加                 | 横浜国立大学教授 成田 頼明 … 46  |
| 2. 西ドイツにおける空間計画に対する<br>地方自治体の参加 | 東京大学工学部助手 大村謙二郎 … 59 |
| 3. アメリカ合衆国における地方自治体<br>の国政参加    | 横浜国立大学助教授 碓井 光明 … 74 |
| 4. フランスにおける地方自治体の国政<br>参加       | 東京都立大学助教授 磯部 力 … 81  |
| 「国政参加」の条件整備 - むすびにかえて           | 92                   |

( 参考資料 )

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 法律・法令における「国政参加」関係規定 | 95  |
| 2. 国の主要な計画等の参加制度       | 114 |
| 3. 国の審議会等への参加状況        | 117 |
| 4. 全国知事会等の提案による法律、制度   | 127 |
| 5. 「国政参加」をめぐる動き        | 132 |
| 6. 事例研究調査表             | 136 |

# 第1編 「国政参加」制度の実態と改革構想

## 第1章 新たな「国政参加」制度の模索

### 第1節 背景と必要性

#### 1. 地方自治強化の方向

「地方の時代」の実現をめざす動向は、時代の潮流として盛りあがってきているが、国と地方の関係における地方自治強化の推進には2つの方向がある。

その第一は、国の地方自治体への関与をできるだけ少なくし、地方自治の本旨にもとづく地方自治強化を意図した国から地方への分権化の方向である。この問題は、戦後の日本国憲法の制定、地方自治法の施行以来、30 有余年にわたって国レベルの地方行財政に関する調査会などの提言の中で幾たびとなく取り上げられ、地方自治体側からも都道府県、市町村の要望や地方六団体など連合組織の調査研究報告、国に対する要望などの形で繰り返し提起されている。具体的な分権化の要請は、事務再配分、機関委任事務・国庫補助金などの整理・合理化、国の出先機関の整理、地方事務官制度の廃止、地方自治体の自主財源の強化など国と地方間の行財政改革を求める主張として展開されてきた。

しかしながら、このような地方分権推進の試みにもかかわらず、国と地方の関係の抜本的改革は、実現をみるに至らず、今日まで何ら進展していないのも事実である。

第二は、国の地方に対する関与の面からでなく、地方自治体の意向を国の立法、政策形成などに反映させていくことによって国政全体の中で自治体の立場を明確にし、強化していく方向である。この第二の方向は、中央集権の伝統に基づいて国の地方自治体に対する関与が著しく強かった状況の下では、問題として意識されることもなかった。日本国憲法の統治構造のもとでは、国と地方自治体は対等な併立的協力関係として考えられるべきであるにもかかわらず、一般的に国が重

要な政策や新たな施策を企画立案し、地方はこれを実施するという考え方が強く支配し、自治体は国の下請機関的に運用されている。このことから地方自治体の意向を国の政策立案、施策実施などに反映させるという発想による本格的検討は、これまで行われなかったといえる。もちろん、現行法制度のもとにおいても、従来から計画行政などの分野には、地方自治体の意向を反映させるための「意見聴取」、「協議」、「同意」、「申出」などを定めている法令の規定があり、また、インフォーマルな形で担当者による実質的な検討会を実施するなど、自治体の意向を国の計画や政策立案に吸収する方途が全くないわけではない。さらに、地方自治体やその全国的組織による法令の制定改廃などの研究、要望が、国会や各省庁を促して立法化された事例もある。しかし、このような方途はあまりにも少なく、その運用にあたっては国の一方的裁量が働く余地がかなり広いために、地方自治体の意見を反映する手続的保障や担保制度は、制度として確立されていたとはいえないのである。

本研究では、この第二の方向を「地方自治体の国政参加」という主題の下に考察したものである。地方自治体の側からする国政への参加は、遅々として進展しない第一の地方分権化問題を打開する方向として、さらに国と自治体の関係を改善し、より活性化する有力な方途として、今後国も自治体も真剣に取り上げて検討すべき課題であるといわなければならない。

## 2. 中央統制の是正

地域住民の日常生活と密接に関連する行政を行う地方自治体では、主権者としての地域住民の要請に応え、地域の実情に応じた個性ある運営を指向する種々の変革を行いつつあり、また、国と地方の関係を抜本的に見直すとともに、旧弊を打破して新しい時代を模索しようとする動きが高まっている。しかし、国が行財政に係わる事務・権限の大部分を留保、掌握し、地方自治体の行政運営の細部にまで関与することの多い現状では、自治体の行政運営も他律的、画一的傾向が強くならざるを得ず、地域住民の意見、要望に基づく地域の特殊性や個性のある行



政を行いうる余地は限られている。本来、地方自治体の事務として処理されるべき固有事務および団体委理事務についてさえ、各種補助金や詳細な基準を通じて画一化を求められる場合が少なくない。こうした強力な中央による統制は、地方自治体が自律的に創意工夫を行い問題を解決していくような活力を奪っているばかりでなく、国政の硬直化にもつながっているものと考えられる。

### 3. 下降型から上昇型への転換

本来、地方自治体は、地域の総合的行政活動の主体として、地域を統合し発展させる基本的な任務と責任を負う立場にある。しかし、国の策定する大規模プロジェクトなどの計画が地方自治体の自主的な計画と競合する場合や地域住民の利害や安全性の確保の見地から地域社会の重大問題となる場合も少なくない。このような大規模プロジェクトに基づく施設の設置、操業などによって地域社会および住民に被害などが生ずるおそれがある場合には、地方自治体は地域住民の立場を代表して、これらの国の計画に対して主張・発言する権利が認められなければならないと考えられる。しかも現実問題として、自治体の協力なくしては、この種の計画は進展しないという状況も生じている。

こうした視点から、現在の国 地方自治体 住民というピラミッド型階層モデルを想定した下降型の統治構造は、住民 自治体 国といった上昇・参加型ないしは相互対流型のものに転換させることが必要である。地域の実態により精通した地方自治体が国の法令、計画、政策などの立案作成から実施に至る過程に参加し、その意見を反映する制度があれば、国の計画などによって地域社会にもたらされる弊害は、最小限に止められ、国と地方の協力・協働関係を確保するうえで望ましい結果を生み出すものと考えられる。

### 4. 「国政参加」の問題提起

このような意味での地方自治体の「国政参加」に関する問題提起は、全国知事会臨時地方行財政基本問題研究会の『新しい時代に対応する地方行財政に関する

措置についての報告』（昭和53年11月）、自治研修協会 - 国と地方の機能分担研究委員会の『国と地方の新しい関係 - その基本的な考え方と方向づけ』（昭和54年3月）などの中で具体的に行われている。また、「第17次地方制度調査会答申」（昭和54年9月）においても、「地方公共団体の利害に係る法令の制定改廃および個々の地方公共団体の利害等に密接に係る国の事業計画の策定、地域指定等について、地方公共団体の意向が国政に反映されるような適切な方途」の提言が盛り込まれるに至っている。

## 第2節 理論的根拠

前節で述べたような状況の変化にもかかわらず、地方自治体の「国政参加」問題に対する本格的研究はまだその緒についたばかりである。したがって、本節では、その理論的根拠について考察することとし、次の四つの視点から「国政参加」を必要とする根拠を導き、さらに、「国政参加」の効果、影響などについて述べてみたい。

### 1. 媒介機能 - 国と地方の有機的關係

現代国家においては、国の立法や行政は、地方自治体と全く関係なく独自に存在しているわけではなく、他方、自治体における行政も国の利害や政策とかかわりなく自己完結的に実施されているわけでもない。また、すべての国民はそれぞれの地域における地方自治体の住民であり、国の行政も地方自治体の媒介なしに遂行できないものが多い。この意味で国と地方自治体が有機的な関連性を保つことは、不可避であり、双方にとって必要なことといわなければならない。

このような国と地方自治体の真に有機的な関係は、国が自治体に一方通行的に協力を求めるという上下関係によってではなく、相互に対等な立場に立つことによってはじめて実現されることになると考えられる。したがって、このことを可能にするためには、国と地方を通ずる全体構造の中で国と地方自治体の役割を位

置づけ、自治体の媒介機能を明確にすることが必要である。そのためには、「国政参加」が有効な手段として機能しうるものと考えられる。

国の立法および行政機能は、社会情勢の中で変化への対応性、地域特性の反映、総合性の確保などを失いつつあるが、地方自治体がこれを補完、強化する役割は、近年著しく重要になりつつある。「国政参加」の推進は、地域の立場から情勢の変化に即応した発言や提言を行うことによって、国の立法および行政の現実適合性を一層高め、活力を回復させるためのこれら媒介機能を果たすことになる。

## 2 . 参加機能 - 参加概念の拡大

現代民主主義においては、古典的な代表民主制を補完するものとして直接参加型民主主義が重要な役割を果たすものとされている。近年、参加概念は、住民参加、経営参加、職員参加など種々の分野で検討されるようになり、地方自治体の行政に関しても種々の形態による参加が実践され、具体的進展がみられるようになった。行政の意思決定過程への住民参加は、代議制度を補い、住民共通の利益を擁護することにより、民主的な政治、行政の推進に寄与するものと考えられる。しかし、国民の国政への直接参加（国民参加）は、拡大されていくことが必要ではあるものの、手続的、技術的にきわめて困難である。したがって、国民の国政への意思の反映は、地域住民の意思を代表し、地域社会の統合者である地方政府としての地方自治体を通じて行うことの方が手続的、技術的により容易であり、現実的であるといわなければならない。地方自治体の「国政参加」は、このような国民の直接参加型民主主義に代わるものとして機能することが期待されるのである。

この「国政参加」の主体を現行制度に照らしてみれば、住民によって選出された代表者およびその連合組織は、地域社会の要求や利益を総合的に代表する地位にあるものと認められよう。

### 3 . 批判機能 - 国と地方の権力分立

国政への地方自治体の参加が行われるためには、地方分権の観念を基本に据えるべきである。地方分権は、明治以来の近代日本の発達の中で最も欠落してきた要素であった。このことは、急速な近代化と発展のためには中央集権が最も有効な手段と考えられたことによるものである。したがって、その構造は、戦後の抜本的な制度改革にもかかわらず、実質的にはそのまま温存されたかたちで現在に至っているのである。しかし、今日においては、多元的な考え方や価値観の多様化が進むなど大きな環境変化がみられるようになり、地域社会の独自性を求める地方分権の要請が強まっている。

もともと国政レベルにおいて、立法、司法、行政の間に権力抑制的機能があるのと同じように、国と地方自治体の間にも抑制と均衡の関係がなければならず、地方分権という概念は、このことを当然に含むものと考えられる。したがって、地方自治体は、地域住民を代表する地方政府として国政に対する建設的な批判機能を有しており、そのような機能を発揮することが期待されている。

現在、国と地方自治体をめぐる諸関係は、依然として下降型の統治構造に基づいて構成・運用されており、自治体が批判機能を発揮することは非常に困難な状況にある。こうした現状を改善するためにも、「国政参加」の新たな制度化は有効な方策となる。

### 4 . 「適正手続」の確立

日本国憲法は、旧憲法と比較して法治主義の徹底を要請しており、行政に対しては、「適正手続」が求められている。この憲法の趣旨に照らしても、行政過程においてこの趣旨の徹底が必要であり、こうした意味において地方自治体の利害に関する事項について、「国政参加」を法的に整備すべきであると考えられる。すなわち、地方自治体は、国の政策決定によって、その行財政が法律上も事実上も深甚な影響を受けざるを得ないという現実の状況からすれば、地域の利害や自治体独自の利害に関する国の政策決定にあたっては、自治体の意向を事前に十分尊重

する手続を整備することが、「適正手続」の観点から要請されるものというべきである。

諸法令の中には、国会および内閣を含む行政機関に対して地方自治体の意見の提出権を認め、あるいは自治体との「意見聴取」、「協議」、「同意」などを国に命じている規定があるが、これら諸規定は、憲法の趣旨に沿ったものであり、自治体の国政への参加権を前提としたものと考えられなくもない。こうした実定法に既にあらわれている「適正手続」の立法化の具体例を例外的なものにせず、積極的に制度化、立法化することは、憲法の趣旨に合致するものと考えられる。したがって「適正手続」に重点をおいた現代的・実質的意味における法治主義の観点から「国政参加」を実現すべきである。

### 第3節 「国政参加」の効果

「国政参加」制度の実現は、地方自治の活性化および強化とともに国と地方の新たな関係の構築をめざすものであるが、国および地方自治体双方にとって次のような効果が考えられる。

#### 1. 「住民に身近な国政」の確保

一般的に国の立法・行政は、画一性・均質性・統一性・全体性を優先する立場にあるため、国の法令、制度、施策などが現実の住民ニーズと乖離することもある。地方自治体の代表者およびその全国的連合組織の国の立法、計画、政策などの決定および実施過程への参加は、これらの基礎となる生きた実態、地域住民ニーズ、地域特性などをより適確に国政に反映することになり、国と住民との距離を縮めるという意味で「住民に身近な国政」を確保するという大きな利点を持っている。

この「国政参加」の新たな制度化は、国と地方自治体の相互の理解と合意形成を促進する装置として活用することができるものであり、国家的利害と地域的利害との対立を事前に予防し、また調整する場を提供する効果が期待される。

さらに、現状における国政の縦割システムでは、各省庁間の施策の調整も困難な場合が多くその総合化が求められているが、地方自治体が地方自治という観点から各省庁に意見を述べることによって、国政レベルにおける「総合化」に寄与することも期待されよう。

このような参加制度の確立をもとに、国と地方自治体の協力・協働関係が推進されるならば、地域情報の提供、協働作業を通じて行政全体の効率化や国の負担の軽減がはかれるという効果もまた期待される。

## 2. 地域社会における総合行政の実現

地域社会は、地域住民のニーズを反映したシビル・ミニマムの実現がはかれる場であり、もともと地方自治体は、このような地域社会の多様なニーズに応じて行政を運営する責務を有している。

したがって、地方自治体は自らの施策を総合的に行うとともに、国が企画し自治体を実施する施策であっても、地域社会における総合的な行政活動の主体として、その整合性と地域適合性を実現していかなばならない。

しかし、国の縦割行政をもとにした補助金制度や画一的な基準などは、地方自治体の総合行政の遂行を阻む重大な障壁となっている。

このため、地域社会の実態を把握している地方自治体が、地域社会に関連のある国の法令、制度の新設・改廃や計画の策定などについて、企画立案から実施にいたる過程に参加し、その意向を積極的に国政に反映することによって、自治体本来の役割である地域における総合行政の実現を確保し、さらにその進展を担保する効果が期待できる。

また、新たな「国政参加」制度を意識した取り組みは、今日地方自治体において課題となっている住民参加を一層進展させるとともに、地方自治をになう者が、常に住民と国政の双方を意識しながら広い視野から行政の運営にあたることになり、自治体の自助努力と問題解決への意欲を一層高めていくことが期待できる。

## 第2章 「国政参加」関連制度の現状と問題点

地方自治体が国政に対する参加主体として明確に位置づけられるべきであるという視点から現行諸制度をみると、個別の法令の中にはすでに相当数の参加関係規定が存在しており、また、審議会等に地方自治体の代表者ないし職員が参加していることがわかる。この事実は、地方自治体が、統治団体としての側面、事業主体としての側面、あるいは独立の団体としての側面のほか、国政への参加団体としての側面をもつことの表現であると考えられる。

そこで、本章では、第1に、現行の法令中の参加関係規定がどのようなものであるか、すなわち、地方自治体がどのような方法により国政に関与・参加できるようになっているかを概観し、第2に、国家行政組織法第8条に基づく審議会等に地方自治体関係者が参加している現状を概観し、あわせて現状の問題点を指摘してみたい。

なお、本章でとりあげるもののほか、インフォーマルなかたちで事実上、国の機関から地方自治体の意見を求めたり、合意を求めたりする例も相当あることが認められる。近年においては、そういうインフォーマルな形による地方自治体の国政参加が実質的にかなり進展しているといつてよい。しかし、インフォーマルな参加は、制度として保障されているわけではないので、おのずから限界があるし、制度化された参加システムもあまり活用されていないものや、儀礼的・形式的運用に流れているものもある。地方自治体は、すでに制度化されている参加の活性化をはかると同時に、活用されない原因があるならば、その阻害要因の排除のため国に働きかけ、あるいは自ら反省することが必要となろう。

このほか、地方自治体と国の地方行政機関が協議する場としては、「地方行政連絡会議」があるが、「国政参加」の観点から実務レベルにおいて発展させることも望まれる。

## 第1節 法律、政令における地方自治体の国政への参加規定

### 1. 参加関係規定の現状

本研究では、「国政参加」関係規定の現状をみるために、法律、政令のうち、地方自治体（またはその長）が国会や内閣あるいは各省庁大臣に対して「意見」、「協議」、「同意」、「申出」などの方式によって、その意向を反映させることが予定され、国政に参加できることを定めている規定に限って調査した。その結果、「意見」によるもの201、「協議」19、「同意」10、「申出」14の計224の規定がみられた。また、参加対象を公社、公団、事業団、公庫などの国の特殊法人にも拡大した場合には、「意見」4、「協議」19、「同意」4の27の規定がみられ、合計271の規定が存在していることがわかった。（詳細は参考資料参照）

なお、この調査は、昭和56年11月時点の法令を対象としたものであり、市町村のみにかかる規定は除外している。

次に、「意見」、「協議」、「同意」、「申出」の各類型について若干説明すると次のとおりである。

「意見」は、国が意思決定に先立って地方自治体の意見を聴取するもの（聴聞型）、逆に国の意思決定前に地方自治体から意見を申し出るもの（意見具申型）のほか、国の意思決定に不服がある場合に意見書等を提出するもの（不服申立型）を含めている。第1の聴聞型の場合は、意思決定前に意見聴取を実施しないと、その意思決定は手続的に瑕疵を有するものになると思われる。しかし、地方自治体の意見をどこまで採用または尊重するかの基準は明らかでなく、また述べられた意見に対する結果の通知義務も定められていない。わずかに、国土利用計画法第5条第4項に「都道府県知事の意向が全国計画に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする」という努力規定が設けられているにすぎない。第2の意見具申型は、地方自治体から積極的に国に働きかけ、建議や提案をするものである。例えば、工業再配置促進法第3条第4項は「関係都道府県知事は、工業再配置計画に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる」と定めており、



幅広い規定となっている。しかし、その意見がどのように取扱われるかは明らかでない。第3の不服申立型は、地方財政法にみられる例である。同法第13条第2項は「(あらたな事務に伴う国の)財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる」と定め、同第3項で内閣は意見を附して国会に提出することになっている。また同法第17条の2、第3項は、地方自治体の負担金について不服がある場合に自治大臣を経由して内閣に対して意見を申し出ることができる旨を定めている。しかし、いずれもその意見の最終的処理の方法については定めがない。

「意見」にかかる制度は、国の意思決定の前後で地方自治体の意向を国に伝えることにより、政府または行政機関の意思決定の合理性を確保することを目的としたものといえるが、意見の処理については、立法的には全く手当てがないのが現状である。

「協議」は、国が一定の意思決定をするにあたって、あらかじめ権限のある地方自治体に働きかけてその合意を取りつけることを目的とするものである。例えば、卸売市場法第5条第3項は、「農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、(中略)関係地方公共団体に協議しなければならない」と定めており、また、都市公園法第23条第5項は、「建設大臣は、(中略)都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない」と定めている。これらの協議は、国が単に協議を申し込んだというだけでは足りず、国と地方自治体の間に合意が成立することを求めた趣旨と解される。

「同意」は、国が意思決定をする場合、地方自治体の肯定的意思の表示を得ることを要件とする類型である。例えば、自然環境保全法第14条第3項は「環境庁長官は原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、(中略)地方公共団体が所有する場合にあたっては、当該地方公共団体の同意を得なければならない」と定めている。「同意」については、「協議」と差がないといえるが、同意がないと次の手続に進めないことは明らかであり、より強い手続的意義を有するものと解される。

なお、「協議」と「同意」は、権限をもつ行政主体または行政機関相互の調整を目的とするものであって、その協議・同意の対象となった事項については、その合意の限りで双方とも拘束されるのは当然であり、国と地方自治体との一種の共働（Mitwirkung）といえよう。

「申出」は、法律または政令で定める要件に該当する地域等が存在する場合に、地方自治体の判断により国の一定の措置の発動を求める類型である。例えば、大気汚染防止法第5条の2第5項は、総量規制基準に関して「都道府県知事は、（中略）政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、（中略）地域を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる」と定めている。

## 2. 現行の国政参加関係規定の問題点

以上、現行の法律、政令の規定の中で、地方自治体の意向を尊重していると思われるものをみてきたが、次に若干の問題点を指摘しておきたい。

### (1) 地方自治体の参加の方法が消極的であること。

ア 既にみてきたように、参加の方法として、意見を聴取するという形をとるものが多く、逆に自治体の方から意見具申したり、提案・発案を行う道を開いているものは少ない。意見書の提出については地方財政法に例があり、また、国家行政組織法に大臣の命令等に対し地方自治の本旨に反するとして申し出ることができる制度があるが、事後的救済の性格が強いものである。しかし、これらの制度はこれまでに活用された例がなかったようである。

イ このことに関連して、地方自治体にかかる重要事項について自治大臣により自治体の利益を代弁させる制度がある。その典型は地方財政法第21条の規定であり、「各大臣は地方公共団体の負担を伴う法令案については閣議の前、命令案については公布の前に自治大臣の意見を求めなくてはならない」としている。また自治省設置法第4条21項は、それに対応して「地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、関係各大臣に対して意見を申し出る」権限を自治省に与えている。自治省が地方自治体

の利益を各省庁に対して擁護代弁するシステムは重要なものではあるが、自治省はあくまで内閣の下にある国の行政機関であって、つねに地方自治体の擁護者とみることはできないといわなければならない。したがって自治省を通じて地方自治体の意向を国政に反映させる方法とは別に、対等な政府間関係として地方自治体の代表者およびその連合組織が国政に参加する制度を設けることが必要である。

ウ なお、現行の法制のもとでも、計画案等を地方自治体が作成し、国が決定ないし承認するというシステムをとっているものがある。水源地域整備計画、山村振興計画などはその例である。このようなシステムは、計画案作成が機関委任事務としてとらえられている点で問題は残るが、地域の実情に即した計画の策定を可能にするという意味で望ましいものといえよう。

(2) 地方自治体の参加が認められる範囲が限定されていること。

現行法制で認められている地方自治体の国政参加は、国が計画を策定したり、地域等を指定したり、地方自治体に負担を求めたりする場合に限られており、それ以上には及んでいない。しかしそれ以外にも国政参加を必要とする分野があると思われる。

例えば、国の中長期計画は、広く存在しているが、この中で、地方自治体の意見にかからしめているものは、国土開発・保全計画や雇用関係計画等に限定されており、経済計画等への参加は認められていない。現代の行政は国と地方自治体が重疊的に執行することが多く、計画に限らず自治体の参加が国の意思決定の合理性の担保となる局面はかなり広く存在するはずである。

(3) 国と地方自治体との間の応答関係が保障されていないこと。

参加の制度の中では意見の聴取によるものが多いが、これらの制度では、述べられた意見をめぐって相互に討議していくことは保障されておらず、その意見をどのように取り扱うかについての規定を欠くものが多い。したがって、事実上の事務レベルでの情報交換は別にして、自治体の意見を採用しない場合の理由の説明がなされなくてもよい制度になっている。

協議や同意による自治体の意向の反映は、応答関係が明らかに内包されているといえるが、すでにみたように、きわめて例外的な場合に限られている。

## 第2節 国の審議会等への地方自治体の参加の現状と問題点

昭和57年7月現在において、国が設置している審議会・調査会・協議会等は、212を数える。これらの機関は国家行政組織法第8条に基づいて設置されているものであるが、その設置については、臨時行政調査会設置法、地方制度調査会設置法、雇用審議会設置法など独自の根拠法をもつもののほか、公害対策基本法に基づく中央公害対策審議会、道路法に基づく道路審議会、中小企業近代化促進法に基づく中小企業近代化審議会など各省庁の設置法のほかに個々の法律に設置・権限を定めているもの、国土審議会、生活環境審議会、住宅宅地審議会など各省庁の設置法のみ根拠をもつものがあり、その定め方は一定ではない。また、審議会の委員の資格等詳細は政令（審議会令）で定めている。いずれにしても、国家行政組織法第8条に基づき、法律によって設置される審議会等は、国政に参与する附属機関として位置づけられている。

### 1. 参加の意義

国の設置する審議会等へ地方自治体の関係者が委員として参加する場合、審議会等の存在理由や機能をあわせて考えると、主として地方自治体の利害を反映させる側面、地方行政の専門家の側面、総合的行政主体としての側面から参加する意義が認められなければならない。

そこで、調査・諮問に応ずるものや、行政処分・法執行にあたっての基準作成に参与する審議会等に地方自治体が参加することは、十分意義があると思われる。

### 2. 参加の現状

現在設置されている212の審議会等のうち、地方自治体に相当なかわりあいがあるものは114にのぼる。このうち現在地方自治体関係者が委員として参加し

ている審議会等は75である。しかし、審議会等の設置法や個別の法律に基づき、地方自治体の関係者としての資格で制度的に参加しているものは15にすぎない。ほとんどの場合は学識経験者としての参加である。

また、参加している審議会等は、すべて分類上調査・諮問にかかる審議会等や、法執行の基準作成にかかるものである。

### 3. 問題点

審議会等への自治体の参加の現状の問題としては、次のようなものがある。

- (1) 地方自治体の行政に深いかわりあいのある審議会等への参加がまだ十分でないことである。前記114の審議会等のうちまだ39のそれには参加していないのが現状である。
- (2) 学識経験者としての参加が多いことである。学識経験者という用語は不明確な概念であり、地方自治体の関係者の資格を表現するのに適当ではない。自治体の代表者等は、通常の利益代表とは異なる側面を強く有しており、独自の位置づけで広く参加が認められるべきである。
- (3) 審議会等の運営についてである。現在の審議会等の運営については、各省庁の主管課において準備作業をしているが、委員は必ずしも事前に十分検討する時間が与えられていない。また、とくに地方自治の行政に関係がある審議会等については、その準備等を行う主管課のワーキング・グループの中に地方自治体の職員の参加を認めるなど、審議会等での審議がさらに充実するような方策を検討すべきであろう。
- (4) 法律により設置される審議会等のほか、各省庁においては、懇話会・研究会などの名称をもつ多数の事実上の諮問機関が設置されている。この事実上の諮問機関は、法律に基づく8条機関としての審議会等の新設が行政改革の見地から抑制されているという事情もあって、ますますふえてきており、その役割も重要性をましてきている。これらの事実上の審議会についても、地方自治体関係者の参加を積極的に認めていくべきであるといえよう。

表 1 . 地方自治体の国政への参加関係規定

昭和 56 年 11 月現在

| 主管省庁(注 1)       | 意見<br>によるもの | 協議<br>によるもの | 同意<br>によるもの | 申出<br>によるもの | 計   |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 総 理 府           |             |             |             |             | -   |
| 行政管理庁           |             |             |             | 1           | 1   |
| 防衛庁(注 2)        | 6           |             |             |             | 6   |
| 経済企画庁           |             |             |             |             | -   |
| 科学技術庁           |             |             |             |             | -   |
| 環 境 庁           | 20          | 2           | 1           | 4           | 27  |
| 国土庁(注 3)        | 34          | 1           | 3           | 3           | 41  |
| 法 務 省           |             |             |             |             | -   |
| 外 務 省           |             |             |             |             | -   |
| 大 蔵 省           | 5           |             |             |             | 5   |
| 文 部 省           | 8           |             | 3           |             | 11  |
| 厚 生 省           | 6           |             |             |             | 6   |
| 農林水産省           | 35          | 7           | 2           | 4           | 48  |
| 通商産業省           | 22          | 1           |             |             | 23  |
| 運 輸 省           | 9           | 5           |             |             | 14  |
| 郵 政 省           | 2           |             |             |             | 2   |
| 労 働 省           | 9           |             |             |             | 9   |
| 建 設 省           | 28          | 3           |             | 1           | 32  |
| 自 治 省           | 16          |             | 1           | 1           | 18  |
| 公社・公団<br>事業団・公庫 | 4           | 19          | 4           |             | 27  |
| 計               | 205         | 38          | 14          | 14          | 271 |

(注 1) 各省庁の外局に係る規定については、主たる省庁の欄に含めている。

(注 2) 防衛施設庁に係る規定については防衛庁欄に含めている。

(注 3) 北海道開発庁、沖縄開発庁に係る規定については国土庁欄に含めている。

(注 4) 参加関係規定の詳細は参考資料参照

表 2 . 地方自治体の国の審議会への参加状況

| 主管省庁   | 審議会数 | 左記のうち地方に相当なかかわりがあるもの | 左記のうち地方自治体が参加しているもの |            |     | 小計 |
|--------|------|----------------------|---------------------|------------|-----|----|
|        |      |                      | 制度として参加             | 学識経験者として参加 | その他 |    |
| 総 理 府  | 33   | 20                   | 3                   | 10         |     | 13 |
| 行政管理庁  | 2    | 2                    | 1                   |            |     | 1  |
| 北海道開発庁 | 1    | 1                    | 1                   |            |     | 1  |
| 防 衛 庁  | 3    | 1                    |                     | 1          |     | 1  |
| 経済企画庁  | 2    | 2                    |                     |            |     | -  |
| 科学技術庁  | 3    | 1                    |                     |            |     | -  |
| 環 境 庁  | 5    | 3                    |                     | 3          |     | 3  |
| 沖縄開発庁  | 1    | 1                    | 1                   |            |     | 1  |
| 国 土 庁  | 6    | 5                    | 2                   | 3          |     | 5  |
| 法 務 省  | 7    | 1                    |                     | 1          |     | 1  |
| 外 務 省  | 1    |                      |                     |            |     | -  |
| 大 蔵 省  | 17   | 3                    | 1                   |            |     | 1  |
| 文 部 省  | 17   | 9                    |                     | 6          |     | 6  |
| 厚 生 省  | 21   | 14                   |                     | 10         | 1   | 11 |
| 農林水産省  | 19   | 13                   |                     | 9          |     | 9  |
| 通商産業省  | 32   | 16                   | 1                   | 7          |     | 8  |
| 運 輸 省  | 11   | 6                    |                     | 2          |     | 2  |
| 郵 政 省  | 5    | 1                    |                     | 1          |     | 1  |
| 労 働 省  | 13   | 5                    |                     | 1          |     | 1  |
| 建 設 省  | 9    | 6                    | 2                   | 3          | 1   | 6  |
| 自 治 省  | 4    | 4                    | 3                   | 1          |     | 4  |
| 計      | 212  | 114                  | 15                  | 58         | 2   | 75 |

(注1) この表の数字は「地方行政システム改革に関する意見」(昭和57年5月神奈川県)によっている。

(注2) 各省庁の外局に附属する審議会については、各省庁の欄に含めている。

### 第3章 「国政参加」を実現するための方策

前章でみてきたとおり、地方自治体が国の意思決定および政策過程に参加している実態はきわめて脆弱であるばかりでなく、すでに確立されている制度および慣行も自治体の「国政参加」という明確な問題意識の下に設けられたものではないので、一般に形式化・儀式化しているものということができよう。

これまで参加の現状について、地方自治体の立場から分析するとともに、日本国憲法の制定以降一貫して論議されてきた自治体の自主性、自律性の強化と分権が実現しないままに今日に至った状況を客観的に把えながら、新たな制度としての「国政参加」の必要性を主張し、次いで、その根拠を明らかにしてきた、

そこで、本章では、「国政参加」の定義とともに、それを実現していくための方策を明らかにしていくこととしたい。

#### 第1節 「国政参加」の定義

##### < 定 義 >

「国政参加」とは、地方自治の制度およびその運用に密接に関連する国の法令、計画、政策などの立案および実施過程へ、地方自治体の代表者およびその連合組織が一定の制度上の保障のもとに直接参加し、地方自治体の意向を国政に反映させることをいう。

1. 上記の「国政参加」は、現行の日本国憲法に定められている国会、内閣の基本的地位および権限を前提としながら、憲法の原則の一つである「地方自治の本旨」を新たな角度からとらえ、より一層発展させることをめざすものである。

2. 中央政府としての国は、きわめて広い範囲にわたる意思決定を行っており、その権力機構は強大である。そのため、本来、地方自治体が一定の地域を管轄する政府として地域社会に関することについて自ら決定すべき立場にあるにも



かわらず、国の意思決定に左右されることが多いのが現状である。「国政参加」の実現は、こうした現状における国と地方自治体との関係を改善し、前進させるためのシステムの構築をめざすものである。

3．国と地方自治体は、対等の政府間関係（Intergovernmental Relations）として扱っていくことが必要であり、上下関係としてとらえられるべきではない。地方自治体の「国政参加」は、このような前提のうえで、国と地方自治体の関係を新たな政府間関係として形成することをめざすものであり、合意形式のための新たなシステムの導入によって、国における広域的な政府活動と地方自治体における狭域的な政府活動との利害調整をはかりながら、統治組織全体としての整序をめざすものである。

4．国政への参加主体は、対象事項の性質により地方自治体の長、および議会の議長またはその連合組織とするのが適切である。なお、この場合、特定地域に係るものについては、当該地域の自治体の代表者とし、全国的共通的なものについては、原則としてその全国的連合組織とするのが適切である。また、地方自治体の代表者の連合組織は、個々の自治体（およびその地域）を超える問題について協議、合意していくなど、地方自治体の共通利害を調整・統合する機能を有しているといえる。こうした連合組織は、現状ではまだ弱体であり、強化をはかることが必要である。

## 第2節 「国政参加」が特に必要となる分野

「国政参加」の分野は、原則として、地方自治の制度およびその運用に密接に関連する分野とする。しかし、今日の地方自治体の行政が広範な分野に及んでいることに鑑みると、自治体の参加が明らかに適切でないと思われる分野を除けば、潜在的にはほとんどの分野が対象となると思われる。本節では、当面、参加が非常に重要となる分野について問題提起していきたい。

## 1．法令、基準等の新設、改廃

現在、法令などで地方自治体に関連があり、また自治体によって実施されている事務はきわめて多い。しかしながら、法令などのなかには地方の実情と乖離したり、地方の立場からみて適切でないものも少なくないのがその実態である。例えば、地方自治体が先導的に条例や要綱で実施してきた公害、開発の規制、福祉行政などが、国の統一的な制度に吸収されることに伴って弱体化したり、地域の実情が軽視されてしまう場合や、国の一方的な機関委任事務の創設による自治体の事務の増大とこれに伴う監督権の強化をはじめ、法令、制度の新設、改廃による自治体の財政負担の増加などの事例が多く見受けられる。このことは、地方自治体の運営が国の政策立案によって大きく影響されていることを示すものであり、同時に、地域住民にとっても利害関係を生じる要素を多く含んでいるのが普通である。

このような地方自治体に直接的影響を与えたり、財政的負担を負わせる法令、制度の新設、改廃を行う場合については、自治体の意見を国政の場に反映させる必要がある。

こうした場合、現在の国の対応は、個々の地方自治体の代表者またはその連合組織などに非公式の調査、意向打診、意見の聴取などを行っているのが普通であるが、きわめて便宜的なものとなっている。その一方では、地方自治体の代表者の連合組織が法令などの内容について具体的な検討を行ってその実現を期していった例がないわけではないが、公式の制度として国の法令、制度の新設、改廃にあたって地方自治体が参加する制度が確立している例はきわめて少ない。したがって、地方自治の制度およびその運用に密接に関連する法令については勿論のこと、要綱、通達、基準などについても、自治体の意向を反映させるための制度的な保障、方策の確立が必要である。

## 2．地方税財政制度への参加

地方税財政制度は、地方自治法をはじめ、多くの法令によって構成されており、

地方自治の基盤をなすものである。したがって、地方自治体における自治能力を高め、かつ主体性を確保していくためにも、これらの制度の全体的な強化は不可欠な要素となっている。とくに、現状では、地方税財政制度、国庫補助金などの法令、制度の新設、改廃およびその運用について、国がその権限をすべてにわたって掌握しており、地方自治体の関与する余地はほとんどない実情にある。したがって、これらについての地方自治体の参加を進めるための方策が必要である。

### 3．国の重要な施策への参加

現在、地方自治体の行政に密接に関連する重要施策（例えば、エネルギー対策、年金制度の改革、高齢者の雇用対策、水田利用再編対策、国鉄の路線廃止など）が国において広範に定められているが、自治体は、住民のニーズを把握することに努めており、また、施策の実施主体となることが多く、自治体の意向の反映は国の重要施策のより円滑な執行のためにも必要である。さらに、国と地方自治体とが併立的な政府として協力・協働関係にあるとみるならば、重要施策の企画段階からの参加が認められなくてはならない。したがって、地方自治体に密接に関連する国の重要施策の立案、決定および実施にあたっては、自治体の参加を積極的に推進すべきである。

### 4．国の計画および大規模プロジェクトへの参加

国の計画は、地域社会に大きな影響を与えるものである。このため、国が主体となる計画であっても、その性質から国と地方自治体が相互に無関係なものとして存在し得なくなっている。一方、地方自治体は当該地域に係わる基本構想などの計画を策定する主体であることから、国の計画についても自治体を無視すべきではないと考えられる。また、最近の国の計画は、こうしたことから開発計画については各省庁が地方自治体の意向を把握するなどの積極的な姿勢もみられるようになったものの、形式的な域を出ていないといえよう。

地域社会の発展に係わる問題あるいは地方自治体に影響を及ぼす国の計画につ

いては、開発計画などに限定することなく、経済計画を含めて自治体の意向を反映することはもとより、場合によっては国と自治体とが協力して策定していくことが望まれる。これによって、地方自治体の計画と国の計画との整合がはかれるといえよう。

次に、新幹線、国際空港などの国の大規模プロジェクトの問題については、前述したような問題のほか、開発行為が広範囲な地方自治体にまたがることかふつうであり、地域社会への影響がきわめて大きいため、地域住民、地方議会をまき込んだ紛争に発展するケースや自治体間での利害の対立といった場面も生じている。

最近では、国政レベルにおいても地域の自然環境への配慮から、大規模な開発行為についてはアセスメントを制度化する動きがあるが、この場合にも、国の計画への参加と同じように、地方自治体が積極的に参加できるシステムとしておくべきであろう。

地方自治体が国の大規模プロジェクト計画の策定過程に参加する必要性は、第一に地域が開発行為に伴って蒙る被害を最小限にとどめるよう国と自治体とが叡智を結集し、合意点を見出すことであり、第二は自治体の参加により大規模プロジェクト全体と自治体の計画との整合性を確保し、さらに地域間の利害調整をはかり、それによって国にとってもプロジェクトの円滑な推進がはかれるものと考えられる。

#### 5 . 機関委任事務に対する意見反映

機関委任事務は、その件数が年々増加し、現在では全体で 500 件余りにのぼっている。これらの事務の処理にあたっては、地方自治体の機関が国の事務を国の機関として処理している関係から、自治体が国政に参加する場合には一般の自治事務とはやや異なった性格を有するといえる。しかしながら、機関委任事務は地方自治法の制定以来、30 有余年を経て、その実態は事実上自治体の事務として定着をみせており、さらに自治体の地域住民に対する責務が増大していることから、

単に、国の事務としては律せられなくなっている。こうした面に着目すれば、機関委任事務のあり方の適否は別として、地方自治体が地域社会を代表する立場から機関委任事務に関する国の意思決定過程へ参加する制度を確立することが重要である。とくに、その新設、改廃の場合における地方自治体の参加はきわめて重要である。

### 第3節 「国政参加」の仕組み

#### 1. 「国政参加」の仕組みの基本的考え方

国政に対する地方自治体の参加方策については、参加の分野、段階などを考えて、それぞれの場合における参加主体とその手法を検討することが必要である。

参加の対象となる「国政」とは、当面は、主として国の行政府を念頭におくこととするが、必要に応じて立法府についても現行憲法の範囲内で考察対象とする。

他方で、参加の主体となる地方自治体は、都道府県および市町村の二層構造のもとで、基本的に両者は同一の立場にあると考えられるが、ここでとりあげる、「国政参加」の具体的な仕組みについては、事例研究などの制約もあるため、便宜上都道府県段階を中心に構想してみたい。

さらに、地方自治体の「国政参加」の実態について整理してみると、現状において、自治体の意向を国政へ反映させる方途がないと断定することは必ずしも適切ではない。本研究では、「国政参加」問題の実態を分析するため、国の法令、計画などについてケーススタディを実施してきたが、この結果、きわめてインフォーマルなものであるが、国は、地方自治体の意向を反映あるいは確認すべく、種々の形態によって情報収集を行っており、この傾向は、むしろ積極的になっている。しかし、このインフォーマルな参加形態がもたらす弊害としては、参加の主体が明確でないため、密室的になりがちであることや参加そのものが便宜的なものとなり、国が地方自治体を誘導していく手段にもなり得るため、政策決定にあたっての客観的論議の保障や国と自治体との対等な関係が望むべくもないこと

があげられよう。

以上のような基本的な考え方をふまえて、参加の仕組みについて考えてみたい。

## ２．「国政参加」を必要とする段階

国政のどの段階に地方自治体が参加すべきかという視点からすれば、原則として、国が企画、立案、審議する意思決定過程およびその実施過程への参加が必要であるということになる。そして、この一連の過程は、個別的、具体的になるほど複雑であるから参加の段階を固定的にとらえるのではなく、むしろ必要に応じて参加できるよう柔軟な対応を可能にするシステムとしておくべきである。とくに、事業的性格の強い分野では、状況の変化に対応できるシステムが必要であり、部分的参加では不十分である。その具体的例示は必ずしも容易ではないが、次のような場合が考えられる。

ア 地方自治体の政策と重複・競合する政策の企画、立案、実施段階

イ 地方自治体に財政負担義務を発生させる新たな法令の立案、審議、実施段階

ウ 地方自治体に機関設置、職員の設置・配置を義務づける法令等の立案、審議、実施段階

エ 地方自治体またはその機関への事務委任を伴う法令の企画、立案、審議段階

オ 地方自治体を拘束する上位計画の策定、実施段階

カ 国の計画に基づく地域指定の立案、決定段階

## ３．「国政参加」の新たな方策

### (1) 地方自治体に係わる法令、制度等への参加

地方自治の制度およびその運用に密接に関連する法令、基準等の新設、改廃、施策の実施などにあたって、地方自治体の実施主体となる場合、または、自治体の財政負担、人員増配置などを伴うような場合は、企画立案過程から

自治体の意向が反映されるような参加手続を保障する制度の確立が必要である。

ア 法令案の立案過程に対して、地方自治体の代表者およびその全国的連合組織が、国に意見を述べるができるよう地方自治法など関連法令を改正する。また、行政手続法を検討する際に行政立法手続の整備に関連して、このことを考慮するものとする。

イ 法令、基準等の新設、改正にあたっては、「意見聴取」、「協議」、「同意」、「申出」などの地方自治体の参加規定を個別の法令等に設ける。すでにこのような諸規定のある法令等については、一層の活性化、実質化をはかる。

また、これらの規定に基づいて地方自治体が表明した意見などが採択されない場合、国はその理由を開示するよう制度化をはかる。不採択などの理由開示は、地方自治体の意見への応答というだけでなく、情報公開の見地からも必要である。

ウ 法案の国会での審議に関して、委員会での地方自治体の代表者およびその全国的連合組織の発言権を付与するよう、国会法、衆・参議院規則など関係法令を改正する。

## (2) 国の計画、大規模プロジェクトへの参加

土地利用計画、開発計画などの国の計画およびダム建設、高速道路など特定地域に係わりのある国の大規模プロジェクトについては、地方自治体の地域計画、環境計画などと十分調整する必要があるため、企画、立案段階から当該地域に係わる自治体の意向が反映できるよう適正な参加方策を保障することが必要である。

ア 国の計画および大規模プロジェクトについては、基本方針、基本計画段階から当該地域に係わる地方自治体との間に「意見聴取」、「協議」、「同意」、「申出」などの手続を制度化する。また、(1)のイと同様、これらの手続により国に意見提出が行われた結果、採択されなかった場合は、その

理由の開示を求めることができるよう制度化する。

イ 国の計画の遂行にあたって、地方自治体が対等な併立的・協働関係に基づき適切に対処するためには、国と自治体間の情報の早期・確実な伝達システムが必要である。さらに、国と地方自治体との相互に信頼のおけるフィードバックシステムが要請される。適切な情報提供システムは、「国政参加」制度が有効に機能するために不可欠な要素といえる。

ウ 特定地域に係わる国の計画、地域指定などについては、法令等で関係自治体の原案作成権、または参加権を保障することが必要である。

エ これらの事項は、個別法の規定の改正によるほか、行政手続法制定の検討を行う際に計画手続の整備との関連で考慮する。

### (3) 審議会等への参加

地方自治体の行政に密接な関係のある国の審議会、委員会などへの地方自治体の代表者およびその全国的連合組織の参加を促進し、さらにその参加は学識経験者としてではなく、あくまで自治体を代表する立場からの参加であることを、個別の法令に明記するとともに、その構成、運営方法などを改善する。

### (4) 国との定期協議

国と地方自治体を実質的な意見交換を行うため、内閣総理大臣、各省庁大臣と地方自治体の代表者あるいはその連合組織による定期的協議の場を必要に応じて設置できるよう制度化すべきである。

ア 内閣総理大臣および各省庁大臣と地方自治体の代表者、その全国的連合組織などの定期的な実質協議の場を設置する。これは、個別自治体の陳情、要望などではなく、国と地方自治体の合意形成の場として設定すべきである。

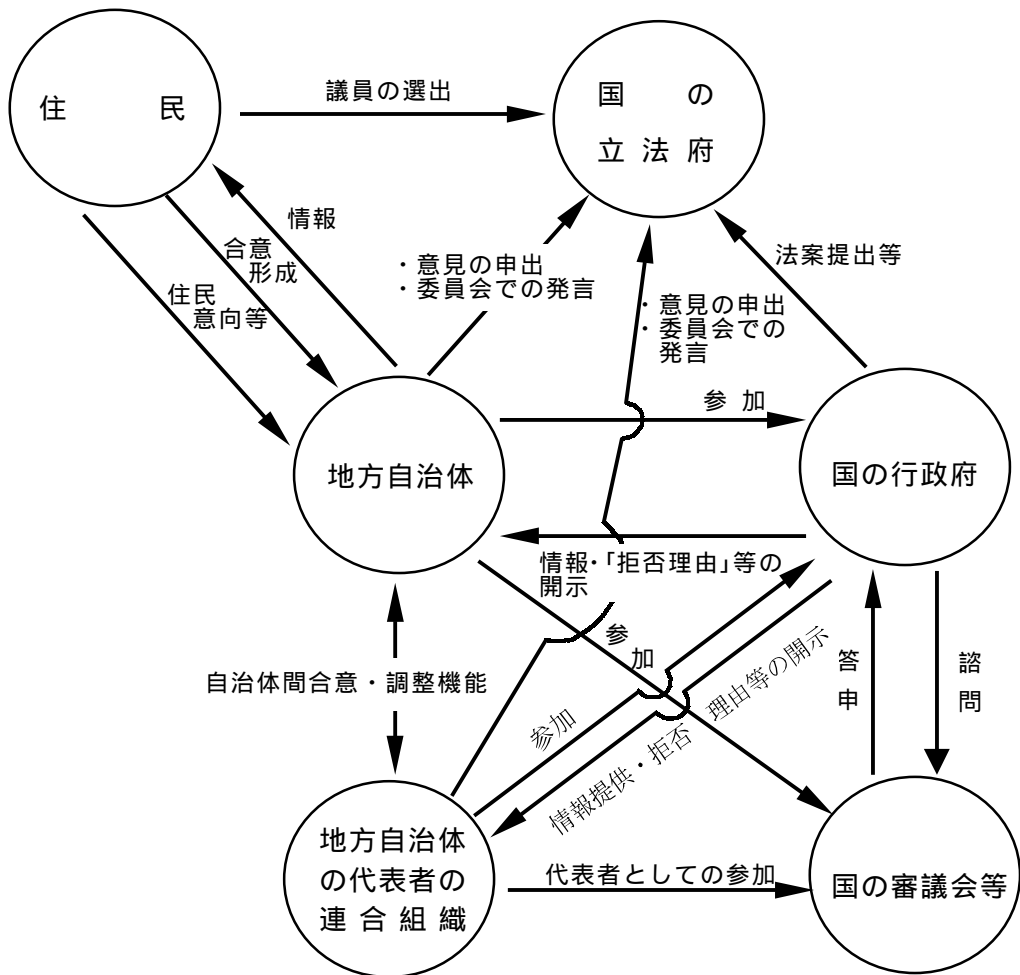
イ 前述した(1)から(3)までの参加方策の国との折衝あるいは地方自治制度、地方行財政制度、機関委任事務制度の改革など具体的問題の解決には、このための専門的委員会あるいは既設の委員会に専門部会の設置を検討して



いく必要がある。そこに地方自治体の代表者、その全国的連合組織などが参加し、実質的討議を深めることが重要である。

ウ 地方自治体の代表者の全国的連合組織を強化し、地方自治関連の人材育成、情報収集、政策研究機能の充実をはかるとともに自治体の意見調整機能を高める。

「国政参加」の仕組み概念図



## 第2編 「国政参加」の事例研究

### 第1章 本県における実態分析

この実態分析では、地方自治体における国政への参加の実態および問題を明らかにし、さらに、個別事例から、今後「国政参加」を実現していくための方策を探ることがねらいである。国と地方自治体との行政は、法令や制度、予算などが複雑に関連しているものであるが、その中で国政参加にとって重要な要素と思われる 法令、基準等の新設、改廃、 国の計画、 国の大規模プロジェクトの3分野について、本県における事例を調査したものである。

#### 第1節 法令・基準等の新設、改廃

この節では、事例研究に当たって事例を法律の新設、法律の改正、政省令の制定・改正、条約の改正などから 13 の事例を選定し、そのうち5事例について以下に記述することとした。なお、この5事例以外の事例については、「参考資料」編に収録している。

これらの事例から共通的に言えることは、 国政への参加規定といえる「意見聴取」、「協議」、「同意」、「意見の申出」の規定が法令に定められているものは、騒音規制法を除いては、規定されていなかった。 地方自治体が国政へ参加している実態としては、国がヒヤリング、会議の開催などを通じてインフォーマルな形で自治体の意見を聞いている。しかし、政策立案、企画段階での地方自治体の参加は少なかった。 さらに、地方自治体の意見がどう反映されたか必ずしも明らかではなく、国と自治体の相互が応答している事例も少なかった。

これらのことから、国の政策立案、変更によって地方自治体の運営に大きな影響を及ぼす法令・基準などの新設、改廃に当たっては、企画段階から自治体が国政に参加する制度を確立していく必要がある。また、地方自治体の意見が採択され

ない場合には、国はその理由を明らかにすることも、併せて制度化する必要がある。

## 1. 老人保健法の制定

### (1) 制定までの経過の概要

国は、高齢化社会に対応するため昭和 40 年代当初から老人問題に関する総合的な施策のあり方について精力的に検討を進めてきたが、老人医療費対策に関して、昭和 56 年 3 月に「老人保健法案要綱」をとりまとめ、「社会保険審議会」及び「社会保障制度審議会」に諮問し、同年 4 月にその答申を得て、昭和 56 年 5 月 15 日に「老人保健法案」を国会へ提出した。この法案は昭和 57 年 8 月 10 日に衆議院本会議で可決され、同月 17 日に公布された。

### (2) 参加の実態

厚生省は、昭和 55 年 9 月に全国の主要都道府県市の民生担当部長（北海道、宮城、東京、神奈川、兵庫、福岡などの都道府県）及び衛生担当部長（前記の都道府県及び川崎市、名古屋市などの政令指定市）を招集し、老人保健制度についての厚生省試案について説明し意見交換を行っている。さらに、昭和 56 年 4 月に全国主管部長会議及び全国主管課長会議が開催され、老人保健法案要綱について説明し意見交換が行われている。なお、関東ブロック民生主管部長会議においても厚生省の担当官を招いて意見の交換が行われている。

### (3) 本県の状況

本県においては、「昭和 56 年度・国の施策、制度、予算に関する要望」で、老人医療制度の改正に当り、給付内容、所得制限、国庫負担等について、現行制度の水準を維持するとともに対象年齢の引下げを図るよう、昭和 55 年 7 月に要望している。さらに昭和 57 年度の要望では、老人保健法の制定に当り地方財政への影響を十分配慮すること及び保健事業の実施に当り必要な人的、物的資源の確保を図るよう市町村に対する所要の措置を講ずることを、昭和 56 年 6 月に要望している。また、本県議会も昭和 56 年 12 月に「高齢者対策と

保健医療の推進に関する意見書」を国へ提出し、本県山北町、葉山町などの市町村議会からも同様趣旨の意見書が提出されている。

#### (4) 問題点及び改善の方向

ア 国は厚生行政としては初めて、法案の作成段階において会議を開催して地方自治体の意向を把握しようとした姿勢は、一応の評価はできる。しかし、法律の制定に当たって今後も同様の方法がとられるかどうかは国の判断に委ねられることとなるので、法律制定の手続きとして、地方自治体の意見聴取及び意見に対する応答を義務付けておくことが必要であろう。

イ 老人保健法の制定は高齢化社会へ向けて一歩前進したと一定の評価はできるが、老人医療費無料化制度の対象年齢の引下げを実施していた市町村は、70歳以上の患者の一部負担導入により新たな行政対応を迫られたこと、また保健事業の実施に当り事業の実施主体である市町村では、人と施設を確保しなければならず、当面県が肩代わりをするとしても、新たな財政需要を負うこととなった。このような問題を論議していくためにも地方自治体の「国政参加」が必要とされる。

ウ 「社会保障制度審議会」及び「社会保険審議会」は地方自治体に大きな影響を及ぼす老人保健制度などを審議しているにもかかわらず、自治体の代表者が委員に加えられていない。このような地方自治体の政策に大きな影響を与える事項を調査審議する審議会には、自治体の代表者をその代表者として位置づけて委員に加えるべきである。

## 2. 学級編制基準等の改正

### (1) 改正までの経緯

公立小中学校の学級編制基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という）に規定されているが、昭和39年度に1学級50人が45人に改正された。その後、標準法の一部改正に際して、昭和49年5月の衆・参議院文教委員会において「1学級定数45

人の学級編制の標準を、例えば、40人以下に引き下げる」等の附帯決議が行われた。また、昭和53年11月に開催された衆議院「教職員定数等に関する小委員会」に、都道府県教育長協議会幹事長、全日本中学校長会会長、日本教職員組合書記長、全国都市教育長協議会副会長の地方自治体関係者など5名が参考人として招致され、学級規模の縮小及び教職員定数の改善について意見聴取が行われ、「同小委員会」は昭和53年12月に昭和49年5月に衆議院文教委員会が行った附帯決議を再確認する全国の実態調査の結果を検討の上、年次計画により改善を図る。改善にあたっては、地方財政について十分な措置を講ずる等の委員長報告を行った。

文部省では、昭和53年3月に「標準法実施に関する臨時実態調査」を実施するとともに、昭和55年度予算概算要求の際、大蔵省と共に主要都府県の意見聴取を行った。そして実態調査の結果から「児童（生徒）減少市町村」と「その他の市町村」に区分して、昭和55年度から昭和66年度までの12か年間で学年進行方式により、1学級の編制基準を40人に改正するよう「標準法の一部改正案」を昭和55年2月に国会へ提案した。同法案は昭和55年5月に可決成立し、昭和55年度から実施された。しかし、昭和56年7月10日に発表された第2次臨時行政調査会の行政改革に関する第1次答申により、財政再建期間中はその実施が凍結され、昭和55～56年度に実施した市町村以外の市町村の実施は昭和57年度から延期されている。

## (2) 本県の状況

本県は全国有数の児童生徒急増地域であるが、全県的には、児童数は昭和56年度、生徒数は昭和61年度がピークで、以降の年度から減少していくと推計されているので、ピークを超えた減少期に40人学級編成を実施することについては大きな支障はないものと見込んでいた。したがって、本県は、昭和55年度の国の予算に対する要望として、40人学級編制の早期実現を国へ要望するとともに、全国知事会、都道府県教育長協議会を通じて国へ要望を行った。また、昭和54年9月に来県した大蔵省、文部省事務官の意見聴取に際

しても、施設増設、教員給与費など地方財政への負担増加には問題があるが基本的には賛成であると応答している。

文部省の実態調査により本県の児童減少市町村は箱根町、真鶴町及び山北町の3町が該当し、40人学級編制の実施に伴う施設増設が必要ないと認められ、この3町は昭和55年度から40人学級編制が実施されている。

### (3) 問題点及びその改善方向

この事例においては、法案作成の前段階において国会での地方自治体関係者の意見聴取が行われていること、実施を前提とした実態調査が行われていること、地方自治体への意見聴取が行われたこと、など地方自治体の意向の反映に対して実質的には努力が行われた事例となっている。しかし、このことは結果として評価ができることであり、地方自治体に大きな影響を及ぼす法令の改正については、自治体の意見を聴取しそれに応答することを法律決定の手続きとして義務付けておくことが望ましい。

## 3. 公営住宅入居基準資格の収入基準

### (1) 改正の経緯

この収入基準は、公営住宅法施行令で規定され、最近では2年目ごとに改正が行われていた。しかし、今回は3年目の昭和57年6月に改正され、収入基準の上限が第一種住宅については48%、第二種住宅は58%引き上げられている。収入基準額は、建設省が総理府の貯蓄動向調査を基礎に5分位法により下から15%を第二種公営住宅の基準に、30%のところを第一種公営住宅の基準に決定している。

### (2) 参加の状況

建設省は今回の改正に際して、改正案の段階で本県、東京都などの近県に対して昭和57年4月に担当者レベルの意見聴取を行い、昭和57年5月に全国主管課長会議において改正案の説明を行っている。本県では意見聴取の際、収入基準額の引上げ及び地域の特性に応じて基準額が決められることを要望

し、別に関東ブロック及び全国知事会、公営企業住宅管理連絡協議会を通じて同趣旨の要望を行っている。しかし、収入基準額の引上げは実現したが、地域特性を生かす決定方法については見送られている。なお、本県の公営住宅入居資格は県条例で規定をしているが、収入基準は政令に拘束されるので政令と同額にしている。

### (3) 問題点及び改善の方向

ア 収入基準の決定に当り、国はあらかじめヒヤリングや会議を通して地方自治体の意見聴取を行っていることは一応評価できるが、本事例のような地方自治体の施策と密接に関連している事項の決定にあたっては、決定手続きとして地方自治体の意見を聴取し、それに応答することを法令に規定しておくことが望ましい。

イ 基準額の改正は最近では隔年ごとに行われていた経過があり、今回は1年遅れとなったが、このような場合は単に国へ要望することしかできないのではなく、意見の申し出ができるように制度化しておく必要がある。

ウ 収入基準額は全国画一に決められているが、労働省の統計による昭和56年平均の労働者平均給与月額では、最低の都道府県の210,440円に対し、最高の都道府県のそれは330,622円と1.57倍になっており、一方、建設省の住宅需要実態調査結果による1か月当り家賃では、最低と最高の地域ブロックを比べると、1万4千円に対し2万4千円と高いブロックの方が、1.71倍になり、地域間では相当違っている。このように、地域が異なると住民の収入・支出が相当異なり、同額の所得でも同じ生活水準とはならないので、現在の全国画一の決め方は不合理であるといえよう。やはり、地域の実情に合わせて弾力的に地方自治体が決定できるような基準の設定が必要であろう。したがって、このようなことについて、地方自治体の意向を反映させる方策として「国政参加」が必要である。

#### 4 . 特定工場等の騒音規制基準

##### (1) 制度の概要

公害防止については、地域の環境を守る立場から地方自治体が先駆的に条例によって規制を行い、その実績を積み重ねてきた分野である。国は法律の制定によって改めて地方自治体の公害防止に対する責務を強化したものである。したがって、法律は大綱を定めるに止まり、地方自治体の条例によって地域に調和させようとしているので、他の分野の法令に比べ、法令に定めていない事項を条例で必要な規制を定めること（いわゆる上乘せ、横出し）ができるなど地方自治体の権限が強化されている特徴がある。

騒音規制基準については、昭和 43 年 6 月に制定された騒音規制法に基づき、昭和 43 年 11 月に告示された「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」が定められている。この基準も前記の趣旨のように、基準の範囲を上限と下限を設けて定めたものであり、地方自治体はこの基準の範囲で条例により定めることとされている。

なお、公害対策に関する基本事項等を調査審議する「中央公害対策審議会」には、地方自治体の職員が学識経験者として 4 名委員に加わり、意見等を述べる機会が与えられている。

##### (2) 本県の状況

本県における公害防止については、昭和 26 年 12 月に「事業場公害防止条例」を定め、増加していく工場の公害防止に努めていたが、昭和 33 年 12 月に定められた「公共用水域の水質に関する法律」など法律の制定改廃が相次いで行われたため、条例の改廃を行い、昭和 53 年 3 月に定めた現在の「公害防止条例」となっている。

騒音の規制基準については、公害防止条例で騒音の規制基準を定めているが、国の基準の範囲内となっている。なお、特定工場等の騒音規制基準については、昭和 44 年に地域の指定の告示を行い、昭和 49 年 5 月に改定されている。

国は昭和 43 年 6 月に騒音規制法を制定し 11 月に「特定工場等において発生



する騒音の規制に関する基準」を告示しているが、この法律及び基準を制定するに当り、本県は東京都及び大阪府と共に国に対して騒音規制に関する知識、データを提供するとともに法案等の作成を支援した経緯がある。

### (3) ま と め

騒音の規制基準については、(1)で述べたとおり地方自治体が先駆的役割を果たし、法令等の制定についても自治体が関与し条例において基準を弾力的に決定できる規定も設けられ、実態的には自治体の「国政参加」が行われたといえる事例となっている。

しかし、「中央公害対策審議会」には地方自治体の代表者及び関係者が学識経験者として委員に4名参加しているが、この審議会の委員総数(90人以内)部会数(12部会)を考慮すると、4名の参加では少ないといえる。したがって、地方自治体の代表者を学識経験者としてではなく、本来の自治体の代表者として、委員総数等との均衡を考慮のうえ適切な人数を参加させるべきである。

## 5 . 駐留軍従業員に対する基本労務契約

### (1) 制度の概要

駐留軍従業員に対する基本労務契約は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」による「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に基づく雇用契約であり、防衛施設庁が所管することと規定されているが、駐留軍等労務者の雇入、提供、解雇及び労務管理、給与の支給並びに福利厚生に関する事務が都道府県知事に委任されている。

### (2) 本県の実情

本県には、昭和57年10月末現在で基本労務契約による従業員が7,512人、諸機関労務協約による従業員が411人雇用され、県内17か所の米軍基地施設

に勤務している。これらの従業員は前述の基本労務契約等によって雇用され、給与、福利厚生等については国内的労務慣行を含む国内法がおおむね適用されるよう改善が行われてきている。また、職場の安全衛生については、民間企業と同様に労働基準監督署の所管するところとなっている。なお、駐留軍等従業員は、米軍の都合によりいつ解雇されるかという不安があるので、国及び県においては転職のための職業訓練及び離職者の就労あっせんに努力をしている。本県では、長期雇用計画を確立し、雇用者の不安を除くよう国へ要望している。

### (3) 国と県との関係

駐留軍従業員にかかる職種の 신설など労働条件の変更については、国は知事に通知し意見を聞いたうえで決定している。また、就業規則の変更等の労働組合交渉は、国が交渉当事者として直接当り、その結果については地方自治体へ連絡されている。国は、関係都道府県の主管課長、渉外労務管理事務所長及び5部門の担当者（労務、給与、経理、管理、福利厚生の各担当者）をそれぞれ毎年1回ずつ招集し、意見交換を行い地方の意見を聞く機会を設けている。また、関係県主催の主管課長会議にも国の職員が出席して意見交換が行われている。

### (4) 問題点及び改善の方向

この事例においては、日米間の防衛協定に関する政治上の問題を包含しているため、国はきめ細かく会議を開催するなど地方自治体との意見交換を行い、国と自治体との関係は順当に推移しているが、自治体の意見聴取は法令に定められたものではない。しかし、この協定締結前に自治体の意見聴取をするよう法令に定めることができるとしても、実現には米国との合意及び駐留軍等従業員との合意が必要となり、法令に規定する意義が難しい事例となっている。

## 第2節 国の計画

国の計画は、「全国総合開発計画」、「国土利用計画」及び「長期経済計画」を基本として、地域開発、資源開発、施設整備等数多くの中長期計画が策定されている。本節では、本県に関連のあるこれらの計画の中から12事例を選び、そのうち3事例について以下に述べることとした。

これらの事例で共通的に言えることは、前節の法令と同様に、地方自治体が国政へ参加する規定を定めているものは少なく、「住宅建設五箇年計画」を策定する場合、市町村の意見等を取りまとめて知事が建設大臣に資料を提出する規定を除いては、なかった。インフォーマルな形で地方自治体の意見を求めたり、その反映が必ずしも明確でないのも前節と同様の傾向となっている。

国の計画は、地方自治体に大きな影響を及ぼすものであり、その策定にあたっては、企画段階から自治体が参加し、自治体と国との協力・協働関係のもとで、情報をフィードバックしながら計画を策定していくことが重要となろう。

国が計画を策定する場合、国の審議会が関与しているのが普通であるが、本節の3つの事例においても、いずれも審議会において計画案などを審議している。この事例における国の審議会への地方自治体の参加の状況は、「国土審議会」、「都市計画中央審議会」および「住宅宅地審議会」のいずれも自治体の代表者あるいは関係者が、学識経験者として参加している。しかし、参加の態様は、学識経験者の立場であり、地方自治体の参加ということは必ずしも明確にはなっていない。国の諸計画は地方自治体の行政に密接な関係をもつものであり、国の審議会への参加は、地方自治体の代表者またはその連合組織の代表者としての立場から参加させるよう法令に明記する必要がある。

### 1. 第三次全国総合開発計画

#### (1) 計画策定手続

全国総合開発計画は、国土の総合的利用、開発、保全及び産業立地の適正

化をはかることを目的として、国土総合開発法に基づき国が全国の区域について作成する計画であり、同法に基づいて定めることができる都道府県、地方、特定地域の3つの総合開発計画の基本となる計画である。全国計画は内閣総理大臣が関係行政機関の長の意見をきき、国土審議会の調査審議を経て作成することとされている。国土審議会は45人以内の委員で構成することとされているが、地方自治体の代表者が学識経験者として3名参加している。

第三次全国総合開発計画（三全総）は、昭和44年に策定した新全国総合開発計画を改定して、昭和52年11月に昭和60年度を目標に策定されている。

## (2) 参加の状況

国土庁は三全総の策定の過程で、各都道府県知事に目標人口、主要プロジェクト、三全総に対する意見などとともに市町村の将来人口、課題などの実情及び意見のとりまとめを照会している。さらに、国土庁試案についても県知事の意見照会を別に行っている。本県ではこの照会に対する回答として、定住構想実現のための地方への権限強化などについて意見を提出している。

## (3) 問題点及び改善の方向

ア この計画の策定手続規定では地方自治体の意向を把握する規定はないが、国は計画策定に当たって自治体に意見照会を行っている。地方自治体においても地域を計画的に統合・発展させる立場から計画を策定しており、国の計画との整合性をはかり、自治体の意見を国の計画へ反映させていく必要がある。このための手段として、現に行われているインフォーマルな形態ではなく、「国政参加」を制度化していくことが望まれる。

イ 前記の地方自治体の提出した意見が国の計画にどう生かされているのかわかりずしも明かではない。また、計画の策定過程では、基本方針・基本構想の策定、具体的施策の展開などのいくつかの段階がある。したがって、国は計画策定作業の進展に伴い、これらの各段階について地方自治体に適切な情報を伝達して自治体の意向を確かめていくなど、自治体との間に情報のフィードバックを行うことが必要である。このことによって、地方自治体

の提出した意見に対しての国の意思決定が明確になるといえる。

## 2. 下水道整備五箇年計画

### (1) 計画策定の経過

下水道整備五箇年計画は、下水道整備緊急措置法により建設大臣が計画案を作成し、閣議で決定することとされている。現在の五箇年計画は、昭和56年度から昭和60年度までの第5次計画で、昭和56年2月に閣議決定されている。建設省では計画策定に先立ち、国、地方自治体（5名）の職員及び学識経験者で構成する第4次下水道財政研究委員会を設置して、下水道財政のあり方について研究していたが、昭和54年7月にその提言を受けている。また、「都市計画中央審議会」（地方自治体の代表者4名が学識経験者として委員になっている）に、今後の下水道整備のあり方について諮問を行い、昭和54年8月にその答申を受けている。

### (2) 本県の対応

建設省では計画の策定に先立ち各都道府県に事業費の枠及び達成普及率を提示した。本県はこの提示に基づいて、各市町村から提出された資料により必要な調整を行ったうえで、建設省に資料を提出している。本県では相模川及び酒匂川の両流域下水道事業及び芦ノ湖周辺公共下水道（特定環境保全公共下水道）事業を実施しているが、公共下水道事業は市町村が事業主体であり、計画の完全達成のため公共下水道事業に対する補助率の引上げ及び補助対象枠の拡大を国へ要望している。

### (3) 問題点及び改善の方向

国の第4次五箇年計画では、下水道の全国普及率22.8%を40%に上げる目標となっていたが、30%の普及率に止まった。国は各都道府県に達成普及率を指示して計画を策定しているが、計画の実効性を確保するためには、今まで以上に地方自治体からの意見を反映させて計画を組み立てていくように策定方針を転換させていくべきであろう。このために、従来のようなインフォ

ーマルな形の意見聴取ではなく「国政参加」の制度化が必要となっている。

### 3. 住宅建設五箇年計画

#### (1) 計画策定手続

住宅建設五箇年計画は、建設大臣が、住宅建設計画法に基づき、知事が市町村の意見を聞いて作成した資料を参酌し、関係行政機関の長と協議し、さらに住宅宅地審議会の意見をきいて計画案を作成し、閣議決定によって成立する。また、この計画の決定に基づき、住宅宅地審議会及び都道府県知事の意見をきき、関係行政機関の長と協議して、建設大臣は「地方住宅建設五箇年計画」を作成することとされている。この地方計画を作成したときは、建設大臣は関係都道府県知事の意見をきき、5か年間の公営住宅建設の事業量を都道府県知事に通知しなければならないとされている。都道府県では、市町村と協議のうえ、地方計画に基づき5か年間の住宅建設目標を定め、公的資金による住宅の建設事業量を明らかにした「都道府県住宅建設五箇年計画」を定めることとされている。

住宅建設五箇年計画はこのように三層構造で策定されることとなっており、現在進行中の計画は昭和56年度から昭和60年度までの「第四期住宅建設五箇年計画」であり、昭和56年3月に閣議決定され、昭和56年7月には地方計画が作成されて各都道府県へ通知されている。

#### (2) 本県の状況

本県では、市町村から人口、世帯及び住宅建設必要戸数などの基礎的なデータを提出してもらうと同時に意見聴取を行い、それをとりまとめて国へ報告したが、制度的な報告とは別にさらに2回の資料提出を行って国との意見交換を行っている。また、国から通知された地方計画について、南関東の4都県が集まって情報の交換を行った。

#### (3) 問題点及び改善の方向

公的資金住宅については、国から割当てされているが、本県では地価や建

設費の高騰及び土地取得の物理的困難さ等から計画目標が達成出来ず、計画と実態が遊離してしまっている。本県の第3期住宅建設五箇年計画は全体戸数では88%の達成率を上げているが、公的資金住宅では66%、特に公営住宅では58%と低い達成率となっている。計画の実効性を確保するためには、基礎的自治体である市町村の役割を強化して、地域での総合的な住宅計画を作成してそれを積み上げていく方向に計画策定方針を改革し、国は大局的な見地で法制度、財政政策などの基本的な政策を分担し、全体的な調整を行っていくべきであろう。この改革を行うことによって地方自治体の意向が十分反映される計画ということになる。なお、国は、最近では市町村も住宅建設計画を策定するよう指導している。

### 第3節 国の大規模プロジェクト

本県における国の大規模プロジェクトは、昭和30年代に東海道新幹線、東名高速道路が完成して以来、最近の事例は少ないので、以下に2つの事例について記述した。

この事例で共通しているのは、地方自治体が主体的に企画段階から事業の推進を希望し、国の大規模プロジェクトの策定に実態として参画したといえるわけで、実施の段階でも比較的スムーズにいった事例となっている。大規模プロジェクトは、より国家的目的が大きくなるほど、例えば、空港、新幹線といったような場合、地域が蒙る被害を最少限に止めるよう努力が払われなければならない、こうした見地から地域住民の意思を代表する地元自治体の参加が不可欠であり、自治体と国との協力・協働関係のもとで、自治体の計画等との整合をはかりながら推進されなければならない。

## 1. 宮ヶ瀬ダム建設計画

### (1) 計画策定までの経過

本県では、さらに急増していく水需要に対処するため、昭和 42 年 8 月に中津川総合開発計画を策定し、本県の中央を流れる相模川の支流の中津川にダム建設を計画し、その調査を行っていた。一方、水資源開発公団は首都圏の水資源開発のため中津川ダム試案を提案し、昭和 43～44 年度に調査を行った。このような経過の中で、建設省は昭和 44 年 4 月に相模川を一級河川に指定し、同年 9 月に多目的ダム法による多目的ダムとして宮ヶ瀬ダム計画を発表し、昭和 44～46 年度に予備調査を、昭和 47～48 年度に実施計画調査を行った。昭和 52 年 3 月に宮ヶ瀬ダムは水源地域対策特別措置法によるダム指定が公示され、昭和 53 年 5 月にはダムサイトが決定した。また、昭和 53 年 8 月に建設省は特ダム法による建設基本計画案を作成し、知事の意見聴取が行われ、知事は同年 10 月議会の同意を得て同案を了承する旨回答した。これを受けて、建設省は昭和 53 年 12 月に建設基本計画の告示を行った。その後本県は水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画案を作成し、昭和 55 年 3 月に内閣総理大臣に提出し、同案は国において公示された。建設省は昭和 54 年 12 月に損失補償基準を提示し、昭和 56 年 8 月 28 日に地元住民との「相模川水系宮ヶ瀬ダム建設事業の施行に伴う一般補償に関する協定書」の調印が行われた。建設省のダム建設計画では、昭和 58 年度から本工事に着工し昭和 62 年度に完成することとなっているが、補償交渉が大幅に遅れたため当初予定した工期は 5 年程度遅れ、昭和 67 年頃までとなる見込みである。

### (2) 本県の対応

本県では、このダム建設計画については昭和 44 年から国の計画を支持し、その実現を強く要請してきたが、昭和 50 年 11 月にはダム計画に関連する市町村長にも協力要請を行った。また、利水者を県、横浜市、川崎市及び横須賀市で構成する県内広域水道企業団とすることとし、新規開発水量の暫定配分についても昭和 50 年 11 月に合意に達している。



地元住民の対策として県は昭和 51 年 7 月に総合相談所を設置してダム建設に伴う各種相談を行うとともに、昭和 53 年 2 月にダムの安全性確認のために宮ヶ瀬ダム懇話会を設けてその意見を聞き安全性の確認を行い、地元で説明を行っている。また、水源地域整備計画案の作成に当っては、関係市町村の了承を得ることは勿論、地元関係団体の意見聴取を行っている。なお、同整備計画案については、水源地域関連地域が国において限定されたため一部の地域が指定から除外され、また整備計画事業の一部が認められなかった。そのため、県は除外された事業を関連事業として取り入れた水源地域振興事業計画を策定して進めている。

### (3) 問題点及び改善の方向

この事例については、多目的ダム法に基づくダム建設基本計画に対する知事への意見聴取、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画案の知事の作成権及びダム指定に対する知事の申出など法令に地方自治体の意向を反映する規定が盛り込まれていること、実務的には建設省が知事に対してダム建設に係る調査についての同意を求めたこと及び随時相互に協議打合せを行っていたこと、このダム建設プロジェクト案を当初本県が発案しその建設実現を国へ要望していたことなどから国と県との関係は円滑に行われた事例といえる。

しかし、先きあげた法令における国の知事に対する意見聴取の規定では、決定は国の判断に委ねられるものであるから、基本的な事項たとえば、多目的ダム法によるダム建設基本計画の知事への意見聴取規定は、知事の関わりを強めて同意又は協議とすべきであろう。

## 2 . 東京湾岸道路計画

### (1) 計画の概要

東京湾岸道路計画は、神奈川県、東京都、千葉県を東京湾岸沿いに結ぶ延長約 160 kmの道路計画であり、「東京湾環状道路計画」の一環となっている。

「東京湾環状道路計画」は東京湾岸道路計画のほかに、川崎市と木更津市を東京湾の中央で結ぶ延長約 15 kmの「東京湾横断道路」、及び浦賀水道を横断して横須賀市と富津市を結ぶ延長約 10 kmの「湾口部横断道路」を合わせて三つの部分からなる 8 の字型の路線計画である。この事例研究では事業が着手されている東京湾岸道路計画を取り上げることとする。

## (2) 計画進行状況

建設省は、東京湾岸道路計画を第 1 次道路整備五箇年計画に登載するとともに、昭和 37 年度から調査を行い、昭和 42 年度から日本道路公団及び道都高速道路公団(一部建設省が施工)により工事に着手し、現在千葉県部分 78.0 kmのうちの 79%、東京都 23.3 kmの 48%、神奈川県 58.7 kmの 16%の供用を開始している。また、昭和 57 年 8 月に発表された第 9 次道路整備五箇年計画案では、未完成部分の一部が着工され、本県部分では川崎市から横浜市金沢埋立地までの未完成部分全部が着工され、昭和 62 年までに横浜ベイブリッジが完成するとなっている。

## (3) 地方自治体の対応

東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市など関係自治体は、東京湾岸道路計画の促進をはかるため、民間約 240 社と共に東京湾総合開発協議会を昭和 37 年 12 月に結成したが、その後の社会経済の変化などから同協議会の活動は縮小され、昭和 51 年には事実上解散した。しかし、東京湾岸道路を含む首都圏交通問題については、首都圏内の自治体で組織している「六都県市首脳会議」(首都圏サミット)で検討されている。

## (4) ま と め

東京湾岸道路計画は、計画立案段階においては関係自治体が積極的に実現方を国に要請し、国がそれに応えるという経過を経ている。また、具体的な経路の決定に当たっては、都県知事が都市計画決定を行う権限を有しているので、都市計画決定の段階で参加しているといえる。したがって、地方自治体の「国政参加」は事実上行われているといえる事例となっている。

## 第2章 先進諸国における事例

### 1. 西ドイツにおける国政参加

横浜国立大学教授 成田 頼明

#### 1 歴史的沿革

ドイツでは、すでに第一次世界大戦後のワイマール時代から、地方自治体の連合組織の国家意思形成への参加が問題になっていた。すなわち、1924年から1926年にかけて、ライヒ都市連盟(Reichsstädtebund)およびドイツ都市会議(Deutscher Städtetag)が、「できるだけ広範囲にわたって、かつ、一般的な方法で国家の立法と行政に共働する」<sup>(1)</sup>ことを連何組織の基本的目標の1つとして掲げたのである。その当時は、特別の制度的措置がとられていたわけではないが、実際上の運用措置として、これらの地方連合組織は、地方自治体の利益を他の官庁に対して主張する立場にあるライヒ内務省(Reichsministerium des Innern)との共同活動を次第に強化していった。そうして1920年代末期には、ドイツ都市会議は、ライヒの政治的意思形成に地方自治体の利益が反映される仕組みを法制度化すべく努力した。たとえば、1928年に開催されたマクデブルクの総会では、ライヒ経済会議(Reichswirtschaftsrat)に代表者を送ることと並んで、ライヒ国会に地方自治政策に関する委員会を設けるべきこと、およびライヒ内務省に地方部を設けるべきことを決議している<sup>(2)</sup>。この要望の一部がとり入れられて、1929年には、ライヒ国会に地方自治政策に関する常任委員会が設けられた。

その後、ナチスの時代になると、地方自治は、全体主義体制の下で弱体化し、地方自治体の全国的連合組織の力も弱まって、問題は立ち消えの形になるが、戦後、ドイツ連邦共和国の成立とともに、1949年以降、連合組織が再び活発な活動をはじめ、連邦内務省(Bundesministerium des Innern)に地方課を設けさせ

ることに成功した。また、連邦議会に地方政策委員会を設けることを主張したが、これは第5次選挙の後に実現をみた。これと並んで、西ドイツの地方団体連合組織は、連邦および州レベルの議会や政府と活発な折衝をはじめ、次第に、国家組織の中における地方自治体全体の利益を中央で反映する役割を果たすようになり、それゆえに、地方自治体の連合組織は、他の利益団体・職能団体に対して「特別な地位」を認められるようになった。西ドイツの地方団体連合組織がとくにこの問題をま正面からとり上げたのは、第6次の連邦議会の憲法改正のための調査委員会（Enquete - Kommission Verfassungsreform）が連邦と州の統合モデルを検討したときであった。そのときに、地方団体連合組織は、広域・上位の連邦と州の計画は、地方自治体がこれに拘束されることによって自治体の計画および地域形成の自由を奪う結果になるので地方自治にとってきわめて危険なものであること、地方自治体は次第に上位の法規範、国土整備諸計画（Raumordnungspläne）、公共投資事業（Investitionsvorhaben）等の執行だけを担当するようになる傾向がみられ、自主的・自律的に裁量権をもつて処理することのできる分野が狭くなってきていること、などを強く主張し、このような状況の下で地方自治体の給付行政の能力を高めるためにはとくに市町村および郡の国家計画への参加その他国家の意思決定過程への参加が不可欠であって、基本法（連邦憲法）28条2項の地方自治の保障にはこのことが含まれるべきであると主張した<sup>(3)</sup>。1974年に連邦議会が、議会の立法過程等において意見を聴取すべき利益団体および職能団体の代表者と構成メンバーの一覧表を作成するとき地方団体連合組織をこの一覧表に登載することの承諾を求めてきたのに対して、連合組織は、このような一覧表に登録（登録されるべき各種団体は948であった）されることは同連合組織が公益を代表し、その構成員も地方自治体であるという特性に反することになるという理由でこの申入れを拒否した。そうしてこれに代って、基本法28条の規定を改正し、第3項として次の1項を新設すべき旨の提案を行ったのである。

「地方公共団体の活動領域に係る法規を定めるにあたっては、地方団体連合組織が参画するものとする」、またこれとは別に、ドイツ都市・町村連盟（Deu -

tscher Städte - und Gemeindebund) は、基本法 51 条を改正して「連邦段階の地方団体連合組織の提案に基づき、連邦参議院における州代表者によって選挙・指名される」3人の地方団体代表者を連邦参議院の議員として加えるべきことを提言した<sup>(4)</sup>。この提案は、連邦立法府の上院に直接地方自治体の代表者を送りこもうという新規な構想であったが、これには、ドイツ都市会議やドイツ郡会議 (Deutscher Landkreistag) など他の連合組織は同調しなかった。これらの提案は、いずれも、憲法改正調査委員会の容れるところとはならなかった。これを拒否した理由は、まず、前者の提案については、基本法と改正するまでもなく、立法過程への参加については連邦議会および連邦政府の運営規則 (Geschäfts - ordnungen) の改正によって十分に対応が可能であり、連邦および州の計画への参画については計画関係法令の改正によって対応可能であること、後者については、提案のようなかたちで連邦参議院の議席を拡大することは二段階の国家構造をとっている連邦制度の本質に反することになるということにある。しかし、同調査委員会は、これらの要望の趣旨そのものは汲み上げて、地方団体連合組織に対して、地方自治と深い関係にある問題に関して連邦参議院の委員会等で意見を述べる権利 (Anhörungsrecht) を認めるべきである旨を勧告した<sup>(5)</sup>。

- (1) Deutscher Städtetag, Altakten B3765.
- (2) J. Bertram, Staatspolitik und Kommunalpolitik - Notwendigkeit und Grenzen ihrer Koordinierung, 1967, S.105f.
- (3) Eingabe des Deutschen Städtetages und des Deutschen Landkreistages vom 19.6.1973 "Forderungen des Städte und Kreise zum Standort des Kommunalen Bereichs nach dem Grundgesetz" an die Enquete - Kommission (Kom.Drs.Nr.061).
- (4) Komm.Drs.Nr.060.
- (5) Schlussbericht Enquete - Kommission Verfassungsreform des Deutschen Bundestages, Beratungen und Empfehlungen zur Verfassungs -

reform, Teil II . S . 216 , 223ff .

## II 連邦および州の立法過程への地方自治体連合組織の参加の現状

地方自治体の連合組織が過去において国家の立法過程への参加を実現するために強力な運動を展開してきたことは、すでに述べたところであるが、現在では、連邦および多くの州で、制度上または運用上、連合組織の参加が実現している。以下その概況を簡潔に述べてみたい。

### 1 . 連邦段階

連邦政府は、1975年3月6日付で連邦各省共通運営規則（Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien）を改正し、市町村または市町村連合（郡等の上位自治団体の総称）の利害に係る法律案の立案にあたっては、連邦政府各省は、できるだけ早い機会にその案を連邦段階で組織されている地方団体連合組織に伝達すべきものとする、かつ、地方団体連合組織の政府案と異なった意見は、法律案の提案理由書中に明記するものとする、と定めた<sup>(6)</sup>。

連邦議会も1975年6月19日に議院運営規則の一部を改正し、「連邦段階において成立している地方連合組織には、地方団体の重要な利害に係るすべての法案に対し、委員会における議決に先立って意見を述べる機会が与えられなければならない」旨を定めた<sup>(7)</sup>。この規定は、すでに述べた憲法改正調査委員会の勧告に基づくもので、これにより地方団体連合組織の要望は実質的にはほぼ叶えられることになった。地方団体連合組織の要望は、この制度を憲法改正を通じて憲法上の制度にまで高めることにあったが、連邦政府および連邦議会は、この要望を容れると他の団体（産業界の連合組織、労働組合の連合組織）からも同様の要望が出され、收拾がつかなくなるおそれがあるという理由で憲法改正には反対の態度をとりつづけている。

これに対して、連邦の上院である連邦参議院は、憲法調査委員会の提案した地

方団体連合組織に対する意見申述権の付与をいまだに実現していない。連邦参議院は連邦議会と異なって、当時の野党であるCDU・CSUが多数を占め、保守色が強いために参加問題には消極的で、地方自治体の利益は州の代表議員によって十分に主張されているので、とくにこのような規定を設けるまでもないという見解をとっているのである。

なお、このほかに、連邦および州に第三院として“ Gemeindegemeinderat ” と称する新しい議院を新設し、地方自治体の利害に係るすべての法案をこの第三院に付議して審議することにすべきであるという一部の学者等による提案もあったが<sup>(8)</sup>、この構想はあまりにも突飛で、憲法および政治の構造と現実からみて全く問題にならないという理由で冷淡にあしらわれている。

(6) § 25 , § 40 Abs . 3 Satz 2 GGO ( GMB I .S.550 )

(7) § 73 , Abs . 3 or § 74 Abs 2 GOBT

(8) Voigt, Kommunale Partizipation am staatlichen Entscheidungs -  
proze , S .153ff.157 ; ders., Städte und Gemeindebund 1977, S .69

## 2 . 州段階

西ドイツの連邦を構成する各州における地方自治体連合組織の州立法過程への参画は、州によってさまざまなかたちで行われている。その制度形式も、州憲法に明文の規定を設けているものから単なる議会の決議によるもの、州政府の閣議決定によるものなど多種多様である。以下、各州における最近の状況を概観してみたい。

### ア) バーデン・ヴュルテムベルク州

1953年11月11日の州憲法の71条4項によって、市町村および市町村連合並びにこれらの連合組織には、市町村および市町村連合に関係のある一般的问题を政府が法律または命令で規律する際に、事前に意見を述べる権利が保障されている。州議会への参画については、同州議会の1975年4月25日の議院規則50a条に規定が設けられている。州政府に対する連合組織

の意見申述は、手続法上の聴聞権に近いかたちで細目がきめられており、連合組織は、地方自治体に関係のある一般的な問題を規律する法案または命令案に対して、適切な時期に、かつ相当の期間内に文書または口頭で意見を述べるができるようになっている。

#### イ) バイエルン州

この州では、1946年12月2日の州憲法に基づいて、西ドイツ各州でただ1つ、議会の第2院である上院（Senat 議席60）に6人の地方団体の代表者を議員として送りこみ、この6人の議員が直接に州立法に参画するという特異な制度が採用されている（州憲法34条・35条）。この6人の議員は、同州のバイエルン町村会議（BayGem T）、バイエルン都市連盟（BayStV）およびバイエルン郡会議（LK T Bay）からそれぞれ2人宛選挙して指名することになっている。地方自治体の代表者が上院の議席を占めるこの特異な制度は上院の立法手続上の地位が連邦参議院と対比して弱いために、地方団体にとっては必ずしも有効なものではないといわれている<sup>(9)</sup>。

バイエルン州議会（下院）の議院規則は、地方団体連合組織の意見申述権については特別の規定を設けていないが、地方団体連合組織は“専門知識を有する者”として扱われているので、州議会の委員会で意見を述べる事が可能である。州政府の規則にも連合組織の意見申述権に関する規定は設けられていないが、事実上の運用では、各種団体と並んで地方団体連合組織の意見を聴することは多いとされている<sup>(10)</sup>。

#### ウ) ヘッセン州

ヘッセン州の市町村法147条によれば、州政府は、市町村法の施行に係る内務大臣のすべての措置について市町村および市町村連合がその共同の利益を増進するために組織している連合組織と“連絡をとるものとする”とされている。この規定を根拠としてこれまで連合組織の意見申述がなされてきたが、同州の連合組織は、数年来、この“連絡をとる”という文言は弱すぎるので、市町村法を改正してこれを意見申述権にまで高めるとともに、州議会



の議院規則、州政府の運営規則および各省共通規則を改正して連合組織の参加権を強化することを強く求めてきた。しかし、この努力は長い間叶えられず、同州郡会議は 1978 年 6 月 23 日の総会で重ねて州議会および州政府に対して関係規則等を改正して参加権を強化するように要望した。

#### エ) ニーダー・ザクセン州

この州には、法律にも規則にも地方団体連合組織の立法過程への参画について定めた規定は存在しない。地方団体連合組織の州議会の専門委員会での聴聞は、他の利益団体または職能団体と全く同列になされているにすぎない。州政府に対する連合組織の参画は、1976 年 4 月 23 日の閣議決定に基づいてなされているが、これに基づいて地方団体連合組織は、法律、法規命令および行政規則の案に対して意見を聴かれ、政府原案と異なる意見は、それぞれの法律案の制定理由書にとりこんで明記するものとされている。議院規則、州政府規則等によるその成文化は今日まで成功するに至っていない。

#### オ) ノルトライン・ヴェストファレン州

この州でも、法律および各種規則には明文の規定は設けられていない。州段階の地方団体連合組織は、州議会の議院規則中に連合組織の意見申述権を他の利益団体等とは異なったかたちで明文により認めるように求めているが、議会側はこの要望を容れようとしない。この州の各省共通規則にも地方団体連合組織の参加についての規定は存在せず、法案に対する意見申述は、一般の利益団体・職能団体と同一に扱われているにすぎない。この場合の聴聞の方法や範囲は、すべて各省大臣の裁量にゆだねられているのである。この州では地方団体連合組織と州政府との接触は、事実上、他州よりも活発に行われ、情報の提供や意見の交換はよく行われているといわれているが、地方団体連合組織は、一般の利益団体と同列に扱われており、これに対する不満はかなり強いようである。

#### カ) ラインラント・ファルツ州

この州では、市町村法 129 条および郡法 65 条によって地方団体連合組織

の参加権が確立されている。これらの法律の規定によれば、州政府および最上級行政官庁は、地方自治行政の利益に関係ある法規命令および行政規則の案について、地方団体連合組織と適切な形式で適切な時期に討議しなければならないことになっている。州議会も、1977年5月26日に議院規則を改正し、地方自治行政の重要な利益に直接関係のある法律案に関しては、州段階で成立している地方団体連合組織は文書または口頭で聴聞を受けるものとする。という趣旨の規定を設けた。州の内閣および各省の共通運営規則も、その12条で町村、都市および郡によって組織されている地方連合組織の参加に関する定めを設けている。

キ) ザールラント州

1968年9月10日(1973年6月26日改正)の地方自治行政法221条3項に地方団体連合組織の参加に関する規定が設けられている。さらに、1974年6月12日の地方財政調整法23条は財政調整のための審議会に地方団体の代表者を参加させることを定めている。

ク) シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州

この州では地方自治組織法を改正して、州の最上級行政庁に対して行政規則草案に関し、地方団体連合組織の意見を聴すべきことを義務づけた。この規定は、従来の規則および内務省告示に定められていた事項を法律で成文化したものである。しかし、州議会の規則には特別の定めはなく、議会における意見申述は、「州議会の議員でない者に対しては委員会で意見を述べる機会が与えられる」という一般的な聴聞規定に基づいて運用されているにすぎない。

以上が各州の概況であるが、以上にみたように、地方団体連合組織の立法過程への参画に関する規定は州によってそれぞれ異なり、統一がとれていない。このことが1973年5月のドイツ州議会議長会で重要テーマとしてとり上げられ、活発な討議がなされたが、大勢は、地方団体の専門家の立法作業への協力が有益であることは認めつつも、特別の規定を設けることは避けるべきであるということになったよう

である<sup>(11)</sup>。しかし、若干の州の積極的意見もあり、見解の一致をみるには至らなかった。

各州内務大臣の常設会議も、1973年3月30日および1974年4月29日の会議において、地方団体の立法への参画の問題をとり上げて討議している。この会議では、連邦立法に対する地方団体連合組織の参加を好ましいものとし、連合組織の連邦に対する要望を支持する旨の決議がなされたが、州の立法に対する参画についても討議が行われ、次の4項目からなる勧告決議が行われた<sup>(12)</sup>。

州政府および各州最高行政官庁は、市町村自治行政の利益に関係ある法規命令の草案および市町村自治行政の重要な利益に直接関係ある一般行政規則の草案に関し、市町村および都市の州レベルの連合団体と適切な形式で討議すべきこと。

政府案と異なる地方団体連合組織の意見は、法律および命令の草案の公式制定理由書中に明記すべきこと。

地方団体連合組織の参画の可能性については法的に保障すべきこと。

地方団体連合組織には、法律案の審議の際に議会の委員会においてその意見を議員と討議する機会を与えるべきこと。

しかし、この内務大臣会議の勧告決議はまだ、地方団体連合組織の立法過程への参画の一般原則として各州に受け容れられるには至っていない。

(9) Leidinger, Die Mitwirkung der kommunalen Spitzenverbände an der Gesetzgebung im Bund und in den Ländern, in Festschrift für Friedrich Schäfer, 1980, S. 170.

(10) E6da

(11) E6da.S.173

(12) E6da.S.174

### III 各種行政決定等への参加

#### 1 連邦の行政決定等への参加

西ドイツの地方団体またはその連合組織は各個別法の定めるところにより、連邦の行政決定等にいろいろなかたちで参加している。この場合の参加は、各個別法に基づいて設置される協議会、審議会等の機関の構成員に加わるといふかたちになっているものが多い。これには次のような例がある。

- ア) 財政計画会議 (Finanzplanungsrat) への参加 ( 予算規則法 51 条 ) 。
- イ) 景気対策会議 (Konjunkturrat) への参加 ( 経済安定法 18 条 ) 。
- ウ) 協調的行為 (Konzentrierten Aktion) への参加 ( 同法 3 条 ) 。
- エ) 国土整備協議会 (Beirat für Raumordnung) への参加 ( 国土整備法 ) 。
- オ) ドイツ都市開発会議 (Deutscher Rat Für Städtentwicklung) への参加 ( 都市建設促進法 8 9 条 ) 。
- カ) 市町村の交通状況の改善のための共同委員会 (Gemeinsam Ausschü zur Verbesserung der Verkehrsverhältnisse in den Gemeinden) への参加 ( 1966 年の各州首相および連邦総理の決議 ) 。
- キ) 道路建設計画調整委員会 (Koordinierungsausschu Stra enbauplanung) への参加 ( 1964 年各州の所管大臣会議決定 ) 。

以上のうちとくに重要な意味をもつのは、経済安定法に基づいて設置されている景気対策会議と予算規則法に基づいて設置されている財政計画会議への参加である。これらの会議において、地方団体の代表者は、直接に権限ある連邦各省に対してその見解を述べることができるからである。

#### 2 州の行政決定等への参加

各州の地方団体連合組織は、連邦に対する場合に比べてより多く州政府および州各省の行政決定に参加する機会が与えられている。そのうちでも特筆すべきは、地方団体の州計画 (Landesplanung) への参加であり、この参加は連邦国土整備法 (Bundesraumordnungsgesetz) 5 条により、統一的に各

州に義務づけられている。国土整備および州計画は、国家と地方自治体の典型的な共管事務（Gemeinschaftsaufgaben）とされているので、地方自治体の影響力の行使と参加が各州でひろく認められているのである。具体的には、各州の計画法に基づいて、市町村および郡の代表者が州計画会議（Landesplanungsräten）、州計画協議会（Landesplanungsbeiräten）、県計画協議会（Bezirkplanungsräten）等に参加し、計画の策定にあたって共同作業を行っている。

以上のほか、市町村および郡の代表者は、病院協議会（Krankenhausbeiräte）、州スポーツ会議（Landessportkonferenze）、EDV調整委員会（EDV-Koordinierungsausschüsse）等の機関にも参加している。

#### IV 国政参加の評価と問題点

法制度の保障の下で、あるいは事実上の運営として行われている地方団体連合組織の国政参加は、近時、多くの西ドイツ公法学者の支持を得ているが、政党によって見解が異なり、州議会当局は、すでにみてきたように消極的な態度をとるものが少なくない。地方団体連合組織の働きかけの相手方は、議会、とくに政党党首、委員会議長、地方自治政策に関心の深い議員、各省大臣、各政党、政府側の協議会、専門家会議、マスコミ等であるが、恒常的な話し合いの相手方は各省であるといわれている。政府各省は、地方団体連合組織の各分野の専門家を立法作業等に際して活用し、連合組織はその機会を活用して地方側の利益を確保しようとしているようである。この意味で参加は双方にとって有益であるとされている。地方団体連合組織は、議会とも密接な接触を保ち、議会に対しても少なからぬ影響力をもっているが、可能な限り政党の政策から中立の立場を保ち、政党政派の利害を超えて地方団体の統一的利益を主張するようにつとめている。

地方団体連合組織の国家の意思決定への参加または影響力の行使は、もちろん国家機関の決定の独立性および決定の自由性を制約するものではなく、意見申述ま

たは聴聞は国家機関の最終決定を法的に拘束するものではない。聴聞における意見の申述、要望等は、政治的・行政的な問題の所在を明確にし、地方行政との関連性および地方行政への影響を指摘し、多角的観点から地方自治団体の利益を主張することにその本来的な意義を見出すことができるのである<sup>(13)</sup>。議会や政府側も、このルートを通じて伝達される情報によってその最終決定を誤りなく、かつ信頼性の高いかたちで行うことができることになる。もちろん事案によっては、大都市と中小市町村の利害が対立することもありうるし、郡と市町村の利害が対立することもありうる。したがって、立法府および政府は、郡、大都市、中小市町村の利益を代表する各種の地方団体連合組織の意見をひろく聴することが好ましいわけであるが、最終的な決定は、責任ある議会または政府が自治体間の利害得失を十分に比較衡量して行うべきものとされている。

しかし、地方団体連合組織の国家意思形成への参加にも問題がないわけではない。いま西ドイツで行われている論議は、主として次の3点に要約することができる。

その第1は、連邦段階でも州段階でも、圧倒的に多く私法的組織形態がとられている地方団体連合組織が、他の利益団体や職能団体とは別格の扱いで国家の意思形成過程に参加することの正当性をめぐってである<sup>(14)</sup>。この点については、私法的に組織された政党や労働組合が国政を担当したり、個別法に基づいて国家の意思形成に参加したりしていること、地方団体連合組織に加入している地方自治体の数はきわめて多く、その内部組織も民主的に選ばれていることから、連合組織の意見は地方団体全体の意見と認めてよいこと、などを理由として、この批判は理由がないとされている<sup>(15)</sup>。

その第2は、連邦・州という連邦構造がとられている国家組織の中での地方自治体の位置づけをめぐってである。この点について、ドイツ都市会議は、地方自治体は、実質上、地方政府として連邦および州と並ぶ国家の中の「第3の柱」(dritte Säule im Staat)であると主張している。しかし、多くの見解は、このような主張は連邦国家の構造と矛盾するものであり、地方自治体はあくまでも

州に属すべきもので、国家の「第3の柱」ではなく、州が連邦に対して地方自治体全体の利益を代表しているから、地方自治体が直接に連邦の意思形成等に参画するのは筋違いであるとする。しかし、このような批判に対しては、近時、法律上も事実上も地方団体の連邦に対する関係はきわめて密接なものになりつつあり、財政政策、景気対策、国土整備等の分野ではすでに地方団体連合組織の参画が法律によって認められているから、古典的な形式論にとらわれるのは誤りであるという反論がなされている<sup>(17)</sup>。

その第3は、地方団体またはその連合組織の連邦および州の立法その他の行政決定過程への参加は、地方団体の責任分野の増大を招くことになって好ましいことではないといえるかどうかである。しかし、この点は、なんら参加の支障にはならないとされている。今日の地方自治行政は、今世紀の始めのように地域共同体に関係のある事項についての国家から自由な行政(Staatsfreie Verwaltung)としてではなく、**連邦・州・自治体**を通ずる全体的な公行政の一環をなすものになってきており、国家行政と自治行政の厳密な区別が困難になってきている状況の中で、地方自治行政は広域上位の行政判断によって左右され、連邦および州の法律、国家計画、国家財政への依存性を高めつつあるので、国家と地方自治体との協力・共働が不可欠である。このような新しい動きの中では、地方自治行政がより高い程度において国家的責任を引き受けなければならないことは当然であるとされている<sup>(18)</sup>。

(13) E6da, 175 .

(14) Busch, Die Kommunen im Spannungsfeld der bundesstaatlichen Ordnung, Hrsg. Schäfer, Schwerpunkte im Kräftefeld von Bund und Ländern, 1976, S. 153ff.

(15) Roters, a. a. O. S. 297, Leidinger, a. a. O. S. 176.

(16) Busch, a. a. O. S. 140 .

(17) Roters, a. a. O. S. 297.

(18) ) Leidinger, a. a. O. S. 172 .

## 2 . 西ドイツにおける空間計画 (Raumplanung) に対する 地方自治体の参加

東京大学工学部助手 大 村 謙二郎

### 1 . はじめに 参加要求の拡大

西ドイツにおいて、60年代の後半になり、住民主権の運動 (Bürger initiativ bewegung) が各地で成立し、政治的意志形成、決定過程に対する市民の積極的参加に関する議論が活発化してきた。この背後には、我が国と同様に西ドイツにおいても高度成長期を通じて蓄積された様々な歪み - 経済合理主義・管理社会・自然破壊・環境問題等 - が市民に強く認識され、形骸化した代表民主制では問題の解決につながらなくなったことが指摘される。

参加・直接民主主義・共同決定・社会的解放等のスローガンのもと、地方自治体の問題から、州、連邦レベルの広域的問題に、婦人解放の問題へと様々な領域への参加が試みられた。特に市民の身近な生活環境に対する計画・事業への反対、対案表明が盛んとなった。これらの一連の住民運動の流れが現在の西ドイツの政治構造に大きな変革をもたらしている「緑の党」の活動につながっているといえよう。

一方でこのような地域の都市計画的課題への市民の積極的関与は公的議論の場で肯定的に評価されるようになる。'70年には政府の都市計画報告書 (städtebaubericht) で、都市計画における住民参加の重要性が説かれた。'72年には、当時の連邦大統領ハイネマン (Heinemann) は、地方自治における市民の参加の要請の高まりについて述べ<sup>(1)</sup>、これらの住民主権の動きは、それが民主的なものである限り、擁護されるべきであるし、又市民は行政が決定した後ではなく、事前に知らされる権利があると、住民参加に積極的評価を与えている。制度面でも、'71年の都市建設促進法 (Städtebauförderungsgesetz) によって、再開発・新開発にあたっての一連の住民参加の規定が整備され、住民の意見を聞きながら、計画・事業によって不利益を受ける人が生じないように社会計画を策定をする規定も盛り込まれた。更にこれらの規定を一般都市計画にまで拡張した



のが、'76年の連邦建設法の大改正であった。

ところでこれら60年代末から70年代にかけて開花した参加への試みは制度的保障は住民レベルに限られたものではない。西ドイツの地方自治の基礎単位であるゲマインデ(Gemeinde)がより広域の行政主体である州や連邦の計画へ参加することも、この時期を通じて盛んにいわれるようになってきた。このような事情の背景には、社会・経済活動が益々広域化するようになり、ゲマインデと州との間の計画行政の調整が必要になってきたこと、更には広域的計画がゲマインデの計画内容に大きく影響を及ぼすようになってきたことがあげられる。すなわち、国と地方自治体との関係で、国の地方自治体への関与が強まり、地方自治活動の余地が狭められ、地方自治が危機に陥入っているという意見も提出されている<sup>(2)</sup>。しかし一方で国やより広域の計画が従来の消極的対応としての計画から、より積極的に投資を誘導し地域形成を図ろうという積極的な発展計画(Entwicklungsplanung)へと転換していく中であって、国の計画や上位の計画とは全く無関係の形で、地方自治体の計画を策定していくのも困難であろう。その意味では、ゲマインデの計画の幅、裁量が狭められ、制限されていく代償としても、より広域・上位の計画へ、ゲマインデの意志を反映させ、参加させていくことが重要である。このような状況について、フォン・ムティウス(Von Mutius)は、「地方自治の活動、発展余地を確保するために、更なる法的措置が必要か」と題して地方自治を取り巻く状況について、1980年のベルリンの第53回ドイツ法律家会議で報告を行っている。その中で、地方自治体の計画高権(Planungshoheit)について次のように述べている<sup>(3)</sup>。

西ドイツの基本法によれば、ゲマインデは、その地域内を自己の責任に基いて、整備・形成する権限、計画権限を有している(基本法第28条第2項)。これをもとに、ゲマインデは、土地・建物の利用に関する、拘束力のある計画を策定する憲法上の根拠が生まれることになる。しかし、一方で国家的空間計画や部門別計画(Fachplanung)がゲマインデの計画に入り込み、ゲマインデの計画が中央政府の計画決定に適合し、実施しなければならなくなり、ゲマインデの計画権限

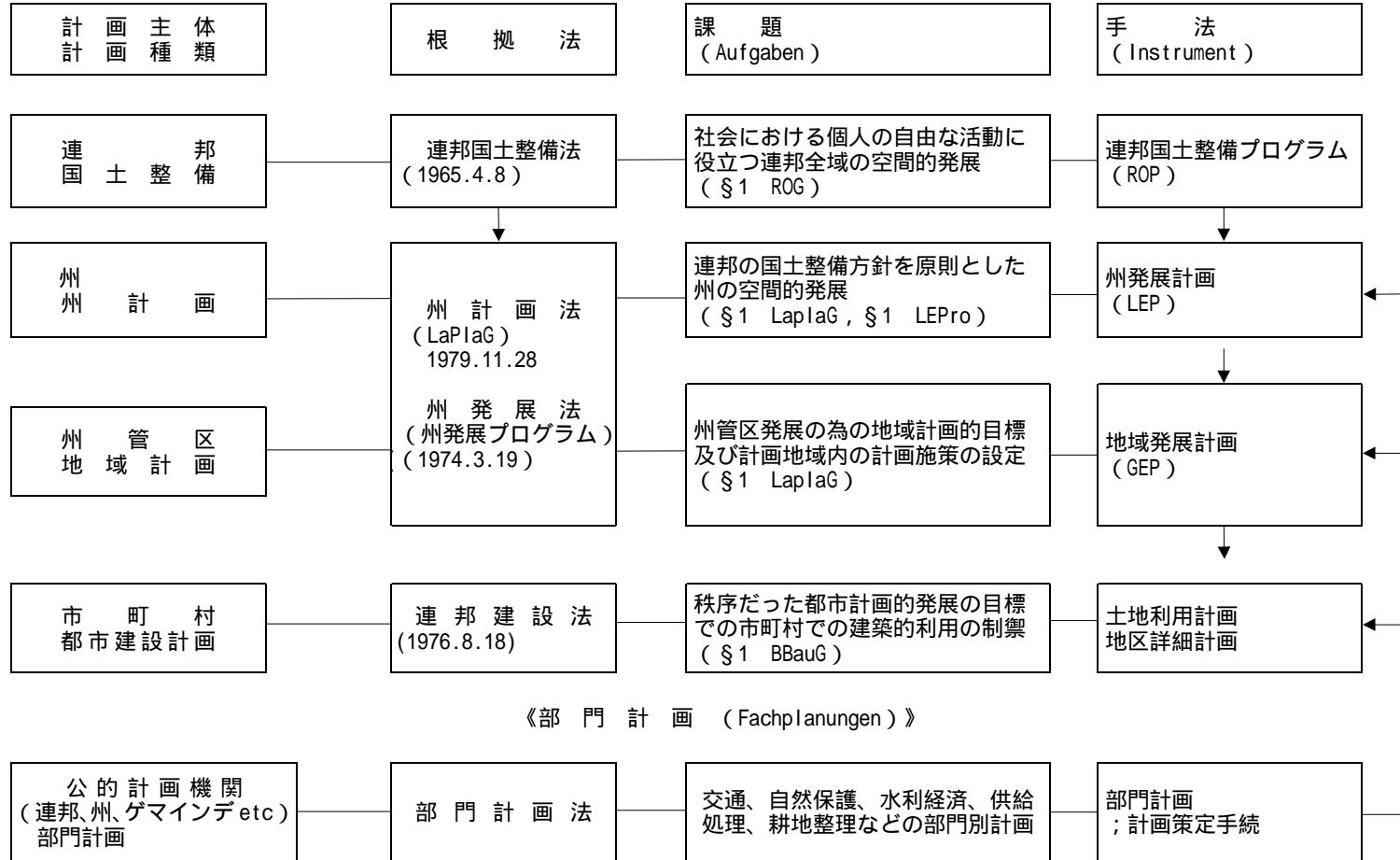
の裁量の幅が狭められる危険がある。そしてそれをより強めているのが、中央政府の財政的目的指定（finanzielle Zweckzuweisung）によるコントロールであるし、州計画の中でのインフラ整備の地域指定や、中心センターの機能を持つ地域の指定である。そこで、憲法で認められているゲマインデの自地域の形成のための余地（Gestaltungsspielräume）を保持し、再生するための試みが必要であるとして、次のような提言を行っている。すなわち、州計画（Landesplanung）は今後より、枠組を決めていくこと（Rahmenfestsetzung）に限定すべきで、どうしても必要な場合で、ゲマインデの部分に具体的な関連をもつとしても、自治体の計画権の裁量の幅を侵害しないように努めるべきである。その判断基準はむずかしいが、地域的利益と広域的利益の調整においては、内容的に、実際に国政上の意味を持つ利益を、民主的正統性を持った手続により、関連ゲマインデの意見を聞いて、決定していくことが重要としている。一方でゲマインデと州政府レベルの権限の明確化、分離が必要であるが、利益の重合・交錯の生じる分野では、ゲマインデが自己の地域の発展可能性について意志を表明できるように、ゲマインデの共働権（Mitwirkungsrecht）がより強化されるべきである、と提言している。

このように、70年代を通じて、住民参加と並んで基礎自治体としてのゲマインデの上位広域の計画過程への参加が、西ドイツで大きく取上げられるようになったのである。以下西ドイツの空間計画という枠組の中で、連邦・州・ゲマインデの関係について概観してみよう。

## 2．西ドイツにおける空間計画の体系

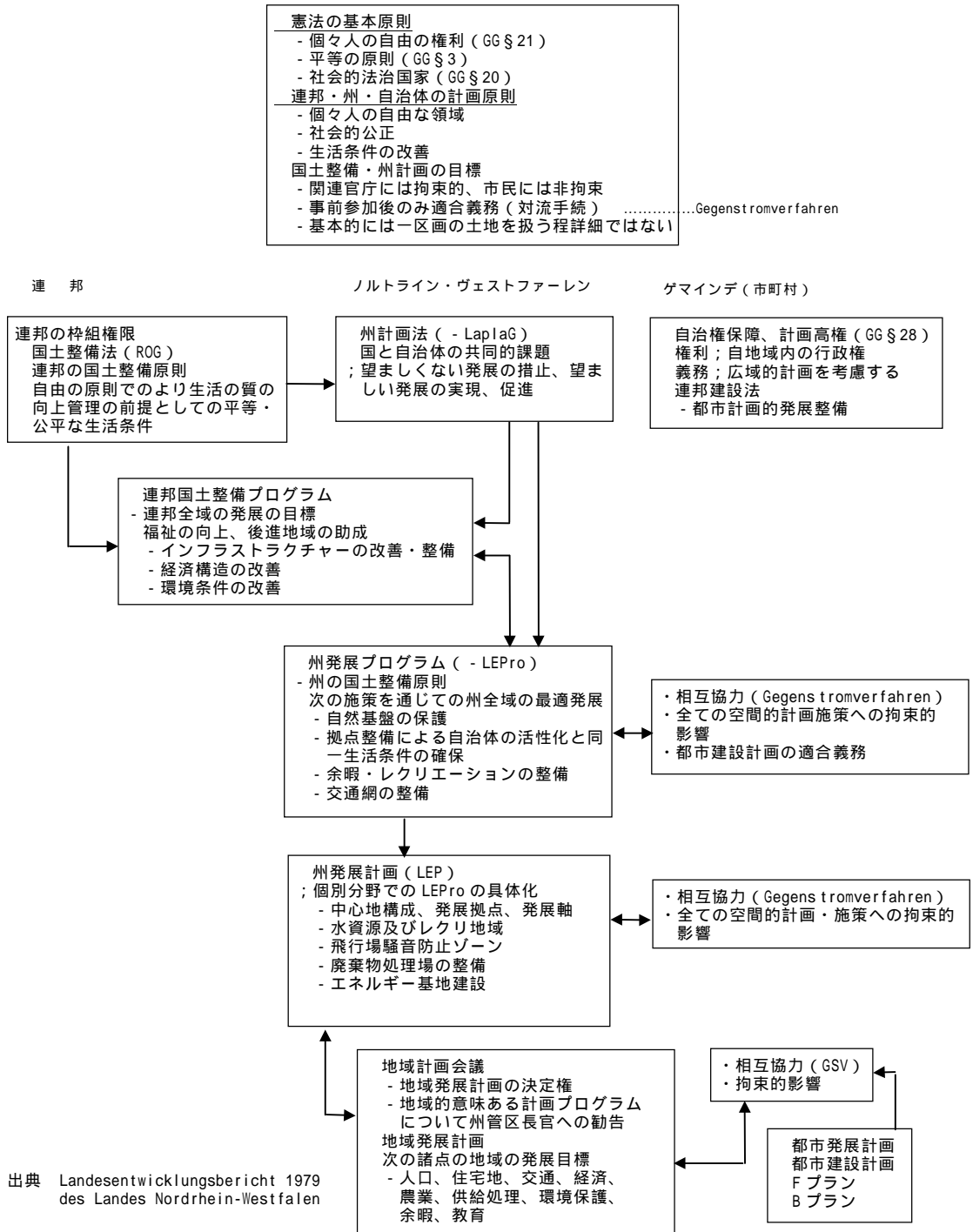
図1は、ノルトライン・ヴェストファーレン州を例にとって、西ドイツの連邦から市町村に至るまでの総合計画の計画主体・根拠法・課題、その実現の為の手法としての計画及び部門別計画の関係について整理したものである。州によって名称は異なるが、ベルリン、ハンブルグ、ブレーメンの都市州を除いた各州では、基本的には州全体の空間整備に関わる州計画、州内のまとまりのある地域を対象

図1 西ドイツの計画体系



出展 Zur Information Städtebauliche  
Mitwirkung des Bürgers  
Der Innerminister des Landes N-W

図2 ノルトライン・ヴェストファーレン  
州の国土整備と州計画（1979.7.31 現在）



とした地域計画（Regionalplanung）の２段階構成乃至はこの下に郡レベルの郡発展計画の３段階構成で市町村の策定する都市建設計画の上位の広域計画が成立している。空間の拡がりに対応して計画主体、計画の詳細さの度合が異なっているが、各計画主体間で相互に関わりを持っている。これを示したのが図２である。まず連邦レベルの国土整備について、連邦・州の関係からみてみよう。

## ２ - １ 連邦国土整備プログラムにおける連邦と州の関係

連邦の国土整備の基本原則・目標を示したのが国土整備法（Raumordnungsgesetz）で、この法を基に連邦は州レベルの国土整備に対する枠組を与える権限を有するわけである。そしてこの権限を基に連邦国土整備プログラムが作成される。この連邦国土整備プログラムは、連邦レベルの全ての国土整備政策に意味のある計画・施策に対しての総合的調和・調整の用具であること、すなわち、様々な国土整備に関わる計画、プロジェクトを体系だって統一化する指針たること。各州レベルで行う空間整備の計画に方向性、枠組を与えるものとして、連邦が意図する施策・計画の概容を示すもの。の２点が狙いとされている。この連邦国土整備プログラムの総合性を担保するために、連邦政府内の各省庁の意見を調整する委員会と、連邦と州の対立を調整し、連邦レベルの国土整備と州計画の一体性を確保する為の機構が設けられている。

後者の連邦と州の利害を調整するのが「国土整備のための大臣会議（Ministerkonferenz für Raumordnung - MKROと略記）」である。このMKROは、1967年の連邦と州の行政に関する合意を受けて、国土整備法の第８条に基いて出来た機構である。その構成員は、連邦・州のそれぞれの国土整備、州計画に関係する大臣であり、目的として、国土整備・州計画の基本的問題について勧告したり、連邦、州政府の行う国土整備関連の部門別計画、施策の決定に影響を与えることにある。

組織的には、勧告案をまとめあげる主要委員会と、常設の専門委員委員会に分かれており、専門委員会は、法及び手続問題委員会・交通委員会・環境問題委員会・構造問題委員会の４委員会よりなっている。又、連邦国土整備プログラム等

を作成する時は、特別に統一委員会（ad - hoc - Ausschüsse）や作業グループを作っている。このように、連邦国土整備プログラムの作成にあたっては、州と連邦が共同で決定を行うという形で計画作成がなされている。因みに、長い討議手続を踏まえて、1975年に作成された連邦国土整備プログラムは、MKROでは、バイエルン州とバーゲン・ヴェルテンベルク州の反対のもとに多数決で決議されたということである<sup>(4)</sup>。連邦制という、わが国とは異なる政治構造をとるとはいえ、連邦・州が共同して国土整備の指針を作成しているのは注目されるところである。

## 2 - 2 州レベルの広域計画における州と市町村（ゲマインデ）の関係

市町村は、自地域内の都市建設計画を策定するにあたって、国土整備や州計画の目標に合致しなければならない（連邦建設法第1条4項）という、上位計画に対する適合義務（Anpassungspflicht）を持っているが（上 下への計画方針の貫徹）、一方で下位の計画主体の上位の計画への参加を認めており（下 上への計画意志の反映）、西ドイツの国土整備の基本原則である対流原理（Gegenstrom - prinzip）が存在している。

すなわち、国土整備法第5条2項2文によれば、「国土整備、州計画の目標の策定に際しては、それに対する適合義務が生じる市町村や市町村組合（Gemeinde - verbände）、更にはその連合が参加するべきであり、その詳細については、州法によって決められる。」とあり、その実際の運用、形態は各州に委ねられているが、下位の計画主体である市町村等の参加が法的に認められている。又、更に同法第5条3項では、州内の地方に必要な地域計画策定のための法制を各州は整備し、その地域計画が市町村等の連合体によって策定されるのでない場合、すなわち州の機関によって策定される場合には、市町村等は正式の手続に基づいて参加することが認められねばならないとしている。この場合も参加形式・運営については各州に委ねられている。

そしてこのような、国土整備や州計画の目標との合致を確保するために、ノルトライン・ヴェストファーレン州を除いて、各州は国土整備手続（Raumordnungs -

verfahren) という、市町村の参加手続を制度化しているとのことである<sup>(5)</sup>。

又、地域計画の計画主体についても、市町村及び市町村組合より成る地域計画共同体 (Regionalplanungsgemeinschaften) と、州の機関が計画主体となる場合の2つがある。前者の地域計画共同体の場合は市町村の参加ではなく、共同決定の形式と考えられるが、この形式をとっている州としては、ヘッセン、バーデン・ヴュルテンベルク、ニーダーザクセン、ラインラント・プファルツ、バイエルンの5州である。国の機関という意味ではないが、ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合は、州政府管区の下に地域計画議会 (Bezirksplanungsrate) という、国と地方自治体が共同的に地域計画を策定していくという、諸州とは異なった計画方式がとられている<sup>(6)</sup>。

そこで市町村の国土整備、広域計画への参加という点から、バイエルン州の国土整備手続についてみて、次にノルトライン・ヴェストファーレン州での州計画での州と市町村の関係、特に地域計画議会についてみてみたい。

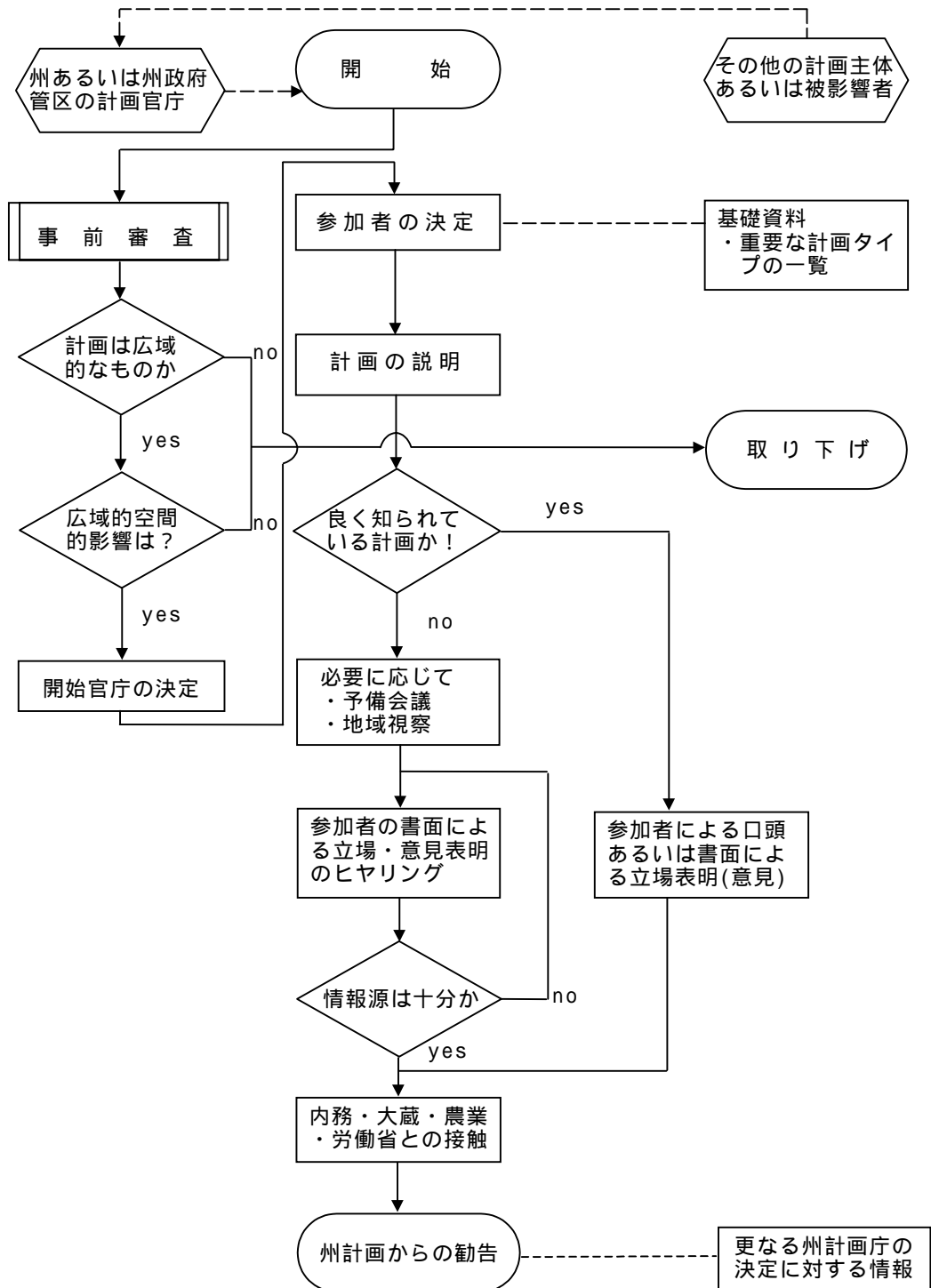
#### 1) バイエルン州の国土整備手続<sup>(7)</sup>

この手続は、全ての広域的性格を持つ社会的・経済的・文化的な計画に対して、州計画官庁乃至その他の計画主体の発議に基いて行われる手続で、州計画と部門別計画の調整、州と市町村の立場、利害の調整を狙ったもので、1966年から71年にかけて、約3,800のこの手続事例があるとのことである。この手続は、バイエルン州の州計画法によって規定されており、主として次の2つの目的を有している (州計画法第23条)。

- a) 公的その他の計画主体の空間的に意味のある計画や施策が国土整備の観点から、相互にいかにより調整されるかについて提案する。
- b) 空間的に意味のある計画や施策が国土整備の要請、必要性和合致するかどうかを確定する。

このような目的から、空間的に意味のある計画・施策を担う、あるいはそれに影響を受ける市町村の意見表明、参加が手続的に保障されているわけである。その手続プロセスは図3に示すようで、州の計画官庁が手続を進めそ

図3 バイエルン州国土整備手続の流れ



(出典 Wahl, 1978, S. 333)



の中に市町村を含めた計画主体が参加するようになっている。

## 2) ノルトライン・ヴェストファーレン州の州計画に対する市町村の関係

ノルトライン・ヴェストファーレン州での州全域に関わる空間計画は、州の国土整備の基本原則を示す州発展プログラムと、そのプログラムを受けて個別分野での国土整備の基本原則を具体化する州発展計画の2つがある。この両者に対して、市町村等の参加が法的に認められている。すなわち州計画法 (Landesplanungsgesetz vom 28. Nov. 1979) の第 12 条で、州発展プログラムは、法律として決議されること、空間的に効力を持つ投資を含めての計画や施策の州全域の発展に関わる国土整備・州計画の原則・目標を持つものであることを規定したあと、「州計画官庁は、その(プログラムの)策定手続において、適合義務が理由づけられるべき市町村及び市町村組合の、あるいはその連合の参加が認められねばならない」としており、市町村等の参加を法的に保障している。続く第 13 条の州発展計画に関する規定においても、州計画官庁は、発展計画を地域計画議会の参加のもとに策定すると同時に、第 12 条の市町村等の参加の規定を適用すべきことを明示している。

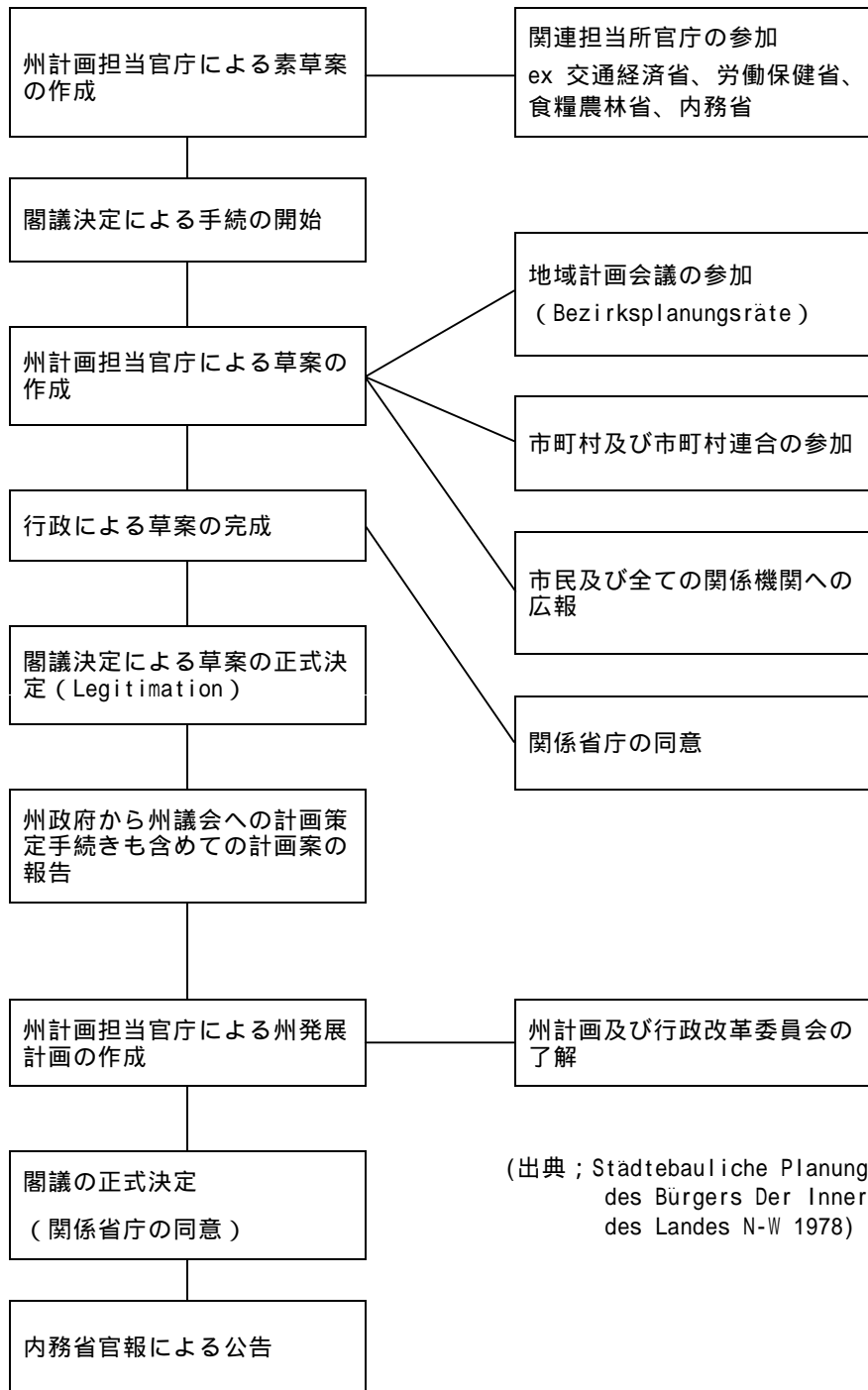
図 4 は、州発展計画の策定手続の流れを示したもので、州計画官庁による草案の作成の段階で、地域計画議会、市町村及び市町村連合の参加と、市民や関連諸機関への広報が行われている。

## 3) ノルトライン・ヴェストファーレン州の地域計画議会 (Bezirksplanungsrat)

図 4 でも示したように、州発展計画の作成に参加する計画主体として地域計画議会があるが、この機関は、州内の地域空間の広域的計画である地域発展計画 (Gebietsentwicklungsplan) の策定の主体として重要な機関である。この機関は市町村の意志を反映し、国・州政府と共同的に広域計画を策定していく機能をもった機関と考えられるので、その構成についてみてみよう<sup>(8)</sup>。

州計画法第 5 条によれば、地域計画議会は、機関としては州政府管区長という直接的国の行政機構に組込まれているが、人的には、もっぱら地方自治

図4 州発展計画の策定フロー



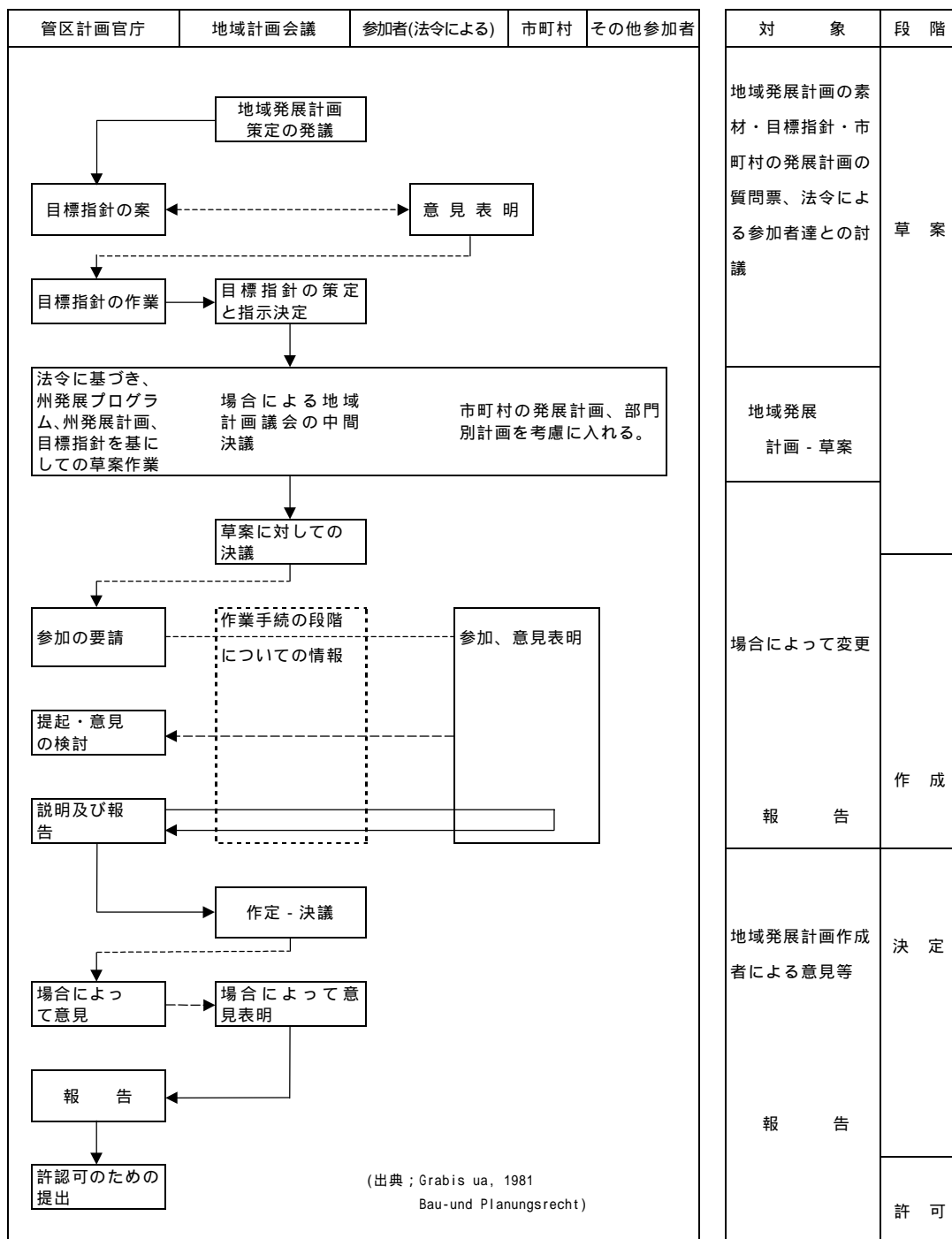
(出典 ; Städtebauliche Planung Mitwirkung des Bürgers Der Innerminister des Landes N-W 1978)

体の代表より成り立っている。法に決められた比率に基づき（地方自治体の人口規模による）、特別市と郡の代表より成る選出者と、予備リスト（Reserve - listen）からの指名者よりなる議決権を持つ議員が選定される。講席の配分算定にあたっては、特別市及び郡に属する市町村の市長町選挙結果が基礎とされる。又、この議決権を有する議員と並んで、議決権は有しないが、勧告的な立場で意見を述べる議会構成員（Beratende Mitglieder）が存在する。これらの議員の選定は法第 6 条に規定されているが、商工業団体等の職能団体や労働団体や、特別市や郡の助役等の地方自治体の行政代表から選ばれている。このような形で、地域計画議会では、地方自治体の利害を適切に反映した形で広域的計画を策定していくことが期待されている。図 5 に、地域発展計画の策定プロセスを示した。これによれば地域計画議会は、地域発展計画の策定の実質的・手続的決定の場面に立ち現われ、最終的に計画の内容の決議を行っているのがわかる。プランの策定そのものは、地域計画議会の指示を受けながら、州の機関である、管区計画官庁が行っている。地域計画議会は、随時、州管区長官に対して、計画の策定状況計画基礎データ等についての情報を求めることができるようになっている。又、地域計画議会自身が地方自治体の代表者から構成されており、その意味では市町村の意向が反映される仕組みになっているといえるが、更に市町村が計画面の目標や内容について、直接意見表明や参加ができるようになっている。このような意味で、ノルトライン・ヴェストファーレン州は、地域計画議会という機構を柱として、市町村の広域的計画への参加を確保しているといえよう。

では、このような地域計画議会の活動について州政府はどのような評価を示しているのだろうか。1979 年 11 月刊の州政府の「州発展報告書」によれば、次のようである<sup>(9)</sup>。

報告書では、1976 年に州管区長（Regierungspräsident）の下に作られた地域計画議会は、地域発展計画の作成のための、内容的、手続的決定及び最終案の決定に関与する、管区長に対して、地域にとって重要な計画及

図5 ノルトライン・ヴェストファーレン州における地域発展計画策定のフロー



び助成、促進プログラムの準備及び決定に対して勧告をする、という2つの課題を持つことを説明した後、その役割として州計画と市町村の計画の橋渡しをするものとして、地域計画議会を位置づけている。そして、地域計画議会が州の機関である管区計画官庁に依存してしまい、独自の計画概念を生み出すことが出来ないのではないか、という恐れは杞憂であったとして、両者の間に有効で実り多い協同が見られたと高く評価している。更に、州発展計画の作成の過程でも、地域計画議会は市町村の利害を調整・統一しながら、地方の立場に立って、意見表明を行っているとして評価している。

### 3. おわりに

以上、限られた例であるが、市町村の広域的計画への参加の事例をみてきた。これらの参加において、市町村の意思が実質的計画内容にどの程度反映しているかについて、今後究明される必要があるが、地方自治体に法的に保障されている、あるいは保障されるべき計画高権を確保・拡大していこうという動きと、一方で社会経済活動が広域化し、従来の自治体の計画高権が侵害されたり、様々な計画主体間の利害調整が必要となる時代にあって、州が行う広域的計画の中に市町村の意向を反映させるための参加手続を制度的に確保していこうという流れ、いわば計画権限のより一層の分権化と、広域上位の計画権限への参加という西ドイツの方向は、今後のわが国の国土・地域・都市計画を考えていく上で示唆に富むものといえよう。

#### 註

- (1) Ebert, Theodor, 1974. S. 107, Bürger initiativ, in "Die Stadt in der Bundesrepublik Deutschland"
- (2) Wahl, Rainer, 1978. S 133-134, Rechtsfragen der Landesplanung und Landesentwicklung, Erster Band, Siedentopf, Heinrich, 1977 S,5, Gemeindliche Selbstverwaltungsgarantie im Verhältnis zur Raumordnung und Landesplanung

- (3) Von Mutius, Albert, 1980.S. 110-113,S.195-197, Sind weitere rechtliche Maßnahmen zu empfehlen, um den notwendigen Handlungs- und Entfaltungsspielraum der kommunalen Selbstverwaltung zu gewährleisten ?
- (4) Grabis, Hans u.a.,1981, S.9, Bau- und Planungsrecht
- (5) ibid, S. 23
- (6) ibid, S.15
- (7) Blumenberg, Rolf, 1977,S332-335,Das System der Raumplanung in der Bundesrepublik Deutschland
- (8) Grabis, ua, ibid, S.18-19, Das neue Landesplanungsgesetz - Schriftenreihe der Ministers für Landes- und Städtentwicklung des Landes Nordrhein - Westfalen Heft 1, 1980
- (9) Landesentwicklungsbericht Schriftenreihe des Ministerpräsidenten des Landes Nordrhein - Westfalen Heft 42, 1979. S126 - 128

### 3 . アメリカ合衆国における地方自治体の国政参加

横浜国立大学助教授 碓井光明

#### 1 . アメリカ合衆国における問題状況

アメリカ合衆国においては、本研究会においてとりあげられている意味の「国政参加」という用語は、存在しない。ワシントンD.C.の住民が、連邦議会の議員の選挙権を有していないことについて、「国政参加権の欠落」として説明されるが、これが全く異質な問題であることはいうまでもない。(ただし、地方自治体の国政参加というときに、国の議会の議員を選挙する代表制との関係を考察する資料にはなるであろう)。

最近では、国政参加どころか、州や地方自治体の政策決定への連邦の参加 (federal participation) ということが語られている。これは、住宅政策等を連邦政府が促進するための補助金制度を設け、連邦の基準に従った事業が行われる状態をいうものである。たとえば、Housing and Community Development Act of 1974、42 U.S.C. § 5301 et seq. は、連邦補助金の交付を受けるには、地方自治体の開発計画が連邦の基準に合致するものでなければならないとされ、地方政府は、低所得者の住宅需要に見合った Housing Assistance Plan を樹立しなければならない。

このようにして、州や地方自治体の施策について、補助金等を通じて、連邦が誘導するという手法は、Federal Boating Safety Act of 1971 や Federal Highway Act などに採用され、政府間関係における新局面をもたらしている。アメリカ合衆国は、従来、連邦、州、地方自治体の間に、分離の特色がみられたが、ここに、融合化の現象が登場した。それにともなって国政参加も、今後意識されるようになるであろう。

連邦補助金は、1954 年時点では、州及び自治体の一般歳入の 11.4% を占めるにすぎなかったが、1970 年代後半には 3 割程度に達するものと推計されたという (Mandelker & Netsch, State and Local Government in a Federal system

(1977)、p. 22)。このような傾向の中で、州及び地方自治体の職員の中には補助金制度が、次の諸点で負担となっているという不満を抱く者が多いと指摘されている。

分裂状態 (Fragmentation) .....無数の補助金が特定の目的で、特定の補助金計画に従って交付されているので、州や地方自治体は、自己のニーズに見合うような、いかなる補助金が存在するかを識別し、獲得し、使用するということが重大な問題となっている。

行政的硬直性 (Administrative Inflexibilities) .....連邦は、その政策目的達成のための基準を設定するが、それが州と地方自治体の両レベルで貫徹されるならば、地方の優先事項 (local priority) に対してマイナスの作用が働くことになる。

州及び地方自治体の公選職員のバイ = パス .....連邦は、特例な目的の機関を連邦の資金供与により設立し、このような非政府機関とパイプを有している。この結果、住宅、水道、資源保護などが公選の執行機関をバイ = パスする方法で進められ、市民に対する責任を不明確にしている。そして、市長や市議会は、現実的・総合的な政策を進めることが困難になっている。なお、全米知事会 (National Governor's Conference) によれば、州レベルの職員が狭い職能ごとの利害集団として団体を結成し、ワシントンにて圧力団体として行動しているという (以上、Mandelker & Netsch、ibid.、pp 23-25)。

このような状況が進展するときには、わが国とは程度を異にするとはいえ、タテ割り行政ともいうべき現象が現実化してくることになる。

立法過程における国政参加ということがあまり主張されていない理由としては、およそ次のような点が推測される。

第1は、イニシアティブの制度を有する州の場合には、この制度にのって発案がなされれば、問題が相当程度解決されるであろう、ということである。この点わが国の場合、国民の発案権は認められていないので、大いに事情が異なっているといえる。



第2は、後述するように、全米レベルにおいては、全米都市連合（National League of Cities）のような連合組織が単なる情報交換のみならず、標準法案の作成という形で、各州の立法部に対して事実上大きな影響を与えている。

第3は、議会制度の機能という面についてみると、少なくともわが国ほどに審議が形骸化しているわけではないので、公聴会等を通じて、地方自治体の意向も反映される可能性が強いといえることである。ただし、公聴会の形骸化は指摘されている。

ところで、主として都市問題を中心にしてアメリカにおいては、政府間関係のことがやかましく論じられている。その第1は、いうまでもなく広域行政であって、いわば水平的な協力関係である。広域協議会（C.O.G.）、広域計画協議会（regional planning councils）などが活動している（詳細は、牧田義輝『アメリカの広域行政』（勁草書房、1981）を参照）。土地利用規制などの分野ではこれらの協議会の方が州よりも重要な役割を果たしている。その結果、州に対する関係の参加をあまり必要としていないといえることができる。第2に、当然のことながら都市問題は、連邦・州・地方自治体という垂直的な関係の見直しを迫るものである。この見直しについては、種々の見解があるが現実には補助金などに見られるように、協調関係（partnership）が主流であるようにみえる。国政参加はある面では協調の一面面であろうし、ある場合には、対等関係にないグループからの対等性の回復でもある。ここでは、地方自治体の参加が比較的良好と読みとれる Highway 行政について概観しよう。

## 2. Federal Aid Highways

### a. Federal - aid System の概要

アメリカ合衆国では、Federal - aid system と呼ばれるものによってハイウェイの整備が進められている（23 U.S.C. § 103）。

以下の4種の Federal - aid system がある。

(1) Federal - aid primary system.....州際、州全体又は地域（region）の

交通にとって重要な主要道の適切な系統である。この系統は、州（州ハイウェイ省）により指定する。また、適当と認められる場合には、運輸長官の承認の下に後述の計画手続に従うものとされている。

- (2) Federal - aid secondary system.....田園地帯の主要有料路線よりなる。このシステムは、運輸長官の承認の下に州及び関係地方団体の吏員により、互に協力して指定される。
- (3) Federal - aid urban system.....このシステムは、都市化した地域及び州のハイウェイ省が指定する都市地域に存在し、動脈路線（arterial routes）と有料路線とから成る。このシステムによる路線は、州のハイウェイ省の同意の下に、当該地方団体の担当官により指定される（運輸長官の承認が必要、なお都市化した地域の場合には、計画策定手続に従うことが要件である）。
- (4) Interstate system.....州間、特に主要な都市を結ぶ路線である。このシステムによる路線は、運輸長官の承認を留保して、それぞれの州及びその隣接州のハイウェイ省の共同により選定される（joint action）。運輸長官は、州の要請に基づき路線の全部又は一部が、一体的な Interstate system の遂行に必要でないと認め、かつ、Interstate system の一部として建設される見込みがなく、しかも、州がその路線に接続するインターチェンジに有料道路を建設する意志がないということを確認した場合には、承認を撤回することができる。また、州知事及び地方政府の共同の要請により、都市地域の Interstate system について、同システムの一体的遂行に必要でなく、かつ、州が有料道路を建設する意図をもたないことが確認された場合も、同様に撤回できる。

#### b. 事業計画と国政参加

国政参加と思われる制度は、予算配分（apportionment）決定後の事業計画（program of proposed project）の運輸長官への提出にあたってみられる。

Federal - aid system によるハイウェイの建設は、当該の州ハイウェイ省

によりなされるのであるが（§114）、事業計画については、地方団体が次のように関与している（§105）。

- (1) Federal - aid secondary system の事業計画の承認にあたり、運輸長官は、当該事業が州ハイウェイ省及び関係地方政府担当官（Local officials）により、相互協力で採択されることを求めるものとする。ただし、全公道及びハイウェイが州ハイウェイ省の管理・監督下にある州においては、当該採択は地方担当官との協議（consultation）を経た後になすものとする。
- (2) Federal - aid urban system の事業計画の承認にあたって、運輸長官は関係地方政府担当官が各州のハイウェイ省の同意を得て、かつ、都市地域においては、所定の計画手続に従って採択されることを求めるものとする。

#### c . 事業細目

事業計画の承認があった場合には、州のハイウェイ省はなるべく早く、執行計画、細目及び見積を作成し運輸長官の承認を求めなければならないが、Federal aid secondary system（全公道及びハイウェイが州ハイウェイ省の管轄下にある場合を除く）及び Federal - aid urban system に係る建設事業の細目は、州ハイウェイ省と関係地方道路担当官の協力により決定されるものとされている（§106）。ここに用いられている英文の原文は次の通りである。

“ .....proposed specifications for projects for construction.....shall be determined by the state highway department and the appropriate local road officials in cooperation with each other . ”

#### d . 事業計画及び細目の承認基準にみられる参加（§109）

事業計画及び細目の承認基準は、§109 に詳細に規定されているが、特に騒音基準に関して運輸長官は、それぞれの土地利用に適合するハイウェイ騒音基準を作成・公表するにあたって、連邦、州及び地方自治体の各担当官と協議しなければならないとされている。

#### e . 運輸計画と国政参加（§134）

効率的な輸送を達成するために運輸長官は、輸送需要に見合った運輸計画の

作成のため、州及び地方自治体の担当官と協力することとされている。さらに、1965年7月1日以降においては、人口5万以上の都市地域の事業計画については、州と地方自治体の協同で策定された包括的運輸計画手続に基づかない事業には、このシステムの承認を与えないものとしている。

運輸長官は、関係する州の知事及び地方自治体担当官と協議のうえ、早急に整備を要すると認める。重大運輸地域 (critical transportation region) 又は、重大インターチェンジを指定することができる。

運輸長官は、関係州の知事及び責任地方政府担当官との協議の後、当該地方の輸送計画の作成を補佐するための立案機関の設置を、規則により定めることができる。

以上のしくみが、アメリカにおける地方自治体の国政参加の一例 (Mandelker & Netsch, *ibid.*, P. 552) であることは間違いないが、その位置づけについては、なお検討を要するであろう。

### 3. 自治体連合組織

アメリカにおいては、全米都市連合 (National League of cities) をはじめとする多数の任意団体が、政治的に重要な影響力をもっている。その中でも全米都市連合は、情報の調査・発表、研究活動と並んで各種の標準法案を作成するなどにより、大きな影響力をもっている。ただし、地方自治法制に関する書物においては、Councils of Government (C.O.G.) などと並んで、政府間協力 (inter-governmental cooperation) の一形態として扱われており、必ずしも国政参加として位置づけられているわけではない (see, Fordham, *Local Government Law*, (1975), P. 132)。しかし、たとえばアメリカの地方制度においてきわめて注目すべき、Home Rule Power に関する全米都市連合のモデル (Fordham 氏の起草による) は、いくつかの州において実際に採択されている。またこれについては、全米自治体連合 (National Municipal League) も対案を出している (Mandelker & Netsch, *State and Local Government in a Federal System*, (1977)、

P . 184ff . )。

ところで、アメリカにおいてはロビイングの規制が人々の関心事である。ロビイング規制との関係で、地方自治体の活動が問題となろう。Hans A. Linde ほかの編集になるケースブック “ Legislative and Administrative Process ” 2nd ed ( 1981 )、 P . 171 においては、次のような問題が提示されている。

「多くの立法は、政府の行政部又は立法部の自らが本体又は職員である者により求められている。地方政府は、必要な州及び連邦立法の獲得のために多大な努力を傾注している。地方政府は、自らの専門スタッフ、その公選の公務員若しくは団体 ( associations ) により代表 ( represent ) され、又は、専門の弁護士を雇うであろう。政府機関のためのロビイストは、ロビイング法の上で私的利益のためのロビイストと異なって扱われるべきものなのであるだろうか。」

この問題提起は、ロビイング規制のない我が国においては、直ちに問題となるわけではないが、私的利益のためのロビイングとどのような意味において地方自治体のロビイングが区別されるべきかは、国政参加論と無関係とはいえないであろう。

なお、国政参加という概念に含めることができるかはともかくとして、全米都市連合が団体訴訟の原告となって、連邦法の効力を争う適格が認められるということは、司法過程を通じた政治への影響力という点で無視しえないものと思われる。1974 年に連邦議会が Fair Labor Standard Act の最低賃金条項及び最高労働時間条項を、州レベル以下のすべての公務労働者に適用する改正をしたことに関する訴訟として、National League of Cities v. Usery 426U.S. 833 ( 1976 ) がある。

## 4 . フランスにおける地方自治体の国政参加

東京都立大学助教授 磯 部 力

### 1 . はじめに

フランスの地方制度は、ナポレオン以来の強力な中央集権的伝統を最大の特徴としてきた。19 世紀の末期以来、くり返し地方分権 (décentralisation) の方向への改革が行われてはきたが、中央権力の代表として地方に派遣される官選の県知事 (préfet) を中心として、不完全自治体である県 (département) と、人口規模がきわめて小さい 3 万 7 千もの弱小市町村 (communes) から成る地方制度の基本構造は何ら変革されなかったのである。それは我国の戦前の地方制度にほぼ対応するしくみであったともいえるであろう。

これに対し 1981 年に登場した社会党政権は、地方分権の推進を基本的政策目標の一つに掲げ、1982 年 3 月には、ついに画期的な地方分権化法<sup>(1)</sup>を成立させるにいたった。これは市町村、県の 2 段階にさらに州 (région) の段階をも加えて、それらの完全自治体化を図った抜本的な改革法であり、中央権力の代表として地方に君臨してきた県知事の職が廃止されたことに象徴的に示されるように、地方に対する国の後見的監督の余地を徹底的に排除しようとするものであった。もっともこの法律 1 つだけで 200 年の伝統をもつ中央集権的しくみが簡単に変革するわけのものではないのであって、国と地方の間の事務再配分、地方財政制度、地方公務員制度などの抜本的改革など、今後に残されている課題はきわめて多い。その意味でフランスの地方制度改革はまだ始まったばかりであるといってもよいであろう。

以上に簡単に述べたようなフランス地方制度の歴史的特質ならびに現状からすれば、そこに本研究会の問題意識に直接に対応するような「自治体の国政参加」の制度や思想が、今日までのところほとんど見当たらないことは容易に想像がつく。端的に言えば、「自治体の国政参加」を語る論理的前提としての「地方自治の確立」そのものが、現在のフランスの課題にほかならないからである。

しかしながらフランスの現行制度や改革論の中に、我々の参考になる素材が全く存在しないと考えるはならないと思われる。そもそも「国政参加論」は、狭い意味での法制度として理解されるよりも、それ以前に、「国と地方の関係」をめぐる「新しいものの考え方」として提案されていることに基本的な意義があると思われるのであって、そのような広い視点に立てば、フランスの制度についても、そこに各種の示唆を見出すことは十分に可能と思われるからである。

以上のような観点から本稿では、フランスの現行制度の中で、「国と地方の関係」というテーマを考えた場合、我国にはそれに対応するような制度や考え方がほとんど存在しないという意味で興味深い制度を、いくつか取り上げてみることにしたい。具体的には、地方議員と国会議員の兼職の問題、審議会制度を通じての地方の意思の反映の問題、国と地方の「契約」という手法、最後に実定制度化しているわけではないが、社会党の地方制度改革論の中にみられた「地方分権庁」の構想、の4点である。

- (1) 磯部力「フランスの新地方分権法」（自治研究 58 巻5・7号）に、若干のコメントとともに全文を翻訳している。

## 2. 国会を通じての国政参加

我国では、地方自治法 92 条により、地方議会の議員が、衆院・参院議員を兼職すること、ならびに他の地方公共団体の議員や常勤の職員を兼職することは、明確に禁止されており、またこの兼職禁止は不都合であるとする議論もほとんど聞かれない。しかしフランスでは事情は全く異なる。現にフランスの国会議員の多くは、同時に自分の選挙区ないし出身地の市町村会（conseil municipal）の議員ないし議長（maire、つまり市町村会の議長が執行機関としての市町村長になる）、あるいはさらに同時に県会議員の職を兼ねており、それがむしろ常態ということになる。もちろんフランスにおいて、議員職と他の公職との兼職を禁ずるという考え方が一切存在しないわけではない。しかし禁じられているのは、上院と下院の間、あるいは経済社会評議員との兼職、政府構成員、大学教授以外の公務員、

一定の企業経営者との兼職であって、地方議員ではないことになる。

これはフランスにおいては確立した慣行であって、特に批判はみられない。ただし社会党が大統領選挙前に作成した「地方分権化のための社会党の提案<sup>(1)</sup>」と題する文書の中には、この兼職制度に対する若干の言及があるが、現在はあまりにも多数の兼職が行われているため、これを2種に制限すべきであると提案されているにとどまる。いずれこの提案が法案化されることも考えられるが、筆者の個人的に得た印象では、地元の議員が、同時に県や国の議員となることは、むしろ、地方の代表という意味で自然と考えるフランス人が多く、大部分の人はそこに矛盾を感じていないのではないかと思われる。

次に、フランス国会の上院（元老院 Sénat）については、特に、それ自体が憲法上「地方公共団体の代表」としての性格を与えられている<sup>(2)</sup>ことを指摘しておくべきであろう。下院議員の定数は480であるのに対し、上院は300であるが、下院と異なり、上院は間接選挙である。選挙人団を構成するのは、480人の下院議員、3844人の県会議員、さらに約11万人の市町村会の代表であって、数の上で市町村会の比率は97%に達する。

この事実をみても明らかなおり、上院は、特に地方色・農村色の強い議会であって、「ちっぽけな村々から成る大会議」（Grand conseil de petites communes）であるとか「農事会議所」（Chambre d'agriculture）であるとか悪口を言われることがあるほどである。ちなみに本来はこの保守性の強い農村代表を基本的支持基盤としていたはずの故ドゴール大統領が、次第に大都会・大資本に政策の比重を移動したことによって、末期には上院との政治的衝突が絶えず、ついにこの上院の抜本的改革を図ろうとした国民投票によって敗れ去ったという事情も参考になる。

以上、議員兼職制度と上院の地方代表制の二つの面から、フランスの国会のレベルにおいては、地方との強固なつながりがもっぱら国会議員の存在を通じて確保されていることを指摘してきたが、これは「自治体の国政参加」ではなく、むしろ「国政との直結」とでも評すべきものであろう。そしてこのことは、すでに



述べたように伝統的なフランス地方制度においては、自治体は国の統治機構の中にすっぽりと取り込まれ、そこには中央政府と原理的に対等な資格をもつ独立の自治体というようなイメージはほとんど存在してこなかったという事情とあわせて理解されるべきものであろう。

(1) 参照、磯部力「地方分権化のためのフランス社会党の提案」

(法律時報 54 巻 7 号)

(2) 第 5 共和制憲法 24 条 3 項「(上院)は、共和国の地方公共団体の代表性 (la représentation) を確保する。」

### 3. 審議会を通じての国政参加

フランスでは諮問行政手続が非常に発達していることは、かねてから紹介されてきた<sup>(1)</sup>とおりである。たしかに表面的には我国においても、各種審議会が数多く設置されており、重要な政策決定に際して何らの諮問手続をも経ないものは例外的といってよい程ではあるが、その手続の持っている実質的重要性という点では、フランスとは相当に異なるものがあることを理解しておかなければならない。つまり我国では審議会での審議はしばしば形式的なものにすぎず、またその答申にかならずしも十分な権威がない場合が多いのに対し、フランスでは 1930 年以来展開されてきた各種の実践の中で、行政裁判所の判例法を中心としながら諮問手続法理が形成されてきたことが注目される。その結果今日では、審議会等に対する諮問法制は、政治学的には議会制民主主義の現代的補完と位置づけられるとともに、行政法学的には一種の事前行政手続としての性格が明確にされるにいたっているのである。

もとより諮問行政の態様には様々のものがあるが、理論的にも実務的にも最も重要なものは、いわゆる「利益代表制」的構造をもった諮問機関の役割である。つまりフランスでは、産業界、労働界など社会の各層に存在する集団利益を、十分忠実に反映させようような利益代表構造をもった審議会を構成し、その審議会の審議過程を経ることによってはじめて、行政の意思形成の合理性を確保しうる

という考え方が支配的であって、現に政府のトップレベルから行政機関の末端にいたるまで、そのような利益代表制審議会は随処にみられ、重要な役割を果たしているのである。

さて、本稿の視点から興味深いのは、このような利益代表制諮問機関の構成にあたって、市町村、県などの地方公共団体の利益代表性がどのように確保されているかという問題である。もちろんその実態は行政の各分野によって相当に異なることが予想されるが、おそらく最もよい例は、国土整備行政 (Aménagement du territoire) の分野にみられるものと思われる。

この国土整備行政の分野というものは、一方で全国レベルの経済社会発展計画 (いわゆる Plan) と、他方で地域レベルの都市計画や公共施設整備事業とリンクしながら、パリとその他の地域の間にもみられる極端な不均衡を是正し、国土の全体にわたって人口、産業の均衡ある配置を実現しようとする総合的な政策体系を指している。具体的な手法としては、地域の戦略的拠点開発、重点投資主義が主流であるが、その場合県よりも広域の「州」 (régions) のレベルで作られる総合的な地域開発計画が中枢的役割を果たすことになる。つまり中央政府レベルで策定される経済計画が、州の規模で空間計画化されるということができよう。また逆に地方レベルから積み上げられた各種の要望が、州のレベルで総合調整され、それがさらに国の国土整備計画に反映することも可能とされるわけである。

このような州レベルを軸とした国と地方の協議・調整の場となるのが、各種の審議会である。様々な規模の審議会や委員会 (conseils、comité、commission) が設けられているが、それらは多くの場合、行政部門の専門家 (国の官吏)、地方選出の議員 (élus locaux)、学識経験者 (experts) の3者構成をとっている。

たとえば、県レベルで設定されている県公共施設整備委員会 (Commission départementale d'Équipement) の場合は、中央省庁の官吏、県会議員または県内の市町村長代表、学識経験者がそれぞれ3分の1づつを占めている。また州のレベルで、実質的に最も重要な役割を果たす機関として注目されたCODER (レジ

オン経済開発審議会)においては、県議会によって同議会の中から、および県会議員でない市町村長の中から選出される委員が4分の1、商工会議所、農業会議所、労働組合その他の各種利用団体から選出される委員が2分の1、首相が任命する有識者が4分の1という構成をとるのである。さらに首都圏の総合開発整備事業を行う特別法人として設置されているパリ首都圏公団理事会の構成を例にとれば、54名の理事は、首都圏内の県会議員、市町村長の中から半数は選挙で、半数は首相任命で指名されることになっている。

以上のように、その構成割合こそ均一ではないが、地方議会(特に県議会)の議員や市町村長の中から審議会委員を派遣するしくみは広くみられるところであり、特に国土整備関連行政の分野においては、そのような地方代表性を確保することが慣行となっているとみることができるであろう。もちろんその他の行政分野において、地方代表の参加する審議会がすくないということではなく、たとえば運輸中央審議会(Conseil supérieur des transports)においても、行政代表、産業界代表と並んで、地方代表のポストが確保されている例などをあげることができる。この場合の地方代表は、運輸事業の一般利用者たる住民代表としての性格をもつものと考えられており、バスや鉄道路線の新設・改廃等の審議事項に際しては、文字通り地域利益の代表者としての機能を果たすことが期待されているといつてよい。<sup>(2)</sup>

以上にごく大雑把に紹介したような、フランスの審議会を通じての地方代表制の確保のしくみは、本研究会の「国政参加」構想にとっても興味深い検討素材となるものと思われる。我国でも政府の各種の審議会の中に、地方自治体の長が入っている例はかならずしもすくなくはないが、本報告が指摘しているように、それはもっぱら学識経験委員として、しかも中央行政の裁量的な任命によって行われているにすぎない。これに対してフランスの場合は、関係地域内の公選職(élus locaux)の中から議会の選挙によって指名される場合がすくなくなく、その地域代表としての性格は、はるかに実質的である場合が多いと考えることができよう。

しかしこのことは、逆からみれば、フランスの自治体の実力がなお制度的にも実際的にもきわめて弱いために、かえって中央政府の側が地方意見の反映のルートを制度的に用意する必要が生じているのであって、しかもそれはあくまでも民間の産業界代表や労働界代表と基本的には同じレベルにおいて、地域住民の代表としての席を与えようとするものにすぎないと評価することもできよう。いわば自治体は、はじめから国の政策決定システムの中に取りこまれてしまっているであり、独立対等の地方政府の存在ということを前提にした本来の「国政参加」とは、やや次元の異なるしくみであるとも考えることもできるのである。

いずれにせよこの問題の究明のためには、なお多くの資料が必要であり、本稿では確定的な評価を避け、後日の検討に重ねることにしたい。その場合、最も興味深いのはレジオン（州）というレベルにおける国と地方自治体の関係であると思われる。フランスにおけるレジオナリズムの長い歴史について立ち入ることはできないが、第2次大戦後の計画行政・開発行政・広域行政の進行に対応する行政的枠組みとして、県より広域の「州」の区画は確実に定着し、ポンピドゥー政権の下で1972年には、一種の特別地方公共団体としての地位が与えられるにいたっていた。つまり州は、あくまでも計画行政・開発行政推進のための国の行政区画であることを本質とはしているが、同時に不完全ながら一種の自治体的性格をも具える、中途半端な存在であったことになる。しかしまさにその中間的性格の故にこそ、上述したようなCODER、ならびにその発展形態としてのレジオン評議会（conseil régional）に選出される地方団体を含む各種の利益代表者と中央政府代表の州長官との間に協議、調整のしくみがそれなりに機能していたとみられることもできるであろう。

これに対し、1982年の地方分権化は、「州」の完全自治体化を断行し、市町村や県と全く同様に、州にも公選の議会をおき、その議長が州の執行機関となるしくみをとることになった。他方で州長官は廃止されるわけではなく、中央政府代表としての性格を明確にした形で並立することになるのである。

もちろんこの州改革にはなお時間を要するのであり、その評価を軽々に下すべ

きではないであろう。しかしすでに論者は、州・県・市町村という三層制の地方制度があまりにも複雑になりすぎることと同時に、従来の州のもっていたあいまいな中間的性格の故に確保されていたともいえる国と地方の微妙な協調関係が、その完全自治体化によって機能不全に陥いる危険性を指摘している<sup>(3)</sup>ことが注目されてよからう。つまりここには、国政への地域の意思反映のためには、つねに国の行政区画の完全自治体化が必要か否かという、一種の原理的問題が含まれていると言えるわけであり、我国における広域行政区画の導入の要否の問題とも関連して、きわめて興味深い研究課題を提出しているということができそうである。

- (1) 兼子仁「現代フランス行政法」(有斐閣)第5章～第8章に詳しい紹介がある。
- (2) 参照、磯部 力「運輸行政における諮問手続(フランス)」、「(「行政手続の比較研究 - 運輸法制を中心として - 」)(第一法規)所収
- (3) Cf. S. C. Bouzely, *Réflexions sur les moyens de décentralisation*, *Revue administrative*, 1981. p. 302

#### 4. 国と自治体の間の「契約」

フランスでは 1966 年以来、国が地方公共団体もしくはその連合体と「契約」(contrat)を結び、地方公共団体が一定の事業を推進することに対し、国は数回にわたる一定の財政援助を約束するという行政方式がとられるようになった。国が何らかの行政目的を達成するために、従来のように一方的・権力的な手法や単なる誘導的手法をとらずに、相手方と直接に契約を結ぶという手法は、このほかにも経済行政の分野に多用されるようになっており、これを「行政の契約化」(la contractualisation de l'administration)現象と呼ぶことができる。その行政法学上の問題点の検討にはここでは立ち入らないことにするが、巨視的にみた場合、権力行政からの逃避という意味において、ヨーロッパ諸国における協調行政(concertation)や我国における行政指導の多用など、現代行政法の特徴的な現象の一環とみることができるであろう。

さて国と自治体間の契約は、1966年法によって市町村の連合体の一種である「広域都市圏」(communauté urbaine)に認められる特権の一つとして導入されたのが最初であるが、この点については若干の説明を要しよう<sup>(1)</sup>。すなわちフランスの市町村は既述のようにきわめて小規模なものが多く、政府の度重なる合併推進の試みにもかかわらず、大革命期から今日までほぼ3万8千という水準を維持してきている。そのうち人口500人以下の村が2万4千、2千人以下では3万5千に達するというのであるから、いかに小規模なものであるかが理解されよう。合併推進が困難であるとみた政府は、その代わりに、組合(syndicat)、連合区(district)など各種の連合方式を制度化してきたが、特に大中都市圏域に最も適切的な連合体として強く推奨されたのが、この「広域都市圏」という様式であった。法形式上はあくまでも連合体であって、公施設法人(établissement public)という一種の特別地方公共団体ともいふべき地位をもつにすぎないが、実質的には、都市計画・公共施設関係の事務権限をほとんど構成市町村から移管されることになっているため、かなり強度の連合といつてよい。

そしてこの実質的に合併と等しい効果を挙げうる広域都市圏連合方式を強力に推進するために新たに制度化されたのが、「計画契約」(contrat de plan)という手法なのである。

「広域都市圏」は、実態として存在する都市圏を反映して設置されるものであり、その最大の課題は、中期的な公共投資計画としての「公共施設整備計画(PME)」の策定と執行にほかならない。これは各都市圏における戦略的な公共施設整備のための公共投資をプログラム化したものであるが、その円滑な施行のためには、国の財政援助の確保が不可欠となる。そこで国が3年間にわたって各年度の財政支出額をあらかじめ約定するのが、この「計画契約」の主眼であり、この特典をもって主要都市と周辺市町村の連合体結成が推進されることが期待されたのである。

ところでこのような契約手法は、その後「広域都市圏」のみならず、「中都市契約」(contrat de villes moyennes)あるいは「農村契約」(contrat de

pays) という形で、他の地方組織との間にも行われるようになってきている。それらの実際的な効果がどのようなものであるかについては資料がほとんどないため、軽々に判断することができないが、フランスの地方行政制度上このような国と地方の間の契約手法がそれなりに定着し、一般化してきていることは確認できるであろう。

さて以上のような契約手法は、「自治体の国政参加」という主題との関連ではどのように評価されるべきものであろうか。この点もまた、さらに立入った理論的検討を行うに値する原理的な問題を包含するようと思われる。しかしここではもっぱらフランスの実例に即して、次の点を指摘するにとどめよう。すなわち、第1にそれが「契約」であるということが、法的にどのような具体的意味を持ちうるかという問題がある。仮に両当事者のどちらかに契約違反行為があった場合に、契約内容の実現を裁判的に強制することが制度上担保されうるか否かが決め手となるが、フランスのように行政裁判制度がおかれている場合、たとえば市町村が国を相手取って一定の財政支出の給付訴訟を起すことは十分に可能である。そのような場合には、この契約は、文字通り独立な法主体間の契約としての意味をもつことになるが、そのような制度的担保がない場合、それを単なる「申し合せ」とよぶか「契約」とよぶかは、もっぱら修辞上の問題ということにもなりかねないであろう。

第2にしかし、この契約が法的に真正な意味での契約であるか否かということとは一応別の次元において、これを国と地方の新しい関係を示す象徴的表現として捉えることももちろん不可能ではない。つまりフランスで国と地方自治体の間の契約という発想が出てくる前提としては、現代行政の多くの分野、特に都市開発・公共施設整備行政などの分野において、国と地方自治体は必然的な協力者の関係にあり、両者の協調、ひいては官民間の協調が必須のものとなるという認識が強く存在していることである。ちなみにこの「協調」(concertation)という理念は、それ以前の「参加」(participation)という理念が1968年の五月革命、それに続くドゴールの失脚後、政治的には急速に色褪せた後に、フランス公法学

学界で多用されたものであり、したがってまた様々なイデオロギー的ニュアンスを伴う用語にもなっていることに注意を要しよう。いずれにせよ我々が新たに自治体の国政への「参加」を検討しようとするに際しては、それがフランス的ないしヨーロッパ的な国と自治体の「協調」の理念、あるいは「契約」の理念とどのように相異なるかという点についても、注意を払っておく必要はあるように思えるのである。

- (1) 磯部 力「フランスにおける市町村制度の再編と広域都市圏行政」、地方自治 No.325 (昭 49 年 12 月号)

#### 5 . 社会党の「地方分権庁」の構想

最後に、上述したところと異なり実定制度上の素材ではないが、大統領選挙以前の社会党の地方分権構想の中にみられる「地方分権庁」のアイディアについて、ごく簡単に紹介しておくことにしたい。

前述の資料によれば、これは国家議員、地方議員、中央各省の代表など 31 名から構成される常設の機関であり、「地方分権庁」(Mission permanente de la décentralisation)と名づけられている。その権能は、地方分権推進の観点から必要なあらゆる措置について、国会および政府に提案すること、国と地方自治体の間に立って調停・仲介の役割を果すことのほか、地方行政に関連するすべての法律案について政府の諮問を受けることとされている。

これをみるかぎり、地方自治体の国政参加という我々の問題意識にきわめて近い魅力的な提案というべきであるが、上述したフランス地方制度の中央集権的伝統からすれば、現状では当分実現困難なプランといわざるをえず、現に議会提出法案の段階で削除されてしまっている。しかしそれだけに、フランスにおける国政参加論の萌芽として貴重なものといえることができるであろう。



## 「国政参加」の条件整備 - むすびにかえて -

地方自治体の国政への参加は、いわば、戦後の新しい地方自治制度の発足以来、今日まで、長期にわたって形成されてきた国と自治体との関係を大きく変革させより有機的な協力・協働関係を樹立していくことをめざすものである。これまで「国政参加」の実態を明らかにして、これを実現するための構想について述べてきたが、「国政参加」を定着させ、より効果をあげていくために、長期的にはいろいろな条件が整備される必要がある。その主なものを列挙して本研究のむすびとしたい。

### 1. 参加に伴う応答義務および調整システムの必要性

- (1) 地方自治体の「国政参加」をより実効あるものとし、国と地方自治体の両者の責任関係を明確にしていくためには、地方自治体の意向や意見に対して、国が配慮し応答するだけでなく、これを実行していくことを定着させることが必要である。また、この国と地方自治体との応答の内容は、原則として地域住民に公開する方向で検討すべきである。
- (2) 国と地方自治体との意見等の対立があった場合、これを個別的に調整する場が存在していない。国と地方自治体は、住民福祉実現の側面において、基本的には同一の責務を負っており、争訟等の手段による個別的解決にはなじみにくい要素をもっている。こうした国と地方自治体との意見が対立した場合の解決のためには、今後オンブズマン制度などを創設するにあたって検討を期待するほか、地方自治法、内閣法、各省庁設置法などの改正により調整をはかる必要がある。

さらに、現実の国と地方自治体の関係をみると、国が権限や財源などを集中的に留保しているため、意見の対立によって国から不利益な扱いを受けるのではないかとの不安があり、現に国から強い事前の「指導」を受けることがある。そのような事態を起こさないようにするための保障措置についても検討してお

く必要がある。

## 2．地方自治体の代表者の全国的連合組織の強化

全国知事会などの地方自治体の代表者の全国的連合組織は、地方自治の発展のため、これまでも重要な役割を果たしてきた。そして、地方分権や「国政参加」の実現のためには、この連合組織が、今後ますます地方自治体相互間の利害調整や国の法令、計画、政策に対する積極的提言を行い、実効ある影響力をもつようになることが重要である。このため、その連合組織の強化をはかり、とくに、人材の交流、情報収集、政策研究など重点的に充実していくことが必要である。

こうした面については、本報告書第2編に外国の事例としてドイツ都市会議等の州政府・連邦政府への参加の実態を報告しているが、このような研究を通して我が国の国情にふさわしい形態での導入を検討すべきであろう。

## 3．市町村と都道府県の参加関係

- (1) 地方自治体の「国政参加」に関連して、市町村の都道府県政への参加も重要な課題である。都道府県と市町村は、基本的には地方自治体としてともに対等であり、両者の密接な関係を考えると、政府間関係のモデルによりなじみやすく、両者の参加関係は一層促進されるべきものである。
- (2) 市町村の都道府県政への参加により、相互の信頼関係は一層前進し、さらに都道府県は、市町村の意向をふまえて、強固な基盤の上で国政への参加に臨むことが可能になり、その結果として、国政への影響力が強められることにもなる。もちろん、都道府県と市町村とはその利害を異にする場合も存在するので、このような場合には市町村の代表者の連合組織が機能を発揮することになるが、基本的には、両者は協力・協調関係にあるといえる。こうして、住民の意向を基礎に市町村と都道府県が相互参加関係を確立し、国政へ参加することによって、実体の備わった「地方の時代」の前進が期待されるといえよう。

#### 4 . 地方自治体の姿勢と参加への取組み

第1編第2章でみたように、現行法規のもとにおいても地方自治体が国政に参加する方途がないわけではない。しかし、参加できる範囲が限定されていたり、制度そのものが消極的なものが多く、またその有効性も明確でないなどの理由から、既存の制度については地方自治体にとって必ずしも活用しやすいものではなかったが、同時に自治体としても積極的活用のための努力が不足していたことも否めない。

しかし、今後「国政参加」の制度化をはかっていくためには、地方自治体側も国政との調整にあたって、これまで以上に責任を分担し、誠意をもって努力する姿勢が要求されることになる。また、地方自治体は、自己の内部改革とともに絶えず参加の準備作業をしておくことによって、はじめて制度を有効に機能させることができることを忘れてはならない。

## 参 考 資 料

### 1. 法律・政令における「国政参加」関係規定

(注) 抽出の基準については本文 10 ページ参照

#### (1) 意見に係る規定

|    | 法 令 名                                                                      | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                        | 備 考  |
|----|----------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------------------------|------|
| 1  | 自衛隊法 § 105                                                                 | 29. 6. 9     | 防 衛 庁        | 訓練のための漁船の操業の制限又は禁示             | 意見聴取 |
| 2  | 自衛隊法 § 105                                                                 | "            | "            | 損失補償の申請                        | 意見附記 |
| 3  | 自衛隊法施行令 § 130 の 2                                                          | 29. 6. 30    | 防衛施設庁        | 損失補償の申請                        | 意見附記 |
| 4  | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律 § 3 | 27. 6. 10    | "            | 損失補償の申請                        | 意見附記 |
| 5  | 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律 § 2                                  | 28. 8. 25    | "            | 損失補償の申請                        | 意見附記 |
| 6  | 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律 § 14                                                 | 49. 6. 27    | "            | 損失補償の申請                        | 意見附記 |
| 7  | 自然公園法 § 10                                                                 | 32. 6. 1     | 環 境 庁        | 国定公園の指定                        | 意見聴取 |
| 8  | 自然公園法 § 11                                                                 | "            | "            | 国定公園の指定の解除及び区域の変更              | 意見聴取 |
| 9  | 自然公園法 § 13                                                                 | "            | "            | 国定公園の公園計画及び公園事業の廃止及び変更         | 意見聴取 |
| 10 | 建築用地下水の採取の規制に関する法律 § 3                                                     | 37. 5. 1     | "            | 規制を行う地域の指定                     | 意見聴取 |
| 11 | 建築用地下水の採取の規制に関する法律 § 15                                                    | "            | "            | 地盤の沈下の防止                       | 意見申出 |
| 12 | 公害対策基本法 § 19                                                               | 42. 8. 3     | "            | 公害防止計画の作成                      | 意見聴取 |
| 13 | 大気汚染防止法 § 3                                                                | 43. 6. 10    | "            | いおう酸化物に係る排出基準又は特別排出基準の制定、変更、廃止 | 意見聴取 |

|    | 法 令 名                       | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行 政 機 関 等   | 対 象 事 項                             | 備 考  |
|----|-----------------------------|--------------|--------------------|-------------------------------------|------|
| 14 | 大気汚染防止法 § 5 の 2             | 43. 6. 10    | 環 境 庁              | 総量規制基準に係る地域を定める政令の制定、改廃             | 意見聴取 |
| 15 | 大気汚染防止法 § 15                | "            | "                  | 季節による燃料の使用量の著しい変動に係る地域を指定する政令の制定、改廃 | 意見聴取 |
| 16 | 水質汚濁防止法 § 4 の 2             | 45. 12. 25   | "                  | 総量削減に係る指定水域又は指定地域を定める政令の制定、改廃       | 意見聴取 |
| 17 | 水質汚濁防止法 § 4 の 2             | "            | "                  | 総量削減基本方針の策定変更                       | 意見聴取 |
| 18 | 自然環境保全法 § 14                | 47. 6. 22    | "                  | 原生自然環境保全地域の指定                       | 意見聴取 |
| 19 | 自然環境保全法 § 15                | "            | "                  | 原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定               | 意見聴取 |
| 20 | 自然環境保全法 § 22                | "            | "                  | 自然環境保全地域の指定                         | 意見聴取 |
| 21 | 公害健康被害補償法 § 2               | 48. 10. 5    | "                  | 公害健康被害地域及び指定疾病の指定に係る政令の制定、改廃        | 意見聴取 |
| 22 | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 § 4 | 41. 1. 13    | "                  | 歴史的風土保存区域の指定                        | 意見聴取 |
| 23 | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 §   | "            | "                  | 歴史的風土保存計画                           | 意見聴取 |
| 24 | 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 § 14     | 45. 12. 25   | 環 境 庁<br>農 林 水 産 省 | 農用地の土壌の汚染防止                         | 意見聴取 |
| 25 | 騒音規制法 § 17                  | 43. 12. 1    | 環 境 庁              | 指定地域に係る道路の部分の構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少  | 意見申出 |
| 26 | 騒音規制法 § 22                  | "            | "                  | 騒音の防止                               | 意見申出 |

|    | 法 令 名                   | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行 政 機 関 等 | 対 象 事 項                          | 備 考  |
|----|-------------------------|--------------|------------------|----------------------------------|------|
| 27 | 国土総合開発法 § 10 の 2        | 25. 6. 1     | 国 土 庁<br>建 設 省   | 特定地域総合開発計画の<br>変更                | 意見聴取 |
| 28 | 離島振興法 § 6               | 28. 7. 22    | 国 土 庁            | 離島振興計画の設定                        | 意見聴取 |
| 29 | 首都圏整備法 § 22<br>§ 23     | 31. 4. 26    | "                | 首都圏整備計画の決定、<br>変更                | 意見聴取 |
| 30 | 首都圏整備法 § 24<br>§ 25     |              | "                | 近郊整備地帯、都市開発<br>区域の指定             | 意見聴取 |
| 31 | 東北開発促進法 § 3             | 32. 5. 17    | "                | 東北開発促進計画                         | 意見申出 |
| 32 | 九州地方開発促進法 § 3           | 34. 3. 30    | "                | 九州地方開発促進計画                       | 意見申出 |
| 33 | 四国地方開発促進法 § 3           | 35. 4. 28    | "                | 四国地方開発促進計画                       | 意見申出 |
| 34 | 北陸地方開発促進法 § 3           | 35. 12. 27   | "                | 北陸地方開発促進計画                       | 意見申出 |
| 35 | 中国地方開発促進法 § 3           | "            | "                | 中国地方開発促進計画                       | 意見申出 |
| 36 | 低開発地域工業開発促進<br>法 § 2    | 36. 11. 13   | "                | 開発地区の指定の解除<br>変更                 | 意見聴取 |
| 37 | 水資源開発促進法 § 3            | "            | "                | 水資源開発水系の指定                       | 意見聴取 |
| 38 | 水資源開発促進法 § 4            | "            | "                | 水資源開発基本計画                        | 意見聴取 |
| 39 | 水資源開発公団法 § 19           | "            | "                | 事業実施方針                           | 意見聴取 |
| 40 | 水資源開発公団法 § 21           | "            | "                | 施設管理方針                           | 意見聴取 |
| 41 | 水資源開発公団法施行令<br>§ 16 (2) | 37. 4. 30    | "                | 特定施設に係る都道府県<br>の負担金              | 意見聴取 |
| 42 | 水資源開発公団法施行令<br>§ 24 の 2 | "            | "                | 水資源開発施設に係る都<br>道府県の負担金           | 意見聴取 |
| 43 | 水資源開発公団法施行令<br>§ 26 の 4 | "            | "                | かんがい排水に係る都道<br>府県の負担金            | 意見聴取 |
| 44 | 地域整備振興公団法 § 19          | "            | "                | 大規模事業の施行に係る<br>業務に関する政令の制定<br>改廃 | 意見聴取 |

|    | 法 令 名                                              | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等                                    | 対 象 事 項             | 備 考                        |
|----|----------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 45 | 新産業都市建設促進法<br>§ 8                                  | 37. 5.10     | 国土庁・農林<br>水産省・通商<br>産業省・運輸<br>省・労働省・<br>建設省・自治省 | 区域の指定の変更、解除         | 意見聴取                       |
| 46 | 国土調査促進特別措置<br>法 § 3                                | 37. 5.19     | 国 土 庁                                           | 国土調査事業十箇年計画         | 意見聴取                       |
| 47 | 近畿圏整備法 § 9                                         | 38. 7.10     | "                                               | 近畿圏整備計画の決定          | 意見聴取                       |
| 48 | 近畿圏整備法 § 11                                        | "            | "                                               | 近郊整備区域の指定           | 意見聴取                       |
| 49 | 首都圏近郊緑地保全法<br>§ 3                                  | 41. 6.30     | "                                               | 近郊緑地保全区域の指定         | 意見聴取                       |
| 50 | 中部圏開発整備法 § 11<br>§ 11                              | 41. 7. 1     | "                                               | 中部圏開発整備計画の作<br>成、決定 | 意見聴取<br>(基本計画案の<br>作成は関係県) |
| 51 | 中部圏開発整備法 § 13                                      | "            | "                                               | 都市整備区域の指定           | 意見聴取                       |
| 52 | 近畿圏の保全区域の整備<br>に関する法律 § 5                          | 42. 7.31     | "                                               | 近郊緑地保全区域の指定         | 意見聴取                       |
| 53 | 筑波研究学園都市建設法<br>§ 4                                 | 45. 5.19     | "                                               | 研究学園地区建設計画の<br>決定   | 意見聴取                       |
| 54 | 筑波研究学園都市建設法<br>§ 5                                 | "            | "                                               | 研究学園地区建設計画の<br>変更   | 意見聴取                       |
| 55 | 活動火山対策特別措置法<br>§ 2                                 | 48. 7.24     | "                                               | 避難施設緊急整備地域の<br>指定   | 意見聴取                       |
| 56 | 活動火山対策特別措置法<br>§ 12                                | "            | "                                               | 降灰防除地域の指定           | 意見聴取                       |
| 57 | 防災のための集団移転促<br>進事業に係る国の財政上<br>の特別措置等に関する法<br>律 § 3 | 47.12. 8     | "                                               | 集団移転促進事業計画の<br>策定   | 意見聴取                       |
| 58 | 国土利用計画法 § 5                                        | 49. 6.25     | "                                               | 国土利用全国計画の策定         | 意見聴取と<br>意見の尊重             |
| 59 | 大規模地震対策特別措置<br>法 § 3                               | 53. 6.15     | "                                               | 地震防災対策強化地域の<br>指定   | 意見聴取                       |

|    | 法 令 名                                   | 公 布<br>年 月 日  | 関 係<br>行政機関等   | 対 象 事 項                    | 備 考            |
|----|-----------------------------------------|---------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 60 | 北海道開発法 § 3                              | 25. 5. 1      | 北海道開発庁         | 北海道総合開発計画の策定               | 意見申出           |
| 61 | 日米安保条約第 6 条に基づく地位協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律 | 27. 4. 28     | 大 蔵 省          | 国有財産の使用の許可                 | 意見聴取           |
| 62 | たばこ耕作組合法 § 8                            | 33. 5. 2      | 大 蔵 省<br>農林水産省 | 農業協同組合との調整                 | 意見聴取           |
| 63 | 金融機関の合併及び転換に関する法律                       | 43. 6. 1      | 大 蔵 省          | 都道府県知事を行政庁とする信用協同組合の合併又は転換 | 意見聴取           |
| 64 | 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する条約     | 44. 6. 17     | 大 蔵 省<br>自 治 省 | 租税条約に基づく協議等で地方税に係るもの       | 意見聴取           |
| 65 | 日本万国博覧会記念協会法 § 37                       | 46. 6. 1      | 大 蔵 省<br>自 治 省 | 業務及び予算に係る認可                | 意見聴取<br>(出資団体) |
| 66 | 私立学校法施行令 § 1                            | 25. 3. 14     | 文 部 省          | 申請の経由                      | 意見附記           |
| 67 | へき地教育振興法施行令 § 11                        | 29. 7. 21     | "              | 補助金の返還                     | 釈明のための<br>意見申述 |
| 68 | へき地教育振興法施行令 § 12                        | "             | "              | 申請書等の審査                    | 意見附記           |
| 69 | 理科教育振興法施行令 § 3                          | 29. 12. 16    | "              | 補助金の交付、返還等に関する申請書等の審査      | 意見附記           |
| 70 | 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令                  | "             | "              | 同 上                        | 意見附記           |
| 71 | 文化財保護法 § 57 の 5                         | 25. 5. 30     | 文 化 庁          | 遺跡の発見に関する届出停止命令等           | 意見聴取           |
| 72 | 文化財保護法 § 103                            | "             | "              | 書類等の経由                     | 意見附記           |
| 73 | 文化財保護法 § 104 の 2                        | "             | "              | 文化財の保存及び活用                 | 意見具申           |
| 74 | 伝染病予防法                                  | M<br>30. 4. 1 | 厚 生 省          | 伝染病発生の報告                   | 意見附記           |



|    | 法 令 名                             | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行 政 機 関 等 | 対 象 事 項                             | 備 考                 |
|----|-----------------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 75 | 寄生虫予防法 § 3 の 3                    | 6. 4. 2      | 厚 生 省            | 当該年度の実施計画                           | 意見聴取                |
| 76 | 地方自治法施行規程 § 73                    | 22. 5. 3     | "                | 社会保険事務所の位置、<br>名称、所管区域及び事務<br>取扱の範囲 | 意見聴取                |
| 77 | あへん法 § 12                         | 29. 4. 22    | "                | 栽培の許可の申請書の経<br>由                    | 意見附記                |
| 78 | 環境衛生関係営業の運営<br>の適正化に関する法律<br>§ 57 | 32. 6. 3     | "                | 申出の経由                               | 意見附記                |
| 79 | 水道法 § 47                          | 32. 6. 15    | "                | 申請及び届出の経由                           | 意見附記                |
| 80 | 農業災害補償法 § 85                      | 22. 12. 15   | 農林水産省            | 水稻の病虫害の防止に係<br>る地域指定                | 意見聴取                |
| 81 | 農業災害補償法 § 85 、<br>§ 120 の 6       | "            | "                | 果樹の品質の確認に係る<br>地域指定                 | 意見聴取                |
| 82 | 農業災害補償法 § 106                     | "            | "                | 農作物の収穫量の確認に<br>係る地域指定               | 意見聴取                |
| 83 | 競馬法施行令 § 17                       | 23. 8. 19    | "                | 競馬場の指定                              | 意見聴取                |
| 84 | 土地改良法 § 4 の 2                     | 24. 6. 6     | "                | 土地改良長期計画の案の<br>作成                   | 意見聴取                |
| 85 | 土地改良法施行令 § 47                     | 24. 8. 4     | "                | 土地改良区の定款の認可                         | " (選挙<br>管理委員<br>会) |
| 86 | 土地改良法施行令 § 71                     | "            | "                | 配分を受ける者の選定等                         | 意見聴取                |
| 87 | 家畜伝染病予防法 § 58                     | 26. 5. 31    | "                | 手当金                                 | 意見聴取                |
| 88 | 農地法施行令 § 16                       | 27. 10. 20   | "                | 売り払うべき土地等の認<br>定                    | 意見聴取                |
| 89 | 酪農振興法 § 6                         | 29. 6. 14    | "                | 集約酪農地域の指定の解<br>除                    | 意見聴取                |
| 90 | 甘味資源特別措置法 § 4                     | 39. 3. 31    | "                | 生産振興地域の指定                           | 意見聴取                |
| 91 | 加工原料乳生産者補給金<br>等暫定措置法 § 7         | 40. 6. 2     | "                | 区域の指定                               | 意見聴取                |

|     | 法 令 名                                    | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                | 備 考          |
|-----|------------------------------------------|--------------|--------------|------------------------|--------------|
| 92  | 野菜生産出荷安定法 § 3                            | 41. 7. 1     | 農林水産省        | 需要の見通し                 | 意見聴取         |
| 93  | 野菜生産出荷安定法 § 4                            | "            | "            | 野菜指定生産地の指定             | 意見聴取         |
| 94  | 卸売市場法 § 54                               | 46. 4. 3     | "            | 申請・届出・報告の経由            | 意見附記         |
| 95  | 卸売市場法 § 67                               | "            | "            | 中央卸売市場開設区域内<br>の地方卸売市場 | 意見附記<br>して報告 |
| 96  | 農用地開発公団法 § 20                            | 49. 5. 2     | "            | 事業実施方針の決定              | 意見聴取         |
| 97  | 農業災害補償法による畑<br>作物共済の共済目的たる<br>農作物を指定する政令 | 56. 3. 13    | "            | 茶にかかる区域指定              | 意見聴取         |
| 98  | 食糧管理法                                    | 17. 2. 21    | 食 糧 庁        | 供給計画の決定、変更             | 意見聴取         |
| 99  | 漁業法 § 66                                 | 24. 12. 15   | 水 産 庁        | 許可を受けない中型まき<br>網漁業等の禁止 | 意見聴取         |
| 100 | 漁港法 § 5                                  | 25. 5. 2     | "            | 漁港の指定、変更、取消            | 意見聴取         |
| 101 | 漁港法 § 25                                 | "            | "            | 漁港管理者の指定               | 意見聴取         |
| 102 | 水産資源保護法 § 15                             | 26. 12. 17   | "            | 申請によらない保護水面<br>の指定     | 意見聴取         |
| 103 | 漁業生産調整組合法 § 82                           | 36. 6. 13    | "            | 認可、処分、命令               | 意見聴取         |
| 104 | 真珠養殖等調整暫定措置<br>法 § 101                   | 44. 12. 18   | "            | 密殖改造計画の策定等             | 意見聴取         |
| 105 | 海洋水産資源開発促進法<br>§ 52                      | 46. 5. 17    | "            | 法律の目的の達成               | 意見聴取         |
| 106 | 沿岸漁場整備開発法 § 3                            | 49. 5. 17    | "            | 沿岸漁場整備開発計画の<br>策定      | 意見聴取         |
| 107 | 森林法 § 4                                  | 26. 6. 26    | 林 野 庁        | 全国森林計画の策定、変<br>更       | 意見聴取         |
| 108 | 森林法 § 6                                  | "            | "            | 森林計画区の指定               | 意見聴取         |
| 109 | 森林法 § 19                                 | "            | "            | 数都道府県にわたる事項<br>の処理等    | 意見聴取         |
| 110 | 森林法 § 27                                 | "            | "            | 指定又は解除の申請書の<br>経由      | 意見附記         |

|     | 法 令 名                 | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等       | 対 象 事 項                                                | 備 考  |
|-----|-----------------------|--------------|--------------------|--------------------------------------------------------|------|
| 111 | 森林開発公団法施行令<br>§4      | 31. 6.29     | 林 野 庁              | 負担金                                                    | 意見聴取 |
| 112 | 林業種苗法 §4              | 45. 5.22     | "                  | 特別母樹等の指定                                               | 意見聴取 |
| 113 | 林業種苗法                 | "            | "                  | 指定採取源の指定の解除                                            | 意見聴取 |
| 114 | 松くい虫防除特別措置法<br>§3     | 52. 4.18     | "                  | 基本方針の策定                                                | 意見聴取 |
| 115 | 自転車競技法 §3             | 23. 8. 1     | 通商産業省              | 自転車競技場開設の許可                                            | 意見聴取 |
| 116 | 小型自動車競走法 §5           | 25. 5.27     | "                  | 小型自動車競走場開設の<br>許可                                      | 意見聴取 |
| 117 | 臨時石炭鉱害復旧法<br>§4       | 27. 8. 1     | "                  | 鉱害復旧長期計画の策定                                            | 意見聴取 |
| 118 | 臨時石炭鉱害復旧法 §48         | "            | "                  | 復旧基本計画に係る認可                                            | 意見聴取 |
| 119 | 商工会議所法 §59            | 28. 8. 1     | "                  | 商工会議所に対する業務<br>の一部停止、設立認可の<br>取消、地区の変更、解散<br>にかかる処分、勧告 | 意見聴取 |
| 120 | 工業用水法 §3              | 31. 6.11     | 通商産業省<br>環 境 庁     | 地域指定に係る政令の制<br>定、改廃                                    | 意見聴取 |
| 121 | 商工会の組織等に関する<br>法律 §51 | 35. 5.20     | 通商産業省              | 商工会に対する業務の一部<br>停止、設立認可の取消<br>地区の変更、解散にかか<br>る処分、勧告    | 意見聴取 |
| 122 | 金属鉱業事業団法施行令<br>§2     | 39. 5. 6     | "                  | 都道府県の負担金                                               | 意見聴取 |
| 123 | 電気事業法 §103            | 39. 7.11     | "                  | 河川法に基づく許可の申<br>請に係る報告                                  | 意見附記 |
| 124 | 工業再配置促進法 §3           | 47. 6.16     | "                  | 工業再配置計画の策定                                             | 意見申出 |
| 125 | 石油パイプライン事業法<br>§3     | 47. 6.26     | 通商産業省・<br>運輸省・建設省  | 石油パイプライン基本計<br>画の策定                                    | 意見聴取 |
| 126 | 石油パイプライン事業法<br>§5     | "            | 通産省・運輸省<br>建設省・自治省 | 石油パイプライン事業の<br>許可                                      | 意見聴取 |

|     | 法 令 名                                                 | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等       | 対 象 事 項                           | 備 考   |
|-----|-------------------------------------------------------|--------------|--------------------|-----------------------------------|-------|
| 127 | 石油パイプライン事業法<br>§ 15                                   | 47. 6. 26    | 通産省・運輸省<br>建設省・自治省 | 工事の計画の認可                          | 意見申出  |
| 128 | 大規模小売店舗における<br>小売業の事業活動の調整<br>に関する法律 § 15 の 2         | 48. 10. 1    | 通商産業省              | 第 1 種大規模小売店舗に<br>おける小売業の事業活動      | 意見申出  |
| 129 | 伝統的工芸産業の振興に<br>関する法律 § 3                              | 49. 5. 25    | "                  | 振興計画の経由                           | 意見附記  |
| 130 | 石油コンビナート等災害<br>防止法 § 5                                | 50. 12. 17   | 通商産業省・<br>建設省・消防庁  | 第 1 種事業所の新設計画                     | 意見聴取  |
| 131 | 石油コンビナート等災害<br>防止法 § 38                               | "            | "                  | 特別防災区域の指定に係<br>る政令の制定、改廃          | 意見聴取  |
| 132 | 特定不況産業安定臨時措<br>置法 § 56                                | 53. 5. 15    | 通商産業省              | 安定基本計画に従って行<br>われる設備の処理その他<br>の措置 | 意見申出  |
| 133 | 中小企業事業転換対策臨<br>時措置法 § 3                               | 51. 11. 15   | 中小企業庁              | 地域を限って指定する業<br>種                  | 意見聴取  |
| 134 | 中小企業の事業活動の機<br>会の確保のための大企業<br>者の事業活動の調整に関<br>する法律 § 6 | 52. 6. 25    | "                  | 中小企業団体による調整<br>の申出                | 意見申出  |
| 135 | 円相場高騰関連中小企業<br>対策臨時措置法 § 3                            | 53. 2. 14    | "                  | 特定業種の指定                           | 意見聴取  |
| 136 | 産地中小企業対策臨時措<br>置法 § 2                                 | 54. 7. 2     | "                  | 特定業種の指定                           | 意見聴取  |
| 137 | モーターボート競走法 § 4                                        | 26. 6. 18    | 運 輸 省              | 競走場の設置の許可                         | 意見聴取  |
| 138 | 空港整備法 § 4                                             | 31. 4. 2     | "                  | 第 2 種空港の設置及び管<br>理                | 意見聴取  |
| 139 | 自動車ターミナル法 § 36                                        | 34. 4. 15    | "                  | (処 分)                             | 公安委員会 |
| 140 | 日本国有鉄道経営再建促<br>進特別措置法 § 8                             | 55. 12. 27   | "                  | 地方交通線の選定                          | 意見申出  |
| 141 | 日本国有鉄道経営再建促<br>進特別措置法 § 10                            | "            | "                  | 特定地方交通線対策協議<br>会                  | 意見申出  |

|     | 法令名                                            | 公布年月日    | 関係行政機関等 | 対象事項                  | 備考           |
|-----|------------------------------------------------|----------|---------|-----------------------|--------------|
| 142 | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 § 11          | 42. 8. 1 | 運輸省     | 損出補償の申請               | 意見附記         |
| 143 | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 § 65          | "        | "       | 航空機の航行方法の指定又は区域指定     | 意見聴取         |
| 144 | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 § 43 の 2                   | 45.12.25 | 海上保安庁   | 排出油防除計画の作成            | 意見聴取         |
| 145 | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 § 47                       | "        | "       | 海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全     | 意見聴取(開陳)意見申出 |
| 146 | お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律施行令 § 3 | 33. 9.29 | 郵政省     | 寄附金の配分を受けるための申請       | 意見附記         |
| 147 | 有線テレビジョン放送法 § 4                                | 47. 7. 1 | "       | 許可の申請に対する処分           | 意見聴取         |
| 148 | 緊急失業対策法 § 7                                    | 24. 5.20 | 労働省     | 失業対策事業の事業主体種目及び規模等の決定 | 意見聴取         |
| 149 | 炭鉱離職者臨時措置法 § 4                                 | 34.12.18 | "       | 炭鉱離職者緊急就労対策事業計画の作成    | 意見聴取         |
| 150 | 港湾労働法 § 3                                      | 40. 6. 3 | "       | 港湾雇用調整計画の作成           | 意見聴取         |
| 151 | 雇用対策法 § 4                                      | 41. 7.21 | "       | 雇用対策基本計画の案の作成         | 意見聴取         |
| 152 | 職業訓練法 § 5                                      | 44. 7.18 | "       | 職業訓練基本計画の策定           | 意見聴取         |
| 153 | 勤労青少年福祉法 § 6                                   | 45. 5.25 | "       | 勤労青少年福祉対策基本方針の策定      | 意見聴取         |
| 154 | 沖縄振興開発特別措置法                                    | 46.12.31 | "       | 振興開発計画に基づく事業等への就労     | 意見聴取         |
| 155 | 勤労婦人福祉法 § 6                                    | 47. 7. 1 | "       | 勤労婦人福祉対策基本方針の策定       | 意見聴取         |

|     | 法 令 名                | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                                | 備 考  |
|-----|----------------------|--------------|--------------|----------------------------------------|------|
| 156 | 特定不況地域離職者臨時措置法 § 2   | 53.11.18     | 労 働 省        | 特定不況地域の指定                              | 意見聴取 |
| 157 | 土地収用法 § 27           | 26. 6. 9     | 建 設 省        | 事業の認定に関する処分                            | 意見聴取 |
| 158 | 道路法 § 7              | 27. 6.10     | "            | 都道府県道の路線の認定に係る裁定                       | 意見聴取 |
| 159 | 道路法 § 50             | "            | "            | 国道の管理に関する費用                            | 意見聴取 |
| 160 | 道路法施行令 § 1 の 3       | 27. 12. 4    | "            | 道路管理者としての知事に代わる建設大臣の権限の行使              | 意見聴取 |
| 161 | 土地区画整理法 § 119        | 29. 5.20     | "            | 地方公共団体の分担金                             | 意見聴取 |
| 162 | 都市公園法 § 12 の 3       | 31. 4.20     | "            | 国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県の負担 | 意見聴取 |
| 163 | 特定多目的ダム法 § 4         | 32. 3.31     | "            | 基本計画の作成、変更、廃止                          | 意見聴取 |
| 164 | 特定多目的ダム法 § 31        | "            | "            | 多目的ダムの操作規則の制定、変更                       | 意見聴取 |
| 165 | 地すべり等防止法 § 3         | 33. 3.31     | "            | 地すべり防止区域の指定                            | 意見聴取 |
| 166 | 地すべり等防止法 § 4         | "            | "            | ぼた山崩壊防止区域の指定                           | 意見聴取 |
| 167 | 地すべり等防止法 § 10        | "            | "            | 主務大臣の直轄工事                              | 意見聴取 |
| 168 | 共同溝の整備等に関する特別措置法 § 3 | 38. 4. 1     | "            | 共同溝整備道路の指定                             | 意見聴取 |
| 169 | 奥地等産業開発道路整備臨時措置法 § 3 | 39. 6.24     | "            | 奥地等産業開発道路の指定                           | 意見聴取 |
| 170 | 河川法 § 4              | 39. 7.10     | "            | 重要水系の指定に係る政令の制定、改廃の立案                  | 意見聴取 |
| 171 | 河川法 § 4              | "            | "            | 一級河川の指定                                | 意見聴取 |
| 172 | 河川法 § 9              | "            | "            | 指定区間の指定、変更、廃止                          | 意見聴取 |

|     | 法 令 名                             | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等       | 対 象 事 項                  | 備 考             |
|-----|-----------------------------------|--------------|--------------------|--------------------------|-----------------|
| 173 | 河川法 § 36                          | 39. 7. 10    | 建 設 省              | 水利使用の申請に係る処分             | 意見聴取            |
| 174 | 河川法 § 36                          | "            | "                  | 土地の掘さく等の許可で政令に定める行為に係るもの | 意見聴取            |
| 175 | 河川法 § 54                          | "            | "                  | 河川保全区域の指定                | 意見聴取            |
| 176 | 地方住宅供給公社法 § 43                    | 40. 6. 10    | "                  | 事業計画及び資金計画の承認の申請に係る処分    | 意見聴取<br>(設立団体)  |
| 177 | 地方住宅供給公社法 § 44                    | "            | "                  | 申請書の経由                   | 意見附記            |
| 178 | 住宅建設計画法 § 4                       | 41. 6. 30    | "                  | 住宅建設五箇年計画の案の作成           | 資料参しゃく          |
| 179 | 住宅建設計画法 § 5                       | "            | "                  | 地方住宅建設五箇年計画の作成           | 意見聴取            |
| 180 | 住宅建設計画法 § 5                       | "            | "                  | 都道府県公営住宅建設事業量の決定         | 意見聴取            |
| 181 | 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 § 6          | 41. 4. 1     | 建 設 省<br>国家公安委員会   | 道路の指定                    | 意見聴取            |
| 182 | 都市計画法 § 5                         | 43. 6. 15    | 建 設 省              | 2以上の都府県の区域にわたる都市計画区域の指定  |                 |
| 183 | 地方道路公社法 § 40                      | 45. 5. 20    | "                  | 申請書の経由                   | 意見附記            |
| 184 | 住宅・都市整備公団法 § 41                   | 56. 5. 22    | "                  | 事業計画に係る意見書の経由            | 意見附記            |
| 185 | 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法 § 4、 § 5 | 33. 4. 22    | "                  | 災害防除事業 5 箇年計画の決定、変更      | 意見聴取            |
| 186 | 地方自治法 § 99                        | 22. 4. 17    | 自 治 省<br>(関係行政庁)   | 普通地方公共団体の公益に関する事件        | 意見書の提出<br>(議 会) |
| 187 | 地方自治法 § 293                       | "            | "                  | 地方公共団体の組合に係る処分           | 意見聴取            |
| 188 | 地方自治法施行令 § 217 の 2                | 22. 5. 3     | "                  | 地方公共団体の組合に係る処分           | 意見聴取            |
| 189 | 地方自治法施行規程 § 70                    | "            | 自治省・厚生省<br>労働省・運輸省 | 地方事務官、地方技官等の定員           | 意見聴取            |

|     | 法 令 名                                                 | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等                                                    | 対 象 事 項                 | 備 考                             |
|-----|-------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 190 | 地方自治法施行規程 § 71                                        | 22. 5. 3     | 自治省・厚生省<br>労働省・運輸省                                              | 地方事務官、地方技官等<br>の進退      | 意見聴取                            |
| 191 | 地方財政法 § 13                                            | 23. 7. 7     | 自 治 省                                                           | あらたな事務に伴う財源<br>措置       | 国会への意<br>見書の提出                  |
| 192 | 地方財政法 § 17 の 2                                        | "            | "                                                               | 地方公共団体の負担金の<br>予定額      | 意見申出                            |
| 193 | 地方財政法 § 20 の 2                                        | "            | "                                                               | 国の支出金の算定、支出<br>時期、交付条件等 | 内閣への意<br>見書の提出                  |
| 194 | 地方交付税法 § 5                                            | 25. 5.30     | "                                                               | 市町村に係る交付税の算<br>定に関する資料  | 意見附記                            |
| 195 | 自治省設置法 § 16                                           | 27. 7.31     | "                                                               | 地方財政審議会の委員の<br>罷免       | 自治体の代<br>表者の連合<br>組織からの<br>意見聴取 |
| 196 | 地方制度調査会設置法<br>§ 6                                     | 27. 8.18     | 自 治 省<br>総 理 府                                                  | 地方制度調査会の委員の<br>罷免       | "                               |
| 197 | 地方財政再建促進特別<br>措置法施行令 § 15                             | 30.12.29     | 自 治 省                                                           | 市町村の提出する書類の<br>経由       | 意見附記                            |
| 198 | 辺地に係る公共的施設<br>の総合整備のための財<br>政上の特別措置等に関<br>する法律施行令 § 3 | 37. 7.18     | "                                                               | 総合整備計画の経由               | 意見附記                            |
| 199 | 地方行政連絡会議法<br>§ 7                                      | 40. 4. 1     | 自治省・行政<br>管理庁・警察<br>庁・大蔵省・<br>農林水産省・<br>通商産業省・<br>運輸省・建設<br>省など | 会議における協議事項              | 意見申出                            |
| 200 | 消防法 § 11                                              | 23. 7.24     | 消 防 庁                                                           | 移送取扱所に係る許可              | 意見申出                            |
| 201 | 消防施設強化促進法 § 5                                         | 28. 7.27     | "                                                               | 消防施設に要する費用の<br>補助の申請の経由 | 意見附記                            |
| 202 | 新都市基盤整備法 § 22                                         | 47. 6.22     | 住宅・都市整<br>備公団、地域<br>振興整備公団                                      | 土地整理に係る施行計画<br>の策定      | 意見聴取及<br>び意見書の<br>添付            |



|     | 法 令 名                             | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項            | 備 考          |
|-----|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------------|--------------|
| 203 | 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法 § 59 | 50. 7. 16    | 住宅・都市整備公団    | 住宅街区整備事業に係る事業計画の策定 | 意見聴取及び意見書の添付 |
| 204 | 住宅・都市整備公団法 § 33                   | 56. 5. 22    | 〃            | 住宅の建設計画又は宅地の造成計画   | 意見聴取         |
| 205 | 住宅・都市整備公団法 § 41                   | 〃            | 〃            | 土地区画整理事業に係る事業計画の策定 | 意見聴取及び意見書の添付 |

## (2) 協議に関する規定

|    | 法 令 名                      | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                              |
|----|----------------------------|--------------|--------------|--------------------------------------|
| 1  | 自然公園法 § 40                 | 32. 6. 1     | 環 境 庁        | 国定公園区域内の特別地域、特別保護地区、海中公園地区に係る国の機関の行為 |
| 2  | 自然公園法 § 40                 | "            | "            | 国定公園区域内の普通地域に係る国の機関の行為               |
| 3  | 国土調査法 § 6 の 2              | 26. 6. 1     | 国 土 庁        | 地籍調査に関する特定計画の策定                      |
| 4  | 農業改良助長法 § 14               | 23. 7. 15    | 農林水産省        | 協同農業普及事業に係る方針策定                      |
| 5  | 土地改良法 § 87 の 2<br>§ 87 の 3 | 24. 6. 6     | "            | 申請によらない国営の土地改良事業計画の策定、変更             |
| 6  | 土地改良法施行令 § 56              | 24. 8. 4     | "            | 土地改良財産の管理の委託                         |
| 7  | 水産資源保護法 § 18               | 26. 12. 17   | 水 産 庁        | 保護水面の区域内における建設大臣による工事又は工事の許可         |
| 8  | 水産資源保護法 § 18               | "            | "            | 保護水面の区域内における運輸大臣による工事又は工事の許可         |
| 9  | 卸売市場法 § 5                  | 46. 4. 3     | 農林水産省        | 中央卸売市場整備計画の決定                        |
| 10 | 卸売市場法 § 7                  | "            | "            | 中央卸売市場の開設区域の指定                       |
| 11 | 金属鉱業事業団法 § 20 の 5          | 38. 4. 1     | 通商産業省        | 法 § 20 の 2 、 § 20 の 3 の認可            |
| 12 | 港湾法 § 4                    | 25. 5. 31    | 運 輸 省        | 河川区域又は海岸保全区域に係る認可                    |
| 13 | 空港整備法 § 6                  | 31. 4. 20    | "            | 第二種空港における工事費用の負担等                    |
| 14 | 自動車ターミナル構造設備令 § 3          | 34. 10. 6    | "            | 自動車の出口及び入口の設置                        |
| 15 | 自動車ターミナル構造設備令 § 5          | "            | "            | 誘導車路及び操車場所の不設置                       |
| 16 | タクシー業務適正化臨時措置法 § 43        | 45. 5. 19    | "            | タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定                |
| 17 | 都市公園法 § 23                 | 31. 4. 20    | 建 設 省        | 都市公園を設置すべき区域の決定                      |
| 18 | 首都高速道路公団法 § 30             | 34. 4. 14    | "            | 基本計画の策定                              |

|    | 法 令 名                    | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等               | 対 象 事 項                         |
|----|--------------------------|--------------|----------------------------|---------------------------------|
| 19 | 阪神高速道路公団法 § 30           | 37. 3. 29    | 建 設 省                      | 基本計画の策定                         |
| 20 | 臨時石炭鉱害復旧法 § 48           | 27. 8. 1     | 石炭鉱害事業<br>団                | 復旧基本計画                          |
| 21 | 道路整備特別措置法 § 27           | 31. 3. 14    | 日本道路公団                     | 公団の管理する都道府県道及び指定市の市道の道路管理者への引継ぎ |
| 22 | 森林開発公団法 § 19             | 31. 4. 27    | 森林開発公団                     | 実施計画の策定                         |
| 23 | 水資源開発公団法 § 20            | 36. 11. 13   | 水資源開発公<br>団                | 事業実施計画の策定                       |
| 24 | 水資源開発公団法 § 20 の 2        | "            | "                          | 事業の承継                           |
| 25 | 水資源開発公団法 § 22            | "            | "                          | 施設管理規程の決定                       |
| 26 | 水資源開発公団法施行令<br>§ 9       | 37. 4. 30    | "                          | 公団が行う河川管理者の権限                   |
| 27 | 地域振興整備公団法 § 19<br>の 2    | "            | 地域振興整備<br>公団               | 事業実施基本計画の策定                     |
| 28 | 石炭鉱害賠償等臨時措置<br>法施行令 § 10 | 38. 6. 15    | 石炭鉱害事業<br>団                | 復旧不適農地の売却                       |
| 29 | 公害防止事業団法 § 21            | 40. 6. 1     | 公害防止事業<br>団                | 事業実施計画の策定                       |
| 30 | 都市再開発法 § 7 の 2           | 44. 6. 3     | 住宅・都市整<br>備公団、地域<br>振興整備公団 | 第 1 種市街地再開発事業等の施行               |
| 31 | 都市再開発法 § 120             | "            | "                          | 地方公共団体の分担金                      |
| 32 | 農用地開発公団法 § 21<br>§ 22    | 49. 5. 2     | 農用地開発公<br>団                | 事業実施計画の策定、変更                    |
| 33 | 農用地開発公団法 § 23            | "            | "                          | 換地計画                            |
| 34 | 農用地開発公団法 § 24            | "            | "                          | 交換分合計画                          |
| 35 | 農用地開発公団法 § 25            | "            | "                          | 災害復旧事業実施計画                      |

|    | 法 令 名                             | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                         |
|----|-----------------------------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 36 | 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法 § 92 | 50. 7. 16    | 住宅・都市整備公団    | 地方公共団体の分担金                      |
| 37 | 住宅・都市整備公団法 § 45                   | 56. 5. 22    | 〃            | 費用の負担                           |
| 38 | 住宅・都市整備公団法 § 48                   | 〃            | 〃            | 都道府県知事又は市町村長が施行する土地区画整理事業の費用の負担 |

## (3) 同意に関する規定

|    | 法 令 名            | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行 政 機 関 等 | 対 象 事 項                                          |
|----|------------------|--------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 1  | 国土総合開発法 § 10     | 25. 6. 1     | 国土庁・建設省          | 特定地域の指定に係る要請                                     |
| 2  | 自然環境保全法 § 14     | 47. 6. 22    | 環 境 庁            | 原生自然環境保全地域の指定で、当該区域内の土地を地方公共団体が所有する場合            |
| 3  | 国土調査法 § 5        | 26. 6. 1     | 国 土 庁            | 都道府県が行う基本調査、土地分類調査、水調査、地籍調査で変更を加えて国土調査に指定する場合    |
| 4  | 新産業都市建設促進法 § 4   | 37. 5. 10    | "                | 申請に基づかない新産業都市の指定                                 |
| 5  | 文化財保護法 § 32      | 25. 5. 30    | 文 化 庁            | 重要文化財の保存のための管理に係る指定                              |
| 6  | 文化財保護法 § 71 の 2、 | "            | "                | 史跡名勝天然記念物の保存のための管理及び復旧に係る指定                      |
| 7  | 文化財保護法 § 95      | "            | "                | 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のための管理に係る指定 |
| 8  | 土地改良法 § 87 の 3   | 24. 6. 6     | 農林水産省            | 市町村特別申請事業に係る土地改良事業計画の変更                          |
| 9  | 土地改良法 § 87 の 3   | "            | "                | 地方公共団体等有資格地の農用地造成事業に係る計画の変更                      |
| 10 | 地方自治法 § 9 の 3    | "            | 自 治 省            | 公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるもの                  |
| 11 | 臨時石炭鉱害復旧法        | 27. 8. 1     | 石炭鉱害事業団          | 公共施設の復旧を目的とする復旧工事に係る負担区分                         |
| 12 | 道路整備特別措置法 § 6    | 31. 3. 14    | 日本道路公団           | 建設大臣の許可を受けて行う道路の新設、改築、料金の徴収等で都道府県道及び指定市の市道に係るもの  |
| 13 | 道路整備特別措置法 § 7    | "            | "                | 都道府県道及び指定市の市道の道路管理者の権限の代行                        |
| 14 | 住宅・都市整備公団法 § 34  | 56. 5. 22    | 住宅・都市整備公団        | 特定公共施設の管理者に代わって施行する工事                            |

## (4) 申出に関する規定（意見の申出を除く）

|    | 法 令 名             | 公 布<br>年 月 日 | 関 係<br>行政機関等 | 対 象 事 項                                          |
|----|-------------------|--------------|--------------|--------------------------------------------------|
| 1  | 国家行政組織法 § 16      | 23. 7. 10    | 行政管理庁        | 各大臣が地方公共団体の長に対してなす命令、示達その他の行為で、地方自治の本旨に反すると認めるもの |
| 2  | 自然公園法 § 10 § 11   | 32. 6. 1     | 環 境 庁        | 国定公園の指定及び区域の拡張                                   |
| 3  | 自然公園法 § 12        | "            | "            | 国定公園に関する公園計画のうち保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画   |
| 4  | 自然公園法 § 13        | "            | "            | 国定公園に関する公園計画の追加                                  |
| 5  | 大気汚染防止法 § 5 の 2   | 43. 6. 10    | "            | 総量規制に係る指定地域の指定                                   |
| 6  | 水資源開発公団法 § 20 の 2 | 36. 11. 13   | 国 土 庁        | 都道府県の土地改良事業の承継                                   |
| 7  | 中部圏開発整備法 § 12     | 41. 7. 1     | "            | 中部圏開発整備計画の変更                                     |
| 8  | 水源地域対策特別措置法 § 3   | 48. 10. 17   | "            | 水源地域の指定                                          |
| 9  | 土地改良法施行令 § 52 の 2 | 24. 8. 4     | 農林水産省        | 国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法                       |
| 10 | 農用地開発公団法 § 20     | 49. 5. 2     | "            | 公団が行うべき業務                                        |
| 11 | 農用地開発公団法施行令 § 14  | 49. 6. 13    | "            | 農用地開発に係る都道府県の負担金の支払方法                            |
| 12 | 松くい虫防除特別措置法 § 6   | 52. 4. 18    | 林 野 庁        | 命令に代えて行う特別防除                                     |
| 13 | 宅地造成等規制法 § 3      | 36. 11. 7    | 建 設 省        | 宅地造成工事規制区域の指定                                    |
| 14 | 地方交付税法 § 19       | 25. 5. 30    | 自 治 省        | 交付税の額の算定に用いる数の錯誤等に関する措置                          |

## 2. 国の主要な計画等の参加制度

| 計 画                       | 根 拠 法                          | 計画期間<br>目標年次     | 所管部局                                          | 地方自治体の参加制度          |
|---------------------------|--------------------------------|------------------|-----------------------------------------------|---------------------|
| 長期経済計画<br>(新経済社会7か年計画)    | 経済企画庁設置法(3,4条)                 | 54～60年度          | 経企庁計画局                                        |                     |
| 〔公共事業に関する長期計画〕            |                                |                  |                                               |                     |
| 第4期住宅建設5箇年計画              | 住宅建設計画法(4条)                    | 56～60年度          | 建設省住宅局                                        | 資料の提出；地方計画については意見聴取 |
| 第5次下水道整備5箇年計画             | 下水道整備緊急措置法<br>(3条)             | 〃                | 〃 都市局                                         |                     |
| 第5次廃棄物処理施設<br>整備計画        | 廃棄物処理施設整備緊急措置<br>法(3条)         | 〃                | 厚生省<br>環境衛生局                                  |                     |
| 第3次都市公園等<br>整備5箇年計画       | 都市公園等整備緊急措置法<br>(3条)           | 〃                | 建設省都市局                                        | 地域指定については協議         |
| 第3次特定交通安全施設等<br>整備事業5箇年計画 | 交通安全施設等整備事業に関<br>する緊急措置法(7条)   | 〃                | 建設省道路局<br>警察庁交通局                              |                     |
| 第6次港湾整備5箇年計画              | 港湾整備緊急措置法(3条)                  | 〃                | 運輸省港湾局                                        |                     |
| 第4次空港整備5箇年計画              | なし                             | 〃                | 〃 航空局                                         |                     |
| 第3次海岸事業5箇年計画              | なし                             | 〃                | 農水省構造改<br>善局、水産庁<br>漁政部、運輸<br>省港湾局、建<br>設省河川局 | 意見聴取                |
| 第6次治山事業5箇年計画              | 治山治水緊急措置法(3条)                  | 57～61年度          | 林野庁指導部                                        |                     |
| 第6次治水事業5箇年計画              | 〃 (3条)                         | 〃                | 建設省河川局                                        |                     |
| 第8次道路整備5箇年計画              | 道路整備緊急措置法(2条)                  | 53～57年度          | 〃 道路局                                         |                     |
| 第7次漁港整備計画                 | 漁港法(17条)                       | 57～62年度          | 水産庁漁政部                                        |                     |
| 第2次土地改良長期計画               | 土地改良法(4条の2)                    | 48～57年度          | 農水省<br>構造改善局                                  | 意見聴取                |
| 第3次沿岸漁場整備開発計画             | 沿岸漁場整備開発法(3条)                  | 57～62年度          | 水産庁漁政部                                        | 意見聴取                |
| 〔財政に関する展望〕                |                                |                  |                                               |                     |
| 財政の中期展望                   |                                | 5年先まで            | 大蔵省                                           |                     |
| 〔科学技術に関する長期計画〕            |                                |                  |                                               |                     |
| 原子力研究開発利用基本計画             | 原子力委員会設置法(2条)                  | 約10年間            | 科技厅<br>原子力局                                   |                     |
| 宇宙開発政策大綱                  | 宇宙開発委員会設置法(2条)                 | 15年程度            | 科技厅研調局                                        |                     |
| エネルギー研究開発基本計画             | 科技厅設置法(2条)、総理<br>府設置法(3条)      | 概ね10年間           | 科技厅研究局                                        |                     |
| 防災に関する研究開発基本計画            | 〃                              | 〃                | 〃                                             |                     |
| 〔エネルギーに関する長期計画〕           |                                |                  |                                               |                     |
| 石油供給目標                    | 石油需給適正化法(5条)                   |                  | 資源エネルギー<br>庁石油部                               |                     |
| 石油供給計画                    | 石油業法(3条)                       | 5年先まで            | 〃                                             |                     |
| 石油代替エネルギーの供給目標            | 石油代替エネルギーの開発及<br>び導入に関する法律(3条) | 65年度目標           | 資源エネルギー<br>庁官房                                |                     |
| 電源開発基本計画                  | 電源開発促進法(3条)                    | 8年先まで            | 経企庁計画局                                        |                     |
| 長期エネルギー需給暫定見通し            |                                | 60.65.70<br>年度   | 資源エネルギー<br>庁官房                                |                     |
| 電力供給目標                    |                                | 60.65.70<br>年度目標 | 資源エネルギー<br>庁公益事業部                             |                     |

| 計 画                                                | 根 拠 法                 | 計画期間<br>目標年次     | 所管部局           | 地方自治体の参加制度                  |
|----------------------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| 〔農林業に関する長期計画〕                                      |                       |                  |                |                             |
| 農産物の需要と生産の<br>長期見通し                                | 農業基本法（8条）             | 65年度目標           | 農水省官房          |                             |
| 森林資源に関する基本計画<br>並びに重要な林産物の需要<br>及び供給に関する長期の見<br>通し | 林業基本法（10条）            | 61.71年目標         | 林野庁指導部         |                             |
| 〔通商産業に関する長期計画〕                                     |                       |                  |                |                             |
| 1980年代の通商産業政策の<br>あり方（ビジョン）                        |                       | 80年代             | 通産省<br>産業政策局   |                             |
| 〔労働・雇用に関する長期計画<br>〕                                |                       |                  |                |                             |
| 雇用対策基本計画                                           | 雇用対策法（4条）             | 54～60年度          | 労働省<br>職業安定局   | 意見聴取                        |
| 職業訓練基本計画                                           | 職業訓練法（5条）             | 56～60年度          | 〃<br>職業訓練局     | 〃                           |
| 労働災害防止計画                                           | 労働安全衛生法（6条）           | 53～57年度          | 〃<br>労働基準局     |                             |
| 〔国土に関する計画〕                                         |                       |                  |                |                             |
| （全国計画）                                             |                       |                  |                |                             |
| 第3次全国総合開発計画                                        | 国土総合開発法（7条）           | 概ね10年間           | 国土庁<br>計画調整局   |                             |
| 国土利用計画（全国計画）                                       | 国土利用計画法（5条）           | 60年目標            | 〃              | 意見聴取                        |
| 長期水需給計画                                            | 国土庁設置法（4条）            | 60.65年目標         | 国土庁<br>水資源局    |                             |
| 防災基本計画                                             | 災害対策基本法（34条）          | -                | 国土庁官房          |                             |
| （地方開発計画）                                           |                       |                  |                |                             |
| 北海道総合開発計画                                          | 北海道開発法（2条）            | 53～62年度          | 北海道開発庁<br>企画室  |                             |
| 東北開発促進計画                                           | 東北開発促進法（3条）           | 概ね10年間           | 国土庁<br>地方振興局   | 意見申出                        |
| 北陸地方開発促進計画                                         | 北陸地方開発促進法（3条）         | 〃                | 〃              | 〃                           |
| 中国地方 〃                                             | 中国地方 〃 （3条）           | 〃                | 〃              | 〃                           |
| 四国地方 〃                                             | 四国地方 〃 （3条）           | 〃                | 〃              | 〃                           |
| 九州地方 〃                                             | 九州地方 〃 （3条）           | 〃                | 〃              | 〃                           |
| 沖縄振興開発計画                                           | 沖縄振興開発特別措置法<br>（3,4条） | 〃                | 沖縄開発庁<br>総務局   |                             |
| 首都圏整備計画                                            | 首都圏整備法（21,22条）        | 51～60年度          | 国土庁大都市<br>圏整備局 | 意見聴取                        |
| 近畿圏 〃                                              | 近畿圏 〃 （8,9条）          | 概ね10年間           | 〃              | 〃                           |
| 中部圏 〃                                              | 中部圏開発整備法（9～11条）       | 〃                | 〃              | 意見聴取、なお基本計画案<br>については関係県が作成 |
| （特定地域振興計画）                                         |                       |                  |                |                             |
| 新産業都市の建設に関する<br>基本方針、新産業都市建設<br>基本計画               | 新産業都市建設促進法（6,10<br>条） | （基本計画）<br>60年度目標 | 国土庁<br>地方振興局   | 基本計画作成                      |
| 工業整備特別地域整備基本計画                                     | 工業整備特別地域整備促進<br>法（3条） | 〃                | 〃              | 〃                           |



| 計 画                          | 根 拠 法                         | 計画期間<br>目標年次     | 所管部局                               | 地方自治体の参加制度     |
|------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------------------------|----------------|
| 農村地域工業導入基本方針<br>農村地域工業導入基本計画 | 農村地域工業導入促進法<br>(3,4条)         | (基本方針)<br>60年度目標 | 農水省構造改善局、通産省<br>立地公害局、<br>労働省職業安定局 | 基本計画については原案作成  |
| 工業再配置計画                      | 工業再配置促進法(3条)                  | 60年目標            | 通産省<br>立地公害局                       | 意見申出           |
| 特殊土じょう地帯対策事業<br>計画           | 特殊土じょう地帯災害防除<br>及び振興臨時措置法(3条) | 52～56年度          | 国土庁<br>地方振興局                       |                |
| 離島振興計画                       | 離島振興法(3条)                     | 48～57年度          | 〃                                  | 計画案作成          |
| 奄美群島振興開発計画                   | 奄美群島振興開発特別措置法<br>(3条)         | 49～58年度          | 〃                                  | 〃              |
| 産炭地域振興基本計画、<br>産炭地域振興実施計画    | 産炭地域振興臨時措置法<br>(3条)           | -                | 通産省<br>工ネ庁石炭部                      |                |
| 豪雪地帯対策基本計画                   | 豪雪地帯対策特別措置法<br>(3条)           | -                | 国土庁<br>地方振興局                       | 意見聴取           |
| 山村振興計画                       | 山村振興法(8条)                     | -                | 〃                                  | 計画案作成          |
| 復興計画(小笠原諸島)                  | 小笠原諸島振興特別措置法<br>(3条)          | 54～58年度          | 〃                                  | 〃              |
| 過疎地域振興方針                     | 過疎地域振興特別措置法<br>(5,6,7条)       | -                | 〃                                  | 〃              |
| (個別規制法に基づく計画)                |                               |                  |                                    |                |
| 都市計画                         | 都市計画法§22                      | -                | 建設省都市局                             | 計画案作成          |
| 農業振興地域整備基本方針                 | 農業振興地域の整備に関する<br>法律(4,8,9条)   | -                | 農水省<br>構造改善局                       | 方針案作成          |
| 自然環境保全基本方針                   | 自然環境保全法(12条)                  | -                | 環境庁<br>自然保護局                       |                |
| 国立公園計画、国定公園計画                | 自然公園法(12条)                    | -                | 〃                                  | 国定公園については計画案作成 |
| 全国森林計画                       | 森林法(4条)                       | 53～67年度          | 林野庁指導部                             | 意見聴取           |
| [その他]                        |                               |                  |                                    |                |
| 環境保全長期計画                     | なし                            | 60年              | 環境庁<br>企画調整局                       |                |

### 3. 国の審議会等への参加状況

| 番号 | 名 称             | 主管省庁  | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|----|-----------------|-------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 1  | 公務員制度審議会        | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 2  | 恩給審査会           | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 3  | 雇用審議会           | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 4  | 観光政策審議会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 5  | 検察官適格審査会        | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 6  | 社会保障制度審議会       | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 7  | 中央心身障害者対策協議会    | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 8  | 地方制度調査会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 9  | 選挙制度審議会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 10 | 青少年問題審議会        | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 11 | 電源開発調整審議会       | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 12 | 資金運用審議会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 13 | 海外移住審議会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 14 | 原子力委員会          | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 15 | 原子力安全委員会        | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 16 | 放射線審議会          | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 17 | 売春対策審議会         | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 18 | 国土開発幹線自動車道建設審議会 | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 19 | 科学技術会議          | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 20 | 税制調査会           | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 21 | 農政審議会           | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 22 | 林政審議会           | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 23 | 沿岸漁業等振興審議会      | 総 理 府 |                      |                                                   |
| 24 | 対外経済協力審議会       | 総 理 府 |                      |                                                   |

| 番号 | 名 称                                 | 主管省庁   | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|----|-------------------------------------|--------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 25 | 宇宙開発委員会                             | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 26 | 海洋開発審議会                             | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 27 | 貿易会議                                | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 28 | 中小企業政策審議会                           | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 29 | 港湾調整審議会                             | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 30 | 歴史的風土審議会                            | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 31 | 同和対策協議会                             | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 32 | 国民生活安定審議会                           | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 33 | 動物保護審議会                             | 総 理 府  |                      |                                                   |
| 34 | 統計審議会                               | 行政管理庁  |                      |                                                   |
| 35 | 臨時行政調査会(56.3.16 行政管理委員<br>会を廃止して新設) | 行政管理庁  |                      |                                                   |
| 36 | 北海道開発審議会                            | 北海道開発庁 |                      |                                                   |
| 37 | 公正審査会                               | 防 衛 庁  |                      |                                                   |
| 38 | 自衛隊離職者就職審査会                         | 防 衛 庁  |                      |                                                   |
| 39 | 防衛施設中央審議会                           | 防衛施設庁  |                      |                                                   |
| 40 | 経済審議会                               | 経済企画庁  |                      |                                                   |
| 41 | 国民生活審議会                             | 経済企画庁  |                      |                                                   |
| 42 | 技術士審議会                              | 科学技術庁  |                      |                                                   |
| 43 | 航空・電子等技術審議会                         | 科学技術庁  |                      |                                                   |
| 44 | 資源調査会                               | 科学技術庁  |                      |                                                   |
| 45 | 中央公害対策審議会                           | 環 境 庁  |                      |                                                   |
| 46 | 自然環境保全審議会                           | 環 境 庁  |                      |                                                   |
| 47 | 瀬戸内海環境保全審議会                         | 環 境 庁  |                      |                                                   |
| 48 | 公害健康被害補償不服審査会                       | 環 境 庁  |                      |                                                   |

| 番号 | 名 称          | 主管省庁  | 地方に相当なかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|----|--------------|-------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 49 | 臨時水俣病認定審査会   | 環 境 庁 |                     |                                                   |
| 50 | 沖縄振興開発審議会    | 沖縄開発庁 |                     |                                                   |
| 51 | 土地鑑定委員会      | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 52 | 国土審議会        | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 53 | 国土利用計画審議会    | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 54 | 水資源開発審議会     | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 55 | 奄美群島振興開発審議会  | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 56 | 小笠原諸島振興審議会   | 国 土 庁 |                     |                                                   |
| 57 | 法制審議会        | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 58 | 民事行政審議会      | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 59 | 矯正保護審議会      | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 60 | 副検事選考審査会     | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 61 | 検察官特別考試審査会   | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 62 | 公証人審査会       | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 63 | 中央厚生保護審査会    | 法 務 省 |                     |                                                   |
| 64 | 外務人事審議会      | 外 務 省 |                     |                                                   |
| 65 | 関税不服審査会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 66 | 関税率審議会       | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 67 | 金利調整審議会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 68 | 金融制度調査会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 69 | 保険審議会        | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 70 | 専売事業審議会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 71 | 財政制度審議会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 72 | 国家公務員共済組合審議会 | 大 蔵 省 |                     |                                                   |

| 番号 | 名 称            | 主管省庁  | 地方に相当なかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|----|----------------|-------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 73 | 国有財産中央審議会      | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 74 | 企業会計審議会        | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 75 | 証券取引審議会        | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 76 | 外資審議会          | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 77 | 公認会計士審査会       | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 78 | 自動車損害賠償責任保険審議会 | 大 蔵 省 |                     |                                                   |
| 79 | 中央酒類審議会        | 国 税 庁 |                     |                                                   |
| 80 | 国税審査会          | 国 税 庁 |                     |                                                   |
| 81 | 税理士試験委員        | 国 税 庁 |                     |                                                   |
| 82 | 中央教育審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 83 | 文化功労者選考審査会     | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 84 | 教育課程審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 85 | 保健体育審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 86 | 理科教育及び産業教育審議会  | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 87 | 教育職員養成審議会      | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 88 | 学術審議会          | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 89 | 測地学審議会         | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 90 | 社会教育審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 91 | 私立大学審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 92 | 大学設置審議会        | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 93 | 臨時大学問題審議会      | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 94 | 教科用図書検定調査審議会   | 文 部 省 |                     |                                                   |
| 95 | 国語審議会          | 文 化 庁 |                     |                                                   |
| 96 | 著作権審議会         | 文 化 庁 |                     |                                                   |

| 番号  | 名 称                            | 主管省庁  | 地方に相当なかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|-----|--------------------------------|-------|---------------------|---------------------------------------------------|
| 97  | 宗教法人審議会                        | 文化庁   |                     |                                                   |
| 98  | 文化財保護審議会                       | 文化庁   |                     |                                                   |
| 99  | 社会保険審査会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 100 | 人口問題審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 101 | 厚生統計協議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 102 | 公衆衛生審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 103 | 中央優生保護審査会                      | 厚生省   |                     |                                                   |
| 104 | 原子爆弾被爆者医療審議会                   | 厚生省   |                     |                                                   |
| 105 | 中央環境衛生適正化審議会                   | 厚生省   |                     |                                                   |
| 106 | 生活環境審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 107 | 食品衛生調査会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 108 | 医道審議会                          | 厚生省   |                     |                                                   |
| 109 | 医療関係者審議会                       | 厚生省   |                     |                                                   |
| 110 | 医療審議会                          | 厚生省   |                     |                                                   |
| 111 | あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会 | 厚生省   |                     |                                                   |
| 112 | 中央薬事審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 113 | 中央社会福祉審議会                      | 厚生省   |                     |                                                   |
| 114 | 身体障害者福祉審議会                     | 厚生省   |                     |                                                   |
| 115 | 中央児童福祉審議会                      | 厚生省   |                     |                                                   |
| 116 | 社会保険審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 117 | 中央社会保険医療協議会                    | 厚生省   |                     | (国民健康保険の<br>保険者代表として)                             |
| 118 | 国民年金審議会                        | 厚生省   |                     |                                                   |
| 119 | 援護審査会                          | 厚生省   |                     |                                                   |
| 120 | 卸売市場審議会                        | 農林水産省 |                     |                                                   |

| 番号  | 名 称             | 主管省庁  | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|-----|-----------------|-------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 121 | 農林物資規格調査会       | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 122 | 農林漁業保険審査会       | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 123 | 農林水産統計観測審議会     | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 124 | 農業機械化審議会        | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 125 | 農業資材審議会         | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 126 | かんがい排水審議会       | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 127 | 畜産振興審議会         | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 128 | 中央生乳取引調停審議会     | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 129 | 獣医師免許審議会        | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 130 | 蚕糸業振興審議会        | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 131 | 果樹農業振興審議会       | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 132 | 甘味資源審議会         | 農林水産省 |                      |                                                   |
| 133 | 米価審議会           | 食 糧 庁 |                      |                                                   |
| 134 | 中央森林審議会         | 林 野 庁 |                      |                                                   |
| 135 | 中央漁業調整審議会       | 水 産 庁 |                      |                                                   |
| 136 | 漁港審議会           | 水 産 庁 |                      |                                                   |
| 137 | 真珠養殖事業審議会       | 水 産 庁 |                      |                                                   |
| 138 | 輸出水産業振興審議会      | 水 産 庁 |                      |                                                   |
| 139 | 産業構造審議会         | 通商産業省 |                      |                                                   |
| 140 | 産業技術審議会         | 通商産業省 |                      |                                                   |
| 141 | 鉱山保安試験審査会       | 通商産業省 |                      |                                                   |
| 142 | 中央鉱山保安協議会       | 通商産業省 |                      |                                                   |
| 143 | 輸出入取引審議会        | 通商産業省 |                      |                                                   |
| 144 | 輸出検査及びデザイン奨励審議会 | 通商産業省 |                      |                                                   |

| 番号  | 名 称               | 主管省庁     | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|-----|-------------------|----------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 145 | 輸出保険審議会           | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 146 | 商品取引所審議会          | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 147 | 工場立地及び工業用水審議会     | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 148 | 大規模小売店舗審議会        | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 149 | 割賦販売審議会           | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 150 | 製品安全及び家庭用品品質表示審議会 | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 151 | 化学品審議会            | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 152 | 航空機・機械工業審議会       | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 153 | 情報処理振興審議会         | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 154 | 計量行政審議会           | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 155 | 車両競技審議会           | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 156 | 高圧ガス及び火薬類保安審議会    | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 157 | 繊維工業審議会           | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 158 | 伝統的工芸品産業審議会       | 通商産業省    |                      |                                                   |
| 159 | 総合エネルギー調査会        | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 160 | 鉱業審議会             | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 161 | 石油審議会             | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 162 | 石油需給調整審議会         | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 163 | 石炭鉱業審議会           | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 164 | 産炭地域振興審議会         | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 165 | 電気事業審議会           | 資源エネルギー庁 |                      |                                                   |
| 166 | 工業所有権審議会          | 特許庁      |                      |                                                   |
| 167 | 弁理士審査会            | 特許庁      |                      |                                                   |
| 168 | 中小企業安定審議会         | 中小企業庁    |                      |                                                   |



| 番号  | 名 称             | 主管省庁  | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|-----|-----------------|-------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 169 | 中小企業分野等調整審議会    | 中小企業庁 |                      |                                                   |
| 170 | 中小企業近代化審議会      | 中小企業庁 |                      |                                                   |
| 171 | 運輸政策審議会         | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 172 | 運輸技術審議会         | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 173 | 運輸審議会           | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 174 | 海運造船合理化審議会      | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 175 | 海上安全船員教育審議会     | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 176 | 港湾審議会           | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 177 | 鉄道建設審議会         | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 178 | 自動車損害賠償責任再保険審査会 | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 179 | 航空審議会           | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 180 | 航空事故調査委員会       | 運 輸 省 |                      |                                                   |
| 181 | 気象審議会           | 気 象 庁 |                      |                                                   |
| 182 | 郵政審議会           | 郵 政 省 |                      |                                                   |
| 183 | 簡易生命保険郵便年金審査会   | 郵 政 省 |                      |                                                   |
| 184 | 電波監理審議会         | 郵 政 省 |                      |                                                   |
| 185 | 電波技術審議会         | 郵 政 省 |                      |                                                   |
| 186 | 有線放送審議会         | 郵 政 省 |                      |                                                   |
| 187 | 労働保険審査会         | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 188 | 中小企業退職金共済審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 189 | 中央労働基準審議会       | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 190 | 中央家内労働審議会       | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 191 | 労働者災害補償保険審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 192 | じん肺審議会          | 労 働 省 |                      |                                                   |

| 番号  | 名 称          | 主管省庁  | 地方に相当なかかわりがあると思われるもの | 地方関係者が参加しているもの<br>:制度として参加<br>:学識経験者として参加<br>:その他 |
|-----|--------------|-------|----------------------|---------------------------------------------------|
| 193 | 中央最低賃金審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 194 | 勤労者財産形成審議会   | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 195 | 婦人少年問題審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 196 | 中央職業安定審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 197 | 身体障害者雇用審議会   | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 198 | 失業対策事業賃金審議会  | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 199 | 中央職業訓練審議会    | 労 働 省 |                      |                                                   |
| 200 | 中央建設業審議会     | 建 設 省 |                      | (建設工事の需要者として)                                     |
| 201 | 中央建設工事紛争審査会  | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 202 | 都市計画中央審議会    | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 203 | 住宅宅地審議会      | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 204 | 建築審議会        | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 205 | 中央建築士審査会     | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 206 | 道路審議会        | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 207 | 河川審議会        | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 208 | 公共用地審議会      | 建 設 省 |                      |                                                   |
| 209 | 地方財政審議会      | 自 治 省 |                      |                                                   |
| 210 | 中央固定資産評価審議会  | 自 治 省 |                      |                                                   |
| 211 | 地方公務員共済組合審議会 | 自 治 省 |                      |                                                   |
| 212 | 消防審議会        | 消 防 庁 |                      |                                                   |

|              |     |                                        |
|--------------|-----|----------------------------------------|
| 審議会等合計       | 212 | ( うち、地方に相当なかわりがあると<br>思われるもの.....114 ) |
| 地方が参加しているもの  | 75  |                                        |
| 内訳           |     |                                        |
| 制度として参加      | 15  |                                        |
| 学識経験者として参加   | 58  |                                        |
| その他          | 2   |                                        |
| 地方が参加していないもの | 137 |                                        |

(注1) 審議会等の設置状況は、行政管理庁編「審議会総覧(昭和54年版)」に必要な加除を加えたものである。

(注2) 地方の参加の状況は、大蔵省印刷局編「職員録(昭和57年版)」(昭和56年7月1日現在)による。

(注3) 本表は、「地方行政システム改革に関する意見 地域からの具体的提言」(昭和57年5月、神奈川県)より転載したものである。

#### 4. 全国知事会等の提案による法律、制度

| 制度、法律名                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 公布 48年 10月 17日<br>施行 49年 4月 11日                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 神奈川県                       | 全国知事会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | その他の地方団体                                                                                                                                                                                    | 国                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 社会の動き |
| S 42. 水資源の確保について要望         | <p>S 35. 12. 27 水資源開発促進に関する要望<br/>S 36. 5. 11 水資源開発公団法案に関する要望</p> <p>S 42. 未「全国水源開発立法促進協議会」結成<br/>S 43. 7. 25 「水源地域開発特別委員会」設置<br/>S 43. 8. 20 水源地域開発法（仮称）要綱試案<br/>S 44. 1. 22 特別委「水源地域開発法（仮称）の趣旨及び水源地域開発法（仮称）要綱試案」決定、通常国会での成立をめざす。</p> <p>S 47. 7. 水資源関係閣僚協議会の設置に関する要望<br/>S 47. 8. 31 「水源地域対策特別制度要綱試案」作成各方面にて要望<br/>S 47. 9. 11 政府主催全国知事会で要望<br/>S 47. 11. 22 特別委担当部長会議で強力な推進運動申合せ<br/>S 48. 各方面への運動<br/>建設省との折衝<br/>S 49. 2. 特別委幹事会で問題点検討<br/>S 49. 10. 16 政府主催全国知事会で適用規程の緩和を要望<br/>S 51. 7. 23 「水問題研究会」設置</p> | <p>S 41. 関東知事会「水需要計画の策定」要望<br/>S 41. 11 大分県を中心に「水源地域開発法（仮称）案」作成運動展開<br/>S 42. 関東知事会「水資源の確保」で要望<br/>S 43. 関東知事会「水源地域開発法（仮称）」制定促進要望<br/>S 44. 同上<br/>S 46. 関東知事会「水源県の造林事業等に関する国の特別財政措置」要望</p> | <p>S 35. 水資源開発促進法検討<br/>S 36. 同法制定（S 37～41 5水系指定）</p> <p>S 46. 4. 30 建設省「広域利水調査第1次報告書」発表<br/>S 46. 河川審議会水資源問題小委員会で検討<br/>S 46. 9 経企庁を中心とする6省庁連絡会設置<br/>S 47. 7 水資源関係閣僚協議会設置<br/>S 47. 第68国会で琵琶湖総合開発特別措置法成立（付帯決議あり）<br/>S 48. 3. 27 法案閣議決定<br/>S 48. 9. 18 第71国会で成立<br/>S 49. 2. 19 施行令閣議決定</p> |       |
| S 54. 水源地域対策に関する制度改革について要望 | <p>S 52. 7. 22 同委より水源地域対策事業等に関する報告<br/>S 53. 11. 28 水源地域対策の確立に関する緊急要望</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | S 54. 関東知事会「水源地域対策に関する制度改革」要望                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |
| 地方が要望した制度概要                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |
| S 44 試案                    | <p>すべてのダムについて主務大臣の方針に従った開発計画を策定<br/>主要事業につき災害復旧なみの補助特例<br/>地方債についての特例<br/>国有林野、国有財産の払下げについて特例<br/>水資源開発基金を造成（政府）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | S 47 試案                                                                                                                                                                                     | <p>水源地域の指定<br/>水源地域対策事業<br/>財政措置の特例<br/>対策事業に係る経費負担<br/>税制上の特別措置</p>                                                                                                                                                                                                                           |       |

| 制度、法律名 大規模地震対策措置法                                   |                                                                                                                      | 公布 53年 6月 15日<br>施行 53年 12月 14日                                           |                                                                |                     |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------|
| 神奈川県                                                | 全国知事会                                                                                                                | その他の地方団体                                                                  | 国                                                              | 社会の動き               |
| S 44 より地震対策強化を要望                                    |                                                                                                                      | S 51 . 関東知事会<br>「地震対策の抜本的強化」要望                                            |                                                                | 地震学会で東海大地震説発表       |
| S 52 . 6 関東知事会で協定を結ぶ                                |                                                                                                                      |                                                                           | S 51 . 10 . 29 閣議<br>「地震予知推進本部」設置                              |                     |
| S 52 . 7 . 1 地震対策研究会に参加<br>東海地震対策都県市連絡協議会に参加        | S 52 . 7 . 1 地震対策研究会設置（10 都県担当部課長）                                                                                   | S 52 . 6 . 16 関東知事会「震災時等の相互応援に関する協定」を結ぶ（10 都県）                            |                                                                |                     |
| S 52 . 7 . 22 全国知事会特別委員会委員となる                       | S 52 . 7 . 22 地震対策特別委員会設置<br>（16 都県知事<br>委員長 静岡県知事）                                                                  | S 52 . 東海地震対策都県市連絡協議会発足                                                   |                                                                | 自民党政調会に地震対策特別委員会設置  |
|                                                     | S 52 . 9 . 14 第 1 回特別委員会<br>S 52 . 12 . 7 第 2 回 “<br>大地震対策特別緊急措置法（仮称）案要綱発表、法制定を要望<br>S 52 . 12 . 14 知事会、上記法制定に関し緊急要望 |                                                                           |                                                                | S 53 . 1 伊豆大島近海地震発生 |
| S 55 . 大規模地震対策の推進について要望                             |                                                                                                                      | S 53 . 関東知事会<br>「大規模地震対策の具体化推進」要望<br><br>S 54 . 関東知事会<br>「大地震対策の拡充について」要望 | S 53 . 4 . 4 閣議決定「大規模地震対策特別措置法案」<br>S 53 . 6 . 7 法成立、6 . 15 公布 |                     |
| 地方が要望した制度概要                                         |                                                                                                                      |                                                                           |                                                                |                     |
| 1 . 予知観測体制の整備                                       |                                                                                                                      | 5 . 警報に伴う緊急措置の実施義務                                                        |                                                                |                     |
| 2 . 警戒地域の指定 { 都道府県知事の意見<br>“ ” の要請                  |                                                                                                                      | （ 操業、運行の停止、制限 ）<br>住民の責務                                                  |                                                                |                     |
| 3 . 地震警報の布告                                         |                                                                                                                      | 6 . 緊急措置命令（内閣総理大臣、知事、市町村長）                                                |                                                                |                     |
| 4 . 緊急地震対策本部の設置 地方緊急地震対策本部<br>（総理大臣） の設置（知事または市町村長） |                                                                                                                      | 7 . 住民の自主防災                                                               |                                                                |                     |
|                                                     |                                                                                                                      | 8 . 損失の補償（補償しない）                                                          |                                                                |                     |
|                                                     |                                                                                                                      | 9 . 特別事業計画                                                                |                                                                |                     |

| 制度、法律名 過疎地域対策緊急措置法 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 公布 45年 4月 24日<br>施行 45年 4月 24日                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神奈川県               | 全国知事会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | その他の地方団体                                                                                                                                                            | 国                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 社会の動き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                    | <p>S 42 . 7.28 ( S 43 年度へ向けての要望 )<br/>           現行のへき地・山村等の振興対策関連法は、不十分。過疎市町村を単位とし、総合的合理的制度を要望<br/>           S 42.10. 地域問題研究会を設置 ( 10 府県 )<br/>           S 43 . 6 過疎対策促進協議会設置 ( 20 県 )<br/>           S 43 . 7.25 過疎地域対策特別委設置<br/>           S 43 . 7.26 研究会より「過疎地域実態調査報告書」提出<br/>           S 43 . 7.26 政府主催全国知事会で過疎対策特別立法早期制定を要請<br/>           S 43.11. 2 過疎地域振興法 ( 仮称 ) 要綱案発表<br/>           S 43.12.25 過疎地域振興法制定促進総決起大会<br/>           過疎地域振興対策推進本部設置</p> <p>S 45.1.22 過疎地域対策特別措置法制定促進全国大会</p> <p>毎年、国の予算編成、施策に関する要望項目に入れている</p> | <p>S 41 . 関東知事会「山村振興」で要望</p> <p>同左、都道府県議長会</p> <p>同左、都道府県議長会</p> <p>S 44 . 関東知事会「山村振興、過疎地域交通確保」で要望</p> <p>S 45 . 1.22 同左<br/>           全国町村会、全国町村議会議長会、都道府県議長会</p> | <p>S 42 . 経済審議会地域部会より過疎現象に伴う諸問題を指摘</p> <p>S 43 . 7 各省庁政務次官連絡会議設置<br/>           S 43 . 7.26 政府主催全国知事会</p> <p>S 44 第 61、第 62 国会提出審査未了<br/>           S 45 . 4. 7 自民、社会、公明、民社の共同提案<br/>           S 45 . 4.17 過疎地域対策緊急措置法成立 ( 10 年 )<br/>           S 55 . 3.31 過疎地域振興特別措置法成立 ( 10 年 )</p> | <p>S 40 国勢調査の結果<br/>           人口減少県 25 ( 5 % 以上 4 県 )<br/>           人口減少市町村 2580 ( 7.5% 以上 )<br/>           ( 1379 団体 )</p> <p>S 43 . 7 社会、民社、公明各党に特別委員会設置<br/>           S 43 . 9 自民党「過疎地域対策自民党国会議員連盟」発足</p> <p>S 43.12.25 ( 同左 )<br/>           S 44 . 2 自民党政調会に特別委員会設置<br/>           S 44 . 3 自民党「過疎地域対策特別措置法案大綱」作成</p> |
| 地方が要望した制度概要        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| S 43 要綱            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 4 . 行政措置                                                                                                                                                            | 「道路整備、交通確保、農林水産業の振興、小中学校教職員定数の特例、医療の確保、国有財産の譲渡」                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 1 . 過疎地域           | 「最近 5 カ年の人口減少率が全国の人口減少市町村の人口減少率を上回る市町村の地域」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 5 . 財政措置                                                                                                                                                            | ・ 国の負担割合の特例.....傾斜的引上げ<br>道路、港湾、漁港、農道、林道、土地改良施設、義務教育施設、住宅、生活環境施設<br>・ 地方債.....辺地債を充用                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2 . 指 定            | 「行政庁の判断をまたず自動的に定まる」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3 . 振興計画           | 「国による計画の決定承認によらず、都道府県にあっては主務大臣との協議、市町村計画にあっては知事の承認と主務大臣への報告とする」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 制度、法律名 高等学校新設増設助成                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 実施 51年 4月                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神奈川県                                                                                                                                                                 | 全国知事会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | その他の地方団体                                                                                                                                                                                                                           | 国                                                                                       | 社会の動き                                                                                                                                                                                          |
| <p>S 48 . 高校新増設に対する国庫補助制度の創設および起債枠の拡大について要望</p> <p>S 49 . 同上</p> <p>S 49 . 知事、全国知事会特別委員会委員となる。</p> <p>S 55 . 高校増設等に対する助成強化、教職員給与費に対する国庫補助制度の創設について要望</p>             | <p>S 48 . 9 . 12 政府主催全国知事会で高校設置対策要望</p> <p>S 48 . 12 . 17 高校建物新増設の整備促進に関する緊急要望</p> <p>S 49 . 7 . 30 高等学校新設対策特別委員会の設置（14道府県）</p> <p>S 49 . 7 . 30 高等学校の新増設の促進に関する要望</p> <p>S 49 . 8 . 19 第1回特別委員会</p> <p>S 49 . 10 . 16 政府主催全国知事会で要望</p> <p>S 50 . 7 . 25 S51年度予算措置に要望</p> <p>S 51 . 7 . 23 S52年度予算措置に要望</p> <p>S 51 . 12 . 23 緊急要望</p> <p>S 52 . 7 . 22 S53年度予算措置に要望</p> | <p>S 45 . 関東知事会「人口急増地域における学校教育施設の整備について」要望</p> <p>S 48 . 関東知事会「高校新増設に対する国庫補助制度の創設および起債枠の拡大」要望</p> <p>S 49 . 関東知事会同上、及び国の財政措置の抜本的改善要望</p> <p>S 50 . 同上</p> <p>S 52 . 関東知事会「国庫補助制度の拡充」要望</p> <p>S 52 . 関東知事会「教育施設建設にかかる諸問題」で意見交換</p> | <p>S 50 . 文部省内に「高校問題協議会」設置</p> <p>S 51 . 国庫補助制度創設</p> <p>S 54 . 国庫補助制度延長（S 55 ~ 60）</p> | <p>S 45 . 高校進学率 80%を超える。</p> <p>S 46 85%</p> <p>S 48 89%</p> <p>S 49 91%</p> <p>S 50 92%</p> <p>S 51 93%</p> <p>S 47 . ごろからとくに大都市とその周辺の人口急増過密地域で校舎不足が重要課題となってきた。</p> <p>S 51 . 第2次ベビーブーム予測</p> |
| <p>地方が要望した制度概要</p> <p>S49 . 7 . 30 危険校舎等の改築促進<br/>高等学校新増設のための建物の建設、<br/>用地取得等に対し</p> <p>㊦ 国庫補助制度を創設</p> <p>㊧ 起債枠の拡大</p> <p>㊨ 長期低利の資金の確保及び利子補給等について十分なる財政措置をとること。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |

| 制度、法律名 老人医療費公費負担制度                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     | 実施 48年 1月                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神奈川県                                                                                                                                                                                    | 全国知事会                                                                                                                               | その他の地方団体                                                                                                                                                                                                             | 国                                                                                                                                                                                                                                                | 社会の動き                                                                                                      |
| S44.4 80歳以上の老人を対象に公費負担をはじめた（国民健康保険課）<br>S45.10. 対象を70歳以上の老人に拡大                                                                                                                          | S46.8 地方六団体より、自民党地方行政部会に対し要望（老人福祉対策の推進）<br><br>S46.12 全国知事会「老人福祉対策の推進に関する緊急要望」（老人医療費国庫負担制度）<br><br>S47.9 全国知事会「老人医療費公費負担制度の簡素合理化」要望 | S35. 岩手県沢内村で老人に対する医療費給付率引上げ<br><br>S43. 107市町村で実施<br>S44. 関東地方知事会より要望<br><br>S45. 同 上<br><br>S46. 同 上<br><br>S47.1 37都道府県全政令都市で実施<br>S47.9 同左、全国市長会、全国町村会<br>S48.4 44都道府県で実施<br>S53.7 全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会「対象年齢引下げ」要望 | S44.8 厚相より「老人保健制度構想」が社会保障制度審議会及び社会保険審議会に諮問された。<br>S45.11. 中央社会福祉審議会答申（老人医療対策提言）<br>S46.3. 高齢者対策プロジェクトチーム設置（厚生省）<br>S47 年度予算に盛り込む<br>S47.6. 老人福祉法一部改正<br>S48.1. 実施（70歳以上）<br>S48.3. 老人対策本部設置（内閣）<br>S48.10. ねたきり老人については65歳以上とする。<br>S57.8 老人保健法成立 | S45.9 豊かな老後のための国民会議 - 国の老人医療対策提言<br>S46.8 自民党地方行政部会決議（老人医療国庫負担）<br>S46.9 自民政調（老人対策特別委）「老人対策要綱」70歳以上公費負担を発表 |
| <b>現行制度概要(老人保健法施行前)</b><br>対象者 70歳以上の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被扶養者<br>医療費支給 社会保険による医療の給与を受けた場合にその自己負担相当全額を公費負担で支給する。<br>所得制限 有り。<br>費用負担 市町村 県 1/6<br>給付費 2/3 国庫 1/3 地方 市町村<br>事務費 1/2 国庫 1/6 |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                            |



## 5. 「国政参加」をめぐる動き

|                   |              | 全 国 の 動 き                                                                                                                                                                                   |                       | 本 県 の 動 き                                         |
|-------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 1976<br>(昭和 51 年) | 8 月          | <p>全国革新市長会『地方自治確立のための地方行財政改革への提言』</p> <p>報告のなかで、国の政策決定への地域自治体の参加の制度化を確立する方策として「地方自治委員会」の設置を提案</p>                                                                                           |                       |                                                   |
| 1977<br>(52 年)    | 3 月          | <p>『国と地方の新しい関係 - その実態分析と問題点 - 』（財）自治研修協会</p> <p>IV 国と地方の間の現在の問題、5 国と地方の事務・権限の分担をめぐる現在の問題の中で、立法、基準設定などに地方の意見が入らないことに対して「中央省庁の政策決定における国、府県、市町村(さらに住民との接して)の十分な討議、意見交換のために現在のしくみを再考することを提案</p> |                       |                                                   |
| 1978<br>(53 年)    | 11 月<br>10 日 | <p>『新しい時代に対応する地方行財政に関する措置についての報告』全国知事会臨時地方行政基本問題研究会</p> <p>第三 国と地方の協力体制の確立のなかで、地方団体に関係のある法律案、財政負担等に対する事前協議制度の確立。国家的事業についての地方への協力依頼と責任体制の明確化を提案</p>                                          | 7 月 17<br>日 ~<br>18 日 | <p>神奈川、東京、埼玉、横浜、川崎の共催によるシンポジウム「地方の時代」を横浜市内で開催</p> |
| 1979<br>(54 年)    | 3 月          | <p>『国と地方の新しい関係 - その基本的考え方と方向づけ - 』（財）自治研修協会</p> <p>計画における国と地方公共団体の関係、2 国の総合計画と地方公共団体の中で、地方公共団体の参加、参加の実質化のための方策を提案、大規模プロジェクトと地方公共団体の関係、3 大規模プロ</p>                                           |                       |                                                   |

|               |            | 全 国 の 動 き                                                                                                                                                                                        |            | 本 県 の 動 き                                                         |
|---------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1979<br>(54年) |            | <p>ジェクト実施の今後の方向の中で地方公共団体の計画決定への参加計画確定(手続)への参加保障等を提案</p>                                                                                                                                          | 6 月        | <p>神奈川県地方行財政システム検討委員会発足<br/>国との関係の中で「自治体の国政参加」を検討</p>             |
|               | 7月<br>20日  | <p>神奈川県長洲知事、全国知事会の席上「国政参加」を提言</p> <p>審議中の第17次地方制度調査会にむけて、地方自治関連の法令の立法過程への地方自治体の参加保障制度の確立、国のビックプロジェクトへの計画段階からの参加保障、国の審議会等への地方自治体の参加充実とその構成及び運営方法の改善を提言</p>                                        |            |                                                                   |
|               | 7月<br>27日  | <p>全国知事会、第17次地方制度調査会へ「国と地方公共団体の協力関係の確立」について前記長洲知事提言内容を意見書として提出</p>                                                                                                                               | 8 月        | <p>神奈川県公務研修所研究チーム『地方自治の理論と実態報告』</p> <p>報告の中で「国政参加」の仕組みの必要性を提言</p> |
|               | 9 月        | <p>「第17次地方制度調査会答申」</p> <p>第2、国と地方公共団体の関係の改善及び機能分担の適正化の中で都道府県及び市町村の全国的な連合組織の地方公共団体の利害に関係する法令の制定改廃についての国会又は関係行政庁への意見提出、</p> <p>個々の地方公共団体の利害に密接に関係する国の事業計画の策定、地域指定等についての地方公共団体の意向反映のための適切な方途を提言</p> |            |                                                                   |
|               | 12月<br>14日 | <p>地方六団体(地方自治確立対策協議会)による「行政改革の推進に関する緊急</p>                                                                                                                                                       | 11月<br>28日 | <p>神奈川県主催によるシンポジウム「地方自治の新段階をめざして」横浜市</p>                          |

|               |            | 全 国 の 動 き                                                                                           |                                | 本 県 の 動 き                                                                                                                                                        |
|---------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               |            | <p>要望」</p> <p>都道府県及び市町村の全国的連合組織が、地方自治体の利害に係る法令の制定改廃における国会または関係行政庁への意見提出等地方自治体の国政への意向反映の方途について要望</p> |                                | <p>内で開催</p> <p>第2部討論で地方の国政参加、国と地方の新しい関係等を討議</p>                                                                                                                  |
| 1980<br>(55年) | 11月<br>28日 | <p>広島県主催による「国・地方」シンポジウム広島市内で開催</p> <p>国と地方を通じる行財政制度の改革とともに国と地方が協議する公式のテーブルの設置を神奈川県知事が提案</p>         | 1月<br><br>8月<br><br>11月<br>28日 | <p>神奈川県長洲知事、大平首相とテレビ対談</p> <p>知事、国と地方の直接協議の場を提案</p> <p>神奈川県自治総合研究センター研究チーム『県政への市町村参加の理論と実態』を発表</p> <p>神奈川県主催による「県と市町村の新しいあり方をめざして - 地方財政改革の経験をふまえて」シンポジウムを開催</p> |
| 1981<br>(56年) | 2月<br>29日  | <p>「地方自治法の大改正案」安孫子自治相が発表</p> <p>「地方の時代」にふさわしい国と県の対等関係及び法令の制定、改廃への地方の意見表明の場の保障</p>                   | 6月<br>26日                      | <p>神奈川県『57年度国の施策・制度・予算に関する要望』の中において「国政への地方の参加について」要望</p> <p>地方に関係ある国の施策、制度の新設、改廃</p> <p>大規模プロジェクト</p>                                                            |

|               |           | 全 国 の 動 き                                                                                                             |           | 本 県 の 動 き                                                                                                                                 |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 7月<br>10日 | 第二臨時行政調査会「行政改革に関する第一次答申」<br>中央と地方について、地方の自主性の尊重と地方行政の減量化を提言                                                           | 7月<br>10日 | ト計画<br>国の審議会、調査会への地方参加<br><br>第2次臨時行政調査会1次答申について、神奈川県知事コメント<br>今後の検討にあたり地方分権と国政参加の必要性を強調                                                  |
| 1982<br>(57年) | 7月<br>30日 | 第二臨時行政調査会「行政改革に関する第三次答申 - 基本答申 - 」<br>第4章国と地方の機能分担及び地方行財政に関する改革方策、1国と地方の機能分担の合理化において国と地方公共団体の機能と責任の分担、相互協力を基本的考え方とする。 | 5月        | 『地方行政システム改革に関する意見 - 地域からの具体的提言 - 』を神奈川県知事から第2次臨時行政調査会、関係各省庁に提出<br><br>第1国と地方を通ずる行財政システム改革の方向についての中で地方分権の担保として、国政への地方参加の推進を県の実践をふまえて具体的に提言 |

## 6. 事例研究調査表

### (1) 法令基準等の新設・改廃

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 件名 駐留軍従業員に対する基本労務契約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事務の性質 固有、行政、団委、 <u>機委</u>                                             |
| <p>根拠規範</p> <p>① 法律 防衛庁設置法 48 条</p> <p>b 政令</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達</p> <p>(要綱)</p> <p>条約 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(6条)</p> <p>協定 (いわゆる)日米行政協定</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 合衆国軍隊及び諸機関の労務に関する需用を充足する。</p> <p>b 事務の内容 駐留軍等労務者の雇入れ提供、解雇及び労務管理の実施</p> <p style="padding-left: 100px;">" の給与の支払い</p> <p style="padding-left: 100px;">" の福利厚生の実施</p> <p>駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金の支給</p> <p>c 事務量 { 基本労務契約による従業員は 7,512 人<br/>諸機関労務協約 " 411 人 (57.10.1 現在)</p> <p>d 財源負担 全額国庫負担</p> |                                                                       |
| <p>経過等</p> <p>S22. 特別調達庁設置</p> <p>S26.7 基本労務契約(旧)発効</p> <p>S27.4 平和条約、旧安保条約、行政協定発効(日米合同委員会発足)</p> <p>S28.9 行政協定改定調印</p> <p>S29.7 米極東軍司令部、駐留軍従業員の大量解雇発表</p> <p>S32.9 基本労務契約(新)調印、(調達庁長官・(米)契約担当官)</p> <p>S33.5 船員契約発効、駐留軍関係離職者等臨時措置法制定</p> <p>S35.1 新安保条約、行政協定調印</p> <p>S36.12 諸機関労務協約発効</p> <p>S37.1 渉外知事会発足</p> <p>S38.1 給与体系改定(基本労務契約に対する附属協定改定 69号)</p> <p>S45.4 安保条約自動延長</p> <p>S53.4 駐留軍従業員福利費、日本政府負担となる</p> <p>S54.4 駐留軍従業員給与の一部、日本政府負担となる</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                       |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 機関委任された立場から現状での問題点を防衛施設庁に伝えている。</p> <p>また、外務省へも外交努力につき要望している。</p> <p>2. 渉外知事会、全国知事会を通じて要望している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>問題点等</p> <p>地方自治体の意見を聴取する規定はない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>どう改善したらよいか</p> <p>法令に地方自治体の意見聴取を規定できるとしても、実施過程では米軍等との合意が必要となる。</p> |

| <p>件名 老人保健法の制定</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>事務の性質 固有、行政、団委、<b>機委</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                              |          |      |     |     |                           |    |    |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|-----|-----|---------------------------|----|----|----------|
| <p>根拠規範</p> <p>㊦ 法律 老人保健法<br/> b 政令<br/> c 省令<br/> d 告示<br/> e 通達<br/> (要綱)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 本格的な高齢化社会の到来に対応し、総合的な保健対策を推進する。</p> <p>b 事務の内容 都道府県.....市町村の助言・協力<br/> 市町村..... 40歳以上 健康手帳、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練<br/> 訪問指導、その他<br/> 70歳以上 医療費支払事務</p> <p>c 事務量</p> <p>d 財源負担 1. 医療に要する費用の負担</p> <table border="1" data-bbox="546 658 1153 780"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> <th>市町村</th> <th>保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%<br/>医療保険各法の定める現在の国庫補助率</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>70% (共同)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 医療以外の保健事業に要する費用 国、県、市町村各々 <math>\frac{1}{3}</math></p> |                                                                                                                              | 国        | 都道府県 | 市町村 | 保険者 | 20%<br>医療保険各法の定める現在の国庫補助率 | 5% | 5% | 70% (共同) |
| 国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 都道府県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 市町村                                                                                                                          | 保険者      |      |     |     |                           |    |    |          |
| 20%<br>医療保険各法の定める現在の国庫補助率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 5%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 5%                                                                                                                           | 70% (共同) |      |     |     |                           |    |    |          |
| <p>経過等</p> <p>S55. 7.30 老人保健医療制度の構想(要望) 全国町村会</p> <p>9.24 老人保健医療制度の意見交換 主要都道府県市主管部長会議</p> <p>10.28 総合的的老人保健施策推進(要望) 全国保健所長会</p> <p>12.12 老人保健医療対策について(答申) 社会保障制度審議会</p> <p>S56. 2. 4 老人保健法案骨子発表 厚生省</p> <p>4. 8 同法案説明検討会 全国都道府県主管部長会</p> <p>4.25 老人保健医療対策について(答申) 社会保険審議会</p> <p>4.25 老人保健法の制定について(答申) 社会保障制度審議会</p> <p>6. 老人保健医療制度について(要望) 神奈川県</p> <p>12.18 老人医療制度の拡充と総合的な医療保険制度の確立を求める意見書 山北町、葉山町議会他</p> <p>12.21 高齢者対策と保健医療の推進に関する意見書 神奈川県議会議長</p> <p>S57. 3.25 老人保健法案に関する申し入れ 経団連、経済同友会、日本経営者連盟</p> <p>8.10 老人保健法成立</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                              |          |      |     |     |                           |    |    |          |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 厚生省法案について主要都道府県及び政令市の担当部長会議が開かれ意見が求められた。</p> <p>2. 市町村の健康手帳配布方法について電話にて照会があった。</p> <p>2. 国から常時情報を伝えるよう要望した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>問題点等</p> <p>1. 法案作成段階において地方自治体の意向を求める手続きの法令が規定されていない。</p> <p>2. 法案審議に関与した「社会保障制度審議会」及び「社会保険審議会」に地方自治体の関係者が委員に参加していない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>どう改善したらよいか</p> <p>1. 地方自治体に密接な関係のある法案の作成段階に地方自治体の意見を求める立法手続き的な規定が必要である。</p> <p>2. 地方自治体に関連が深い審議会には自治体の関係者を参加させるべきである。</p> |          |      |     |     |                           |    |    |          |

|                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>件名 不動産取得税に係る課税標準の特例又は減額の適用申告について</p>                                                                                                                                  | <p>事務の性質 (固有) 行政、団委、機委</p>                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         |
| <p>根拠規範</p> <p>① 法律 地方税法第73条の14及び第73条の24(昭和55年度)</p> <p>b 政令</p> <p>② 省令 地方税法施行規則第7条の6の2及び第7条の7の2(昭和55年度)</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達 (要綱)</p>                               | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 一定の要件を満たす住宅及び住宅用の土地について、課税標準の特例又は減額の規定の適用を受けられるか否かの確認を簡易にするため</p> <p>b 事務の内容 申告制度を導入することにより当該申告に係る申告書の受理及び確認</p> <p>c 事務量 住宅に係る減額件数 87,434件(55年度)<br/>土地に係る減額件数 26,933件( " )</p> <p>d 財源負担</p> |                                                                                                         |
| <p>経過等</p> <p>従前は一定の要件を満たす住宅及び住宅用の土地については、無条件で課税標準の特例又は減額の規定の適用を受けられたが、昭和55年度の税制改正により、当該課税標準の特例又は減額を受けるためには不動産の取得後60日以内にその旨を申告をしなければならないこととして地方税法及び同法施行規則の一部改正が行われた。</p> |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                         |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 税制調査会に委員30人中地方自治体の代表者が学識経験者として3人参加している。</p> <p>2. 現在行われている申告書、納付書等の全国統一様式にするための改正等については、研究会、アンケート等により地方自治体の意見を述べる機会が設けられている。</p>                      | <p>問題点等</p> <p>この改正に当っては、本県には意見を述べる機会が与えられなかった。</p>                                                                                                                                                                 | <p>どう改善したらよいか</p> <p>地方自治体にとって事務量が增大する事項又は納税者に義務を課す事項については、法令を改正する際地方自治体の意見を取り入れ、又は協議する制度を設けるべきである。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                           |                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 件名 貸金業指導事業の改正                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 事務の性質 固有、行政、団委、 <u>機委</u>                                                                                                                                                 |                                                                               |
| <p>根拠規範</p> <p>㊦ 法律 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律(§7)</p> <p>㊦ 政令 貸金業の届出及び実態調査に関する権限の委任に関する政令(§1, §2)</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達<br/>(要綱)</p>                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 貸金業の業務運営の適正化指導</p> <p>b 事務の内容 届出の受理(§2)<br/>貸金業者からの報告の聴取、実態の調査<br/>(県で貸金業巡回指導調査実施要領を作成)</p> <p>c 事務量 開始届出受理件数 約1万件<br/>(S57.7.1現在)</p> <p>d 財源負担</p> |                                                                               |
| <p>経過等</p> <p>S29.6. 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律制定</p> <p>S47.6. 貸金業者の自主規制の助長に関する法律制定</p> <p>S52.5. 貸金業者の規制について公明党より法案提出(廃案)</p> <p>S54.5. 通常国会に自・社・公各党より「貸金業の規制に関する法律」及び「出資法の一部改正」案を提出(廃案)共は別案</p> <p>S54.9. 3党より改めて規制法及び出資法一部改正法案提出(廃案)</p> <p>S55.5. 通常国会に4党案提出(国会解散のため廃案)</p> <p>S56.5. " "</p> <p>S57.3. 大蔵省より出資法改正の修正案提示</p> <p>S57.5. 衆議院大蔵委員会で業界関係者から事情聴取</p> <p>S57.8. 衆議院で可決(現在、参議院で継続審議となっている)</p> |                                                                                                                                                                           |                                                                               |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 法案の説明会はない。</p> <p>2. S53.9 全国知事会より、国民生活の安定対策に関する要望の中で「貸金業にかかる法体系の整備」を要望。</p> <p>以後、毎年同趣旨の要望を提出している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>問題点等</p> <p>都道府県の役割として、登録管理事務と指導、検査事務が予定されているが、地方自治体の意見は求められていない。</p>                                                                                                  | <p>どう改善したらよいか</p> <p>地方自治体に関係の深い法令案の策定段階に自治体の意見を聴取するよう手続的な法令を規定しておく必要がある。</p> |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                       |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------|-----|-------|-------|------|-----|--|-------|-----------------------|--|-----|-----------|
| <p>件名 学級編制基準等の改正</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>事務の性質 固有、行政、<u>団委</u>、機委</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                       |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
| <p>根拠規範</p> <p>㊦ 法律 公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(§3, §4)</p> <p>b 政令</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達 (要綱)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 教育条件の整備・改善及び教員の資質の向上を期する。</p> <p>b 事務の内容 義務教育諸学校の学級編制の標準は同学年の児童生徒で編制する1学級児童生徒の数は45人を40人に改める等。新標準法の附則で66.3.31までの間は標準に漸次近づけることとし、毎年度政令で定めるとされ55.5.22の政令では「児童減少市町村」のうち施設の充足されている市町村のみ40人学級が実現された。</p> <p>c 事務量</p> <p>d 財源負担</p> <table border="0" data-bbox="684 627 1173 782"> <tr> <td>教員の給与</td> <td>国・県</td> <td>1/2づつ</td> </tr> <tr> <td>施設新增築</td> <td>実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国庫負担金</td> <td>1/2(ただし児童生徒急増市町村は2/3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地方債</td> <td>地方負担額の75%</td> </tr> </table> |                                                                       | 教員の給与 | 国・県 | 1/2づつ | 施設新增築 | 実施主体 | 市町村 |  | 国庫負担金 | 1/2(ただし児童生徒急増市町村は2/3) |  | 地方債 | 地方負担額の75% |
| 教員の給与                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 国・県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1/2づつ                                                                 |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
| 施設新增築                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 実施主体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市町村                                                                   |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 国庫負担金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1/2(ただし児童生徒急増市町村は2/3)                                                 |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 地方債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 地方負担額の75%                                                             |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
| <p>経過等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭33.5.1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)制定</li> <li>・昭34. 第一次公立学校教職員の定数改善5カ年計画作成</li> <li>・昭39. 第二次5か年計画により6か年間で1学級45人編制とされた(標準法の改正)</li> <li>・昭44. 第三次5か年計画スタート。1学級45人編制の完全実施</li> <li>・昭49. 第四次5か年計画スタート。衆議院文教委員会付帯決議「45人学級編制標準を例えば40人以下に引き下げる」</li> <li>・昭53.11.12 衆議院「教職員定数等に関する小委員会」に都道府県教育長協議会幹事長、全日本中学校長会会長、日本教職員組合書記長、全国都市教育協議会副会長等の5名が招致され、意見を聴取された。</li> <li>・昭53. 文部省は「標準法実施に関する臨時実態調査」を各都道府県に実施</li> <li>・昭55.5.22 標準法改正</li> <li>・昭56. 臨調中間報告により昭和59年度まで40人学級編制の実施は凍結された。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                       |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |
| <p>参加の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記衆議院小委員会で意見申述</li> <li>・文部省の実態調査</li> <li>・文部省、大蔵省の現地調査</li> <li>・都道府県教育長協議会要望</li> <li>52.12 重複学級のみ改善等</li> <li>54.8 } 55年度から学年進行方式</li> <li>54.12 } で実施</li> <li>・全国知事会要望</li> <li>54.7 まで毎年度「教職員定数の適正化」を要望していた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>問題点等</p> <p>実務上では、地方自治体の意見が求められたが、法令改正に当って自治体の意見を求める法令の規定がない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>どう改善したらよいか</p> <p>地方自治体に関連の深い法令の改正案作成段階に自治体の意見を求める手続き法令が必要である。</p> |       |     |       |       |      |     |  |       |                       |  |     |           |

|                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名 公営住宅入居資格の収入基準                                                                                                                                                       | 事務の性質 固有、行政、 <u>団委</u> 、機委                                                                                                                                                                             |                                                                                                                             |
| <p>根拠規範</p> <p>㊤ 法律 公営住宅法</p> <p>㊦ 政令 公営住宅法施行令</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達<br/>(要綱)</p>                                                                         | <p>事務の概要</p> <p>a 目 的 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。</p> <p>b 事務の内容 第一種、第二種公営住宅の管理</p> <p>c 事 務 量</p> <p>d 財 源 負 担 第一種公営住宅の建設については 国 1/2、県 1/2<br/>第二種 " 国 2/3、県 1/3<br/>しかし、神奈川県においては土地の入手が困難となっている。</p> |                                                                                                                             |
| <p>経 過 等</p> <p>○総理府の貯蓄動行調査をもとに基準を作成している。(5分位法により、下から30%以下を目途に設定)</p> <p>○最近では、S48、S50、S52、S54の2年ごとに改定されており、今回は3年目のS57年6月に改定された。大蔵省の方針として、明渡請求にかかる収入基準は上げないこととしている。</p> |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                             |
| <p>参加の状況</p> <p>○公営企業住宅管理連絡協議会、全国知事会及び関東ブロック知事会等を通して要望した。</p> <p>○神奈川、東京、愛知などについては担当者レベルでのヒアリングがあった。</p>                                                                | <p>問題点等</p> <p>地方自治体が見解を述べる規定がなく地方の実情が反映できていない。</p>                                                                                                                                                    | <p>どう改善したらよいか</p> <p>1. 地方自治体に密接な関連のある法令の改正に当たっては、自治体の意見を述べる手続き規定をしておく必要がある。</p> <p>2. また、自治体の意見に対して国が応答するようにしておく必要がある。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>件名 防衛施設の周辺の区域の指定基準</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>事務の性質 固有、行政、団委、機委</p>                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                          |
| <p>根拠規範</p> <p>㊦ 法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（§4）</p> <p>㊧ 政令（同上）施行令（§8）</p> <p>㊨ 省令（同上）施行規則（総理府令）</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達（要綱）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 自衛隊等の行為、防衛施設の設置運用により生ずる障害の防止のための周辺地域の生活環境等の整備</p> <p>b 事務の内容 県は、県民、市町村の意思を代表して、防衛施設庁と交渉する。<br/>施設区域取得事務については委託されている。<br/>調査</p> <p>c 事務量 基地対策課職員 15 名</p> <p>d 財源負担 防衛施設庁より「施設区域取得等地方公共団体委託費」の交付がある。</p> |                                                                                                          |
| <p>経過等</p> <p>S 27.6 「民事特別法」等の制定</p> <p>S 27.7 「漁船の操業制限法」の制定</p> <p>S 28.8 「特損法」の制定</p> <p>S 32.5 「基地交付金」の制定</p> <p>S 37.1 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会結成</p> <p>S 37. 電波障害防止地域の設定</p> <p>S 38.9 日米合同委員会騒音対策特別分科委員会で厚木飛行場周辺の航空機騒音軽減措置につき同意（日米合同委員会で承認）</p> <p>S 41.7 防衛施設周辺の整備等に関する法律、公布、施行</p> <p>S 49.6 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、公布、施行<br/>第1種区域（WECPNL 値 85 以上）第2種区域（WECPNL 値 90 以上）第3種区域（WECPNL 値 95 以上）</p> <p>S 54.9 区域指定の告示<br/>" 総理府令改正（WECPNL 値 80 以上）</p> <p>S 56.10 区域指定の告示</p> <p>S 56.12 総理府令改正（WECPNL 値 75 以上）</p> |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                          |
| <p>参加の状況</p> <p>1. S 50.8～52.12<br/>横浜防衛施設局は基地周辺の環境調査のため 194 地点で測定</p> <p>S 54.7 横浜防衛施設局より県に素案提示</p> <p>S 54.8 県は地元 3 市の意見をふまへ意見回答</p> <p>S 56.6 横浜防衛施設局より素案提示</p> <p>S 56.7 県は地元 3 市の意見をふまへ意見回答</p> <p>（環境庁の基準は WECPNL 値 70 とされているが防衛庁の基準は 80 となっている）</p> <p>2. 渉外知事会、全国知事会を通して要望した。</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>問題点等</p> <p>実務上は地方自治体の意見聴取が行われているが、法令上の規定はない。</p>                                                                                                                                                                          | <p>どう改善したらよいか</p> <p>1. 地方自治体の意見を聴取し、又は申し出る規定を法令に規定すべきである。</p> <p>2. また、自治体の意見に対して国が応答するよう規定する必要がある。</p> |

| 件 名 身体障害者の職業訓練課程と設備基準                                                                                                                                                                                                        | 事務の性質 固有、行政、団委、機委                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>根拠規範</p> <p>㉔ 法律 職業訓練法 § 10</p> <p>b 政令</p> <p>㉔ 省令 職業訓練法施行規則 § 15<br/>別表 3</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達<br/>(要綱)</p>                                                                                                          | <p>事務の概要</p> <p>a 目 的 障害者の能力に適合した技能・知識を習得させ、障害者の職業的自立を促進する。</p> <p>b 事務の内容 (通達による)<br/>入校生の訓練生活への適応促進並びに個別的訓練の強化を目的とする傾斜的なカリキュラムの編成及び訓練の展開をはかる。</p> <p>c 事 務 量 神奈川県身体障害者職業訓練校(校長以下 30 名)の運営</p> <p>d 財 源 負 担 {<br/>施設は国立(法 § 15 )<br/>運営は県 (法 § 15 により委託)<br/>国は県に委託費を支出する。しかし県は運営費の 44% を負担している(人件費が主たるもの)<br/>(身体障害者職業訓練校運営委託費 121,075,000 円)<br/>(56 年度)</p> |                                                                                                                                                  |
| <p>経 過 等</p> <p>S 33 . 職業訓練法制定</p> <p>S 44 . 職業訓練法全面改正</p> <p>S 53 . 職業訓練法一部改正</p> <p>しかし、エレクトロニクスの普及を予想しておらず、既に時代遅れの面がある。</p> <p>訓練課程は中央職業訓練審議会にはかって決定している。</p> <p>○教育と同じ考え方で全国どこにいても同じ訓練が受けられることを基本とし、全国画一的に基準を設定している。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                  |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 中央職業訓練審議会への参加はない</p> <p>2. { 職業訓練主管課長会議<br/>主要都道府県主管課長会議<br/>身体障害者職業訓練校校長会議<br/>を通して意見を述べている。<br/>( 現行の設備基準に健常者訓練の基準を準用しているため、障害者の重度化等に対応した訓練の実施を困難にしている。<br/>・全国画一的な基準のため技術革新に対応した訓練や地域性の発揮ができない。)</p>   | <p>問題点等</p> <p>1. 受託事業のため地方自治体が法令上では意見を述べる規定はない。</p> <p>2. 中央職業訓練審議会に地方自治体の関係者が参加していない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>どう改善したらよいか</p> <p>1. 国の受託事業であっても機関委任事務化しているので、地方自治体の意見を聴取し、その意見に国が応答するよう規定すべきである。</p> <p>2. 職業訓練事業を実際行っている地方自治体の関係者を中央職業訓練審議会に参加させるべきである。</p> |

|                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>件名 中小企業近代化資金等助成法に基づく事業計画作成基準</p>                                                                                                                | <p>事務の性質 固有、行政、<u>団委</u> 機委</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                            |
| <p>根拠規範</p> <p>㊦ 法律 中小企業近代化資金等助成法</p> <p>㊦ 政令 中小企業近代化資金等助成法第12条第1項の規定に基づく都道府県の事業計画作成の基準について (S57.4.5)</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達 (要綱)</p> | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 中小企業の近代化の促進</p> <p>b 事務の内容 中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付け及び設備の貸与</p> <p>c 事務量 56年度<br/> { 貸付 <math>\frac{256}{276}</math> 件 ( <math>\frac{55}{266}</math> 年 ) } { 貸与 <math>\frac{122}{139}</math> 件 ( <math>\frac{55}{102}</math> 年 ) }<br/> { 貸付額 14 億円 (13 億 5 千万円) } { 貸与額 9 億円 (8 億円) }</p> <p>d 財源負担 { 国 1 / 2 以内 (法 § 11) }<br/> { 県 1 / 2 }</p> |                                                                            |
| <p>経過等</p> <p>昭和31年5月中小企業近代化資金等助成法成立</p> <p>毎年度中小企業庁から東京通産局を通じて<br/> 要望額の調査<br/> 業種、設備の基準についての要望調べ<br/> が行われ、毎年度当初に知事あてに事業計画作成基準が通知される。</p>        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                            |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 担当者によるヒアリング(随時)及び東京通産局のブロック会議を通して意見を述べている。</p> <p>2. 近代化計画等を審議する「中小企業近代化審議会」に地方自治体の関係者が学識経験者として2名参加している。</p>                    | <p>問題点等</p> <p>実務上では意見聴取が行われているが法令上では地方自治体が見解を述べる規定はない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>どう改善したらよいか</p> <p>事業計画作成基準の改定に当たって地方自治体の意見聴取及びその意見に国が応答する規定をすべきである。</p> |

|                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                         |                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>件 名 特定工場等の騒音規制基準</p>                                                                                                                                                                             | <p>事務の性質 固有、行政、団委、<u>機委</u></p>                                                                                                                                         |                                                         |
| <p>根拠規範</p> <p>㊤ 法律 騒音規制法 §4 - ・</p> <p>㊦ 政令 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(S43)</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>e 通達<br/>(要綱)</p>                                                                         | <p>事務の概要</p> <p>a 目 的 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行い生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。</p> <p>b 事務の内容 法に基づく国の基準に準拠して県条例及び市の基準をつくり規制する。</p> <p>c 事務量</p> <p>d 財源負担</p> |                                                         |
| <p>経 過 等</p> <p>S26. 神奈川県事業場公害防止条例制定</p> <p>S39. 神奈川県公害の防止に関する条例制定</p> <p>S42. 公害対策基本法制定</p> <p>S43. 騒音規制法制定</p> <p>S43.11 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める告示</p> <p>S46. 神奈川県公害防止条例制定</p>             |                                                                                                                                                                         |                                                         |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 知事は一般的事項について意見を述べるができる。(法22条)</p> <p>2. 国の基準に幅があるので地域性を盛りこんだ基準の作成が可能である。</p> <p>3. 騒音規制法、政省令等の策定段階に東京都、大阪府とともに本県は国の作業を助勢した。</p> <p>4. 「中央公害対策審議会」に地方自治体の関係者が学識経験者として2名参加している</p> | <p>問題点等</p> <p>左の審議会は委員数 90 人、部会数 12 があり、地方自治体の参加者が少ない。</p>                                                                                                             | <p>どう改善したらよいか</p> <p>左の審議会へ地方自治体の関係者をもっと参加させるべきであろう</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                               |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|----|--|----------|----|--|----------|----|--|--------|----|--|
| <p>件名 延長保育特別対策</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>事務の性質 固有、行政、団委、<u>機委</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                               |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
| <p>根拠規範</p> <p>a 法律</p> <p>b 政令</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>㊦ 通達</p> <p>(要綱)延長保育特別対策実施要綱(児福第28号昭和56年8月24日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童に対し(5時まで)て7時頃まで保育時間を延長する。</p> <p>b 事務の内容</p> <p>市町村 { 延長保育対象児童の認定と入所措置<br/>延長保育に対する徴収金額の加算等事務<br/>実施主体としての保育時間の延長</p> <p>c 事務量</p> <p>d 財源負担 措置費を10%加算することで対応</p> <p>従って国8/10、都道府県1/10の負担割合は、保育の措置費割合と同じである。</p> <p>(A階層等に対する減免は1/4までである)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                               |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
| <p>経過等</p> <p style="text-align: center;">55年ベビーホテル等の問題化</p> <p style="text-align: center;">&lt; 国 &gt; 55年(秋) 国会で問題 - 厚生大臣善処約束 (厚相答弁の政策としての具体化研究) &lt; 神奈川県 &gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>56.8.24 延長保育特別対策の実施について<br/>厚生省児童家庭局母子福祉課長通知</p> <p>56.10.9 延長保育特別対策実施要綱等の運用上の<br/>疑義及び回答について、同厚生省通知</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>56.3 県ベビーホテル行政指導(56.2厚生省告示)</p> <p>56.6 児童福祉法改正 - 立入調査権限、停止命令の<br/>付与 §58-2</p> <p>ベビーホテル等立入調査</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">対象施設数</td> <td style="padding-left: 5px;">ベビーホテル</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">小規模保育所</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">事業所内保育施設</td> <td style="text-align: right;">86</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">無認可保育所</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> </table> <p>57.7 事業所内保育施設所在把握調査<br/>(ベビーホテル等のうち事業所内保育施設部分についての調査)</p> </td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                               | <p>56.8.24 延長保育特別対策の実施について<br/>厚生省児童家庭局母子福祉課長通知</p> <p>56.10.9 延長保育特別対策実施要綱等の運用上の<br/>疑義及び回答について、同厚生省通知</p> | <p>56.3 県ベビーホテル行政指導(56.2厚生省告示)</p> <p>56.6 児童福祉法改正 - 立入調査権限、停止命令の<br/>付与 §58-2</p> <p>ベビーホテル等立入調査</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">対象施設数</td> <td style="padding-left: 5px;">ベビーホテル</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">小規模保育所</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">事業所内保育施設</td> <td style="text-align: right;">86</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">無認可保育所</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> </table> <p>57.7 事業所内保育施設所在把握調査<br/>(ベビーホテル等のうち事業所内保育施設部分についての調査)</p> | 対象施設数 | ベビーホテル | 9  |  | 小規模保育所   | 59 |  | 事業所内保育施設 | 86 |  | 無認可保育所 | 15 |  |
| <p>56.8.24 延長保育特別対策の実施について<br/>厚生省児童家庭局母子福祉課長通知</p> <p>56.10.9 延長保育特別対策実施要綱等の運用上の<br/>疑義及び回答について、同厚生省通知</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>56.3 県ベビーホテル行政指導(56.2厚生省告示)</p> <p>56.6 児童福祉法改正 - 立入調査権限、停止命令の<br/>付与 §58-2</p> <p>ベビーホテル等立入調査</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">対象施設数</td> <td style="padding-left: 5px;">ベビーホテル</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">小規模保育所</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">事業所内保育施設</td> <td style="text-align: right;">86</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding-left: 5px;">無認可保育所</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> </table> <p>57.7 事業所内保育施設所在把握調査<br/>(ベビーホテル等のうち事業所内保育施設部分についての調査)</p> | 対象施設数                                                         | ベビーホテル                                                                                                      | 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       | 小規模保育所 | 59 |  | 事業所内保育施設 | 86 |  | 無認可保育所   | 15 |  |        |    |  |
| 対象施設数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ベビーホテル                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 9                                                             |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 小規模保育所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 59                                                            |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 事業所内保育施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 86                                                            |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 無認可保育所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 15                                                            |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 国からの情報提供がないため、県は国に出かけて情報収集を行った。</p> <p>2. 制度発足後、ベビーホテル等立入調査の状況報告が求められた。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>問題点等</p> <p>制度発足まで、国の意見聴取は行われなかった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>どう改善したらよいか</p> <p>要綱の制定についても地方自治体の意見を策定段階において聴取すべきである。</p> |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |  |          |    |  |          |    |  |        |    |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|----------------|---------------|------------|-----------------|-----------------|--------------|----------------|
| <p>件名 水田利用再編対策に基づく転作等目標面積の配分</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>事務の性質 固有、行政、団委、機委</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| <p>根拠規範</p> <p>a 法律</p> <p>b 政令</p> <p>c 省令</p> <p>d 告示</p> <p>㊦ 通達 水田利用再編対策実施要綱（要綱）網事務次官依命通達（S 53.4.6）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 農業生産の中核的担い手等への水田利用の集積とその高度化を促進する。<br/>今後生産振興の必要な農産物につき水田の高い生産力を活用した生産拡大をはかる。<br/>農産物の需要の動向に即した総合的な食糧自給力の向上を図る。</p> <p>b 事務の内容 農林水産大臣が定めた目標面積の都道府県別配分につき市町村別に配分し、市町村長に通知する。</p> <p>c 事務量 57年度本県転換目標配分面積 2,220ha</p> <p>d 財源負担</p> <table border="0" data-bbox="541 724 1186 821"> <tr> <td rowspan="2">国庫</td> <td>・水田利用再編奨励補助金交付事務費</td> <td>1,141万円（57年度）</td> </tr> <tr> <td>・水田利用再編対策指導推進費</td> <td>2,337万円（57年度）</td> </tr> </table> <p>転作奨励金については国より農家に直接交付</p> |                                                                                  | 国庫              | ・水田利用再編奨励補助金交付事務費            | 1,141万円（57年度）   | ・水田利用再編対策指導推進費 | 2,337万円（57年度） |            |                 |                 |              |                |
| 国庫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・水田利用再編奨励補助金交付事務費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1,141万円（57年度）                                                                    |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ・水田利用再編対策指導推進費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2,337万円（57年度）                                                                    |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| <p>経過等</p> <p>食管会計の赤字が問題となる。</p> <p>S 45 . 米の生産調整につき閣議決定</p> <p>S 53 . 大むね 10 年の対策として水田利用再編対策要綱を策定</p> <table border="0" data-bbox="219 1023 699 1091"> <tr> <td>第 1 期 S 53 ~ 55</td> <td rowspan="2">} 各期の当初に、米の需給見通しにより目標面積を定める。</td> </tr> <tr> <td>第 2 期 S 56 ~ 58</td> </tr> </table> <p>農水省が面積配分の根拠としている数字は明らかにされていない。 →</p> <table border="0" data-bbox="864 1023 1166 1168"> <tr> <td rowspan="5">}</td> <td>配分の根拠の項目</td> </tr> <tr> <td>1. 水稲作付け面積</td> </tr> <tr> <td>2. 政府売渡料を換算した面積</td> </tr> <tr> <td>3. 市街化区域内の水田の面積</td> </tr> <tr> <td>4. 転換可能地域か否か</td> </tr> <tr> <td>5. 不足している作物の有無</td> </tr> </table> <p>推定として 都道府県が提出する資料<br/>農水省の出先機関が収集した情報<br/>( 地方農政局、地方食糧事務所、農林統計事務所 )</p> <p>毎年 11 月末に事務次官通知により農林水産大臣が知事へ配分<br/>12 月末に知事が市町村長へ市町村分の目標面積を通知</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  | 第 1 期 S 53 ~ 55 | } 各期の当初に、米の需給見通しにより目標面積を定める。 | 第 2 期 S 56 ~ 58 | }              | 配分の根拠の項目      | 1. 水稲作付け面積 | 2. 政府売渡料を換算した面積 | 3. 市街化区域内の水田の面積 | 4. 転換可能地域か否か | 5. 不足している作物の有無 |
| 第 1 期 S 53 ~ 55                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | } 各期の当初に、米の需給見通しにより目標面積を定める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| 第 2 期 S 56 ~ 58                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| }                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 配分の根拠の項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1. 水稲作付け面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2. 政府売渡料を換算した面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 3. 市街化区域内の水田の面積                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 4. 転換可能地域か否か                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| 5. 不足している作物の有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                  |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 関東農政局</p> <p>2. 管内の部長会議、課長会議、担当者会議で意見を述べている。</p> <p>2. 全国知事会等から要望</p> <p>3. 担当課長の県別ヒヤリングにより意見交換が行われている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>問題点等</p> <p>配分基礎が明らかにされないまま一方的に国から配分されている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>どう改善したらよいか</p> <p>目標面積を次に決める前に、国のヒヤリングが行われているが、地方自治体の実態に合わせるよう協議を行うべきである。</p> |                 |                              |                 |                |               |            |                 |                 |              |                |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>件名 生活保護基準</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>事務の性質 固有、行政、団委、<b>機委</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |
| <p>根拠規範</p> <p>a 法律</p> <p>b 政令</p> <p>c 省令</p> <p>④ 告示 生活保護法による保護の基準<br/>S38.4.11(厚生省告示) 第158号<br/>S47.8.31</p> <p>⑤ 通達 生活保護法による保護の(要綱)実施要領<br/>S36.4.1厚生省発社(123号厚生事務次官通知)生活保護法による保護の実施要領<br/>S38.4.1社発246号(厚生省社会局長通知)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>事務の概要</p> <p>a 目的 生活保護法第8条1項の規定により基準を定め、必要な保護を行う。<br/>第8条の2項によれば「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならぬ」としている。</p> <p>b 事務の内容 県 - 保護の決定は基準に従い、保護費等を支給すること(福祉事務所)、市町村長の事務の監査<br/>市 - 福祉事務所に同じ</p> <p>c 事務量</p> <p>d 財源負担 措置費、国8/10、福祉事務所(県・市町村2/10)</p> |                                                                        |
| <p>経過等</p> <p>1. 基準の大幅改訂の場合<br/>昭和39「家計調査における最下位階級と被保護世帯との格差縮小方式及びエンゲル方式との併用」による基準改訂以降は中央社会福祉審議会への諮問・答申を勘案して行われている。(例)昭46中央社会福祉審議会「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方について」答申、昭和50中央社会福祉審議会生活保護専門分科会「生活保護制度における加算の取扱いについての意見」提出。</p> <p>2. 毎年の基準改訂については、昭和39年の計算方式の改訂をもとに厚生省内で新基準を設定している。昭和57年度の基準については、賃金の動き、消費支出の増加率、課税最低限や恩給等の水準、一般世帯との格差の状況等を総合的に勘案して決定していることが取組される。(資料、全国社会福祉協議会『生活と福祉』5月号、厚生省社会局保護課「昭和57年度の生活保護」)</p> <p>3. なお、毎年の基準には、臨時行政調査会答申、朝日訴訟等裁判の判決、行政管理庁勧告、経済状況の急激な変化(石油ショック、米価改訂等)などが微妙に加味されているように思われる。</p> <p>4. 毎年度の伝達経緯<br/>予算要求にあわせて新聞紙上で話題(12月) 予算案段階全国民生主管部局長会議(10~2月)、全国主管課長会議 正式通知(4月)</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |
| <p>参加の状況</p> <p>1. 毎年度8月頃国から意見照会が行われている。県は市町村の意見も含めて国へ回答している。</p> <p>2. 毎年度の基準は1月か2月に開催される厚生省主催の全国民生主管部(局)長会議及び担当課長会議ではじめて明らかにされる。</p> <p>3. 関東ブロックの民生主管課長会議、生活保護担当係長会議を通じて意見を述べるとともに全国知事会、主要都道府県民生主管課長会議を通じて国へ要望している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>問題点等</p> <p>1. 実務上では、国は地方自治体の意見を聞く機会をつくっているが、その意見がどう取扱われたのか明らかではない。</p> <p>2. 法令上の規定では、地方自治体の意見を聴取する規定はない。</p>                                                                                                                                                                                             | <p>どう改善したらよいか</p> <p>基準設定に当たって地方自治体の意見を聴取し、その意見に国が応答するよう規定するべきである。</p> |

## (2) 国の計画

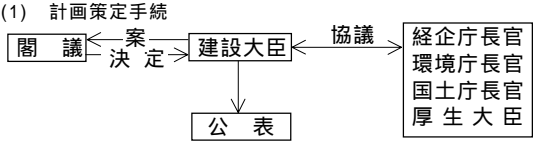
|                         |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 計画名                  | 第三次全国総合開発計画(昭和52年11月)                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |
| 2. 根拠法令                 | 国土総合開発法(S25.5.26)                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |
| 3. 計画の目的                | 国土の総合的利用、開発及び保全並びに産業立地の適正化をはかる。                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |
| 4. 策定権者及び関係行政機関         | 策定権者<br>内閣総理大臣                                                                                                                                  | 所管庁<br>国土庁                                                                                                                                                                                                   | 関係行政機関<br>各省庁                                                                                                                                              |  |
| 5. 審議会等                 | 名称 国土審議会(会長 石原 周夫)                                                                                                                              | 審議会の役割                                                                                                                                                                                                       | (1) 計画及びその実施に関し、必要な事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は勧告することができる。<br>(2) 計画の作成の基準、特定地域の指定の基準、産業の適正な立地の基準、その他を調査審議し、内閣総理大臣に報告することができる。<br>(3) 計画について意見の申出をすることができる。 |  |
|                         | 構成<br>衆院議員 9人<br>参院 " 6人<br>学識経験者 35人以内<br>計 45人 "                                                                                              |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |
| 6. 計画策定手続と参加形態          | <p>(1) 計画策定手続</p>                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                              | <p>(2) 都道府県の役割及び機能</p> <p>調査<br/>聴聞<br/>意見提出<br/>事前協議(事実上)<br/>協議(正式)</p> <p>審議会への参加</p>                                                                   |  |
|                         | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                                                                                        | ア 北海道開発計画、沖縄振興開発計画との調整。<br>イ 国土利用全国計画は、国土利用に関しては基本とする。                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                            |  |
|                         | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                                                                                           | ア 全国計画は都府県総合開発計画、地方計画、特定地域同計画の基本とする。<br>イ 都府県計画以下は策定していない。                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                            |  |
|                         | (5) 計画策定過程への参加                                                                                                                                  | 審議会に地方自治体の代表者が参加している。                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                            |  |
|                         | (6) 財政措置のしくみ                                                                                                                                    | ア 原則として個別計画で対応する。国土庁として独自補助するため57年度5億9千万円の補助金をもっている。                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                            |  |
|                         | (7) 事後的救済手段と手続                                                                                                                                  | ア 制度としてはない。                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                            |  |
|                         | (8) 参加の実態                                                                                                                                       | ア 都道府県知事の意向把握 (ア) 定住構想の前提になる目標人口 (イ) 同達成のための基本的目標の選択 (ウ) 主要プロジェクト<br>イ 市区町村長の意向調査 (ア) 将来人口 (イ) 当面の課題 (ウ) 市区町村の魅力 (エ) 長期的な振興整備 (オ) 計画への要望意見<br>ウ 前計画(新全総)に比べ、地方の意見を聞いたという点では進展がみられたが、地方の意向がどう計画に反映されたかは明確でない。 |                                                                                                                                                            |  |
|                         | 7. 本県での計画策定上の問題点                                                                                                                                | (1) 調整を必要とした事項<br>(本県における内部調整)                                                                                                                                                                               | 特になかった。                                                                                                                                                    |  |
| (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 |                                                                                                                                                 | "                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            |  |
| (3) 国に申し入れた事項           |                                                                                                                                                 | (52.10知事申入れ)ア 既存の生活圏との広域的調整。イ 大都市過密対策の明確化。ウ 定住構想実現のため地方の権限強化。                                                                                                                                                |                                                                                                                                                            |  |
| (4) 今後に残された問題点と参加の必要性   |                                                                                                                                                 | ア 計画が大都市圏より地方圏に焦点があてられていること、大都市での大プロジェクトが見当たらないこと、計画が抽象的にとどまっていることなどがある。<br>イ 国と地方との応答が十分ではなかった。                                                                                                             |                                                                                                                                                            |  |
| 8. 改善意見等                | (1) 国は計画策定に当り、地方自治体の開発方向や意向を十分に把握する必要がある、策定作業の進展にしたがい、主要な過程で国と自治体とが合意していくためのシステムを確立すべきである。<br>(2) そのためには、国と地方自治体との間で情報のフィードバックシステムを構築しておく必要がある。 |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |  |

|                         |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計 画 名                | 水源地域整備計画                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
| 2. 根 拠 法 令              | 水源地域対策特別措置法（S48.10.17 法律第118号）                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
| 3. 計 画 の 目 的            | ダム又は湖沼水位調節施設の建設により、その基礎条件が著しく変化する地域について生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するための計画。                                                                                                |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
| 4. 策定権者及び関係行政機関         | 策定権者<br>内閣総理大臣                                                                                                                                                            | 計画案策定者<br>都道府県知事                                                                                                                                           | 関係行政機関<br>厚生大臣、農林水産大臣、建設大臣等                                                                         |
| 5. 審議会等                 | 名称 な し                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                            | 審議会の役割                                                                                              |
|                         | 構成                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |
| 6. 計画策定手続と参加形態          | <p>(1) 計画策定手続</p>                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                            | <p>(2) 都道府県の役割及び機能</p> <p>調査<br/>聴聞<br/>意見提出<br/>事前協議(事実上)<br/>協議(正式)</p> <p>審議会への参加<br/>計画案の作成</p> |
|                         | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                                                                                                                  | 整備事業の実施は、道路法、水道法、下水道法など関係法令の規定に従って行われることと定められており（法第6条）、法体系上整合性に問題はない。                                                                                      |                                                                                                     |
|                         | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                                                                                                                     | 計画自体が水源地域単位で、地方計画の性格をもっている。                                                                                                                                |                                                                                                     |
|                         | (5) 計画策定過程への参加                                                                                                                                                            | 整備事業関係法令の規定に従い、都道府県は事業実施主体の一として位置づけられている。（宮ヶ瀬ダム水源地域整備計画では、神奈川県、厚木市、愛川町、津久井町、清川村が事業主体）                                                                      |                                                                                                     |
|                         | (6) 財政措置のしくみ                                                                                                                                                              | 法第9条及び施行令6条、7条に国の負担割合が定められている。                                                                                                                             |                                                                                                     |
|                         | (7) 事後的救済手段と手続                                                                                                                                                            | 水源地域整備計画の変更は、計画策定の手続に準じて行いうる。                                                                                                                              |                                                                                                     |
|                         | (8) 参加の実態                                                                                                                                                                 | 本県では、宮ヶ瀬ダム水源地域整備計画案の作成にあたり、関係市町村（厚木、愛川、津久井、清川）から希望事業案を求めたところ、多数の事業案が提出された（愛川町だけで147事業）。県では全体を86事業にしほり国に計画案として提出したが、国はこのうち57事業だけを水特法の対象事業として認め、29事業を不認定とした。 |                                                                                                     |
|                         | 7. 本県での計画策定上の問題点                                                                                                                                                          | (1) 調整を必要とした事項（本県における内部調整）                                                                                                                                 | 特にない。                                                                                               |
| (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 |                                                                                                                                                                           | 県では関係市町村の強い要望を考慮し、国の不認定の29事業も含めて86事業を宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画事業として、法令に基づく国の費用負担額を県で全事業に再配分し、全体の事業計画を策定した。                                                             |                                                                                                     |
| (3) 国に申し入れた事項           |                                                                                                                                                                           | 市町村道建設について、法令に定める補助率のかさあげを申し入れた。                                                                                                                           |                                                                                                     |
| (4) 今後に残された問題点と参加の必要性   |                                                                                                                                                                           | 国では、県知事作成の計画案すべてを認めるのではなく、一定の枠（基本的にはダム規模に応じた査定枠）内で認定するので、ある程度、事前に県側にこれが示されれば、市町村との事前調整にあたって、好都合である。                                                        |                                                                                                     |
| 8. 改善意見等                | 水源地域整備計画の策定の場合、県知事が計画案を作成し、内閣総理大臣がこれを決定する制度がとられているので、国家計画に対する地方の参加形態としては、意見聴取、協議に比べてさらに一步、地方の主体性を認めたシステムとなっている。このような特定地域の開発整備実施計画の場合、国と協議の上、県知事（又は関係県知事の合議）が決定する制度も考えられる。 |                                                                                                                                                            |                                                                                                     |

|                  |                                                                                                                            |                                                                                                         |  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 計 画 名         | 全国森林計画                                                                                                                     |                                                                                                         |  |
| 2. 根 拠 法 令       | 森林法（昭26.6.26法律第249号）                                                                                                       |                                                                                                         |  |
| 3. 計 画 の 目 的     | 森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と発展とに資する。                                                                                     |                                                                                                         |  |
| 4. 策定権者及び関係行政機関  | 策定権者<br>農 林 水 産 大 臣                                                                                                        |                                                                                                         |  |
| 5. 審議会等          | 名称 中央森林審議会 §68                                                                                                             | 審議会の役割<br>(1) 森林法又は他の法令の規定により、その権限に属された事項の処理（全国森林計画への意見等）。<br>(2) 森林法の施行に関する重要事項で農林水産大臣の諮問に応じて答申する。     |  |
|                  | 構成 定数18人以内（学識経験者） §68<br>地方自治関係者2人（山梨県知事、全国町村会副会長）                                                                         |                                                                                                         |  |
| 6. 計画策定手続と参加形態   | (1) 計画策定手続                                                                                                                 | (2) 都道府県の役割及び機能                                                                                         |  |
|                  |                                                                                                                            |                                                                                                         |  |
|                  | <p>調査<br/>聴聞<br/>意見提出(§4)<br/>事前協議(事実上)<br/>協議(正式)</p> <p>審議会への参加</p>                                                      |                                                                                                         |  |
|                  | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                                                                   | <p>林業基本計画及び長期見通し.....森林面積は国土利用計画との整合性がある。</p> <p>諮問 定数15人 うち自治体関係者2人（学識経験者として）<br/>答申 林政審議会.....部会3</p> |  |
|                  | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                                                                      | <p>地域森林計画は、都道府県知事が森林計画区別に5年毎に計画するものであるが、全国森林計画に即して計画することとなっている。（§5）</p>                                 |  |
|                  | (5) 計画策定過程への参加                                                                                                             | <p>大臣は知事の意見を聞かなければならないこととされている。 §4</p>                                                                  |  |
|                  | (6) 財政措置のしくみ                                                                                                               | <p>全国森林計画を達成するため資金の融通のあっせん、その他の援助（農林水産大臣の援助）（§191の二、 §193）</p>                                          |  |
|                  | (7) 事後的救済手段と手続                                                                                                             | <p>変更については、策定手続きと同じ。</p>                                                                                |  |
| (8) 参加の実態        | <p>ア 計画策定に当り、農林水産大臣は知事の意見を聞かなければならないとされているが、実際には行われていない。</p> <p>イ 計画策定前に森林の状況について現状調査があった。</p>                             |                                                                                                         |  |
| 7. 本県での計画策定上の問題点 | (1) 調整を必要とした事項（本県における内部調整）                                                                                                 | なし                                                                                                      |  |
|                  | (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項                                                                                                    | 特になし。（市町村林の割合は数パーセント）                                                                                   |  |
|                  | (3) 国に申し入れた事項                                                                                                              | 特になし。                                                                                                   |  |
|                  | (4) 今後に残された問題点と参加の必要性                                                                                                      | <p>本県の森林計画は、環境政策、木材の需給と市況、後継者不足などにより達成度が大幅に低下している。とくに本県は7割が民有林であるためこの傾向が強い。</p>                         |  |
| 8. 改善意見等         | <p>地域森林計画は、全国森林計画の枠組みの中で決定されるので、全国計画に対する意見提出等の参加が、法律の規定どおり行われるべきである。また、林業基本計画及び長期見通しに拘束されるのであるから、これらの上位計画への参加がより重要である。</p> |                                                                                                         |  |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                               |                                        |                                                                                                                                               |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                   | 住宅建設五箇年計画（第4期）                                                                                                                                                                                                                                |                                        |                                                                                                                                               |
| 2. 根拠法令                  | 住宅建設計画法（S41.6.30法律第100号）                                                                                                                                                                                                                      |                                        |                                                                                                                                               |
| 3. 計画の目的                 | 住宅の建設に関する総合的な計画を策定し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。                                                                                                                                                                                                     |                                        |                                                                                                                                               |
| 4. 策定権者及び関係行政機関          | 策定権者<br>内閣                                                                                                                                                                                                                                    | 案の作成者<br>建設大臣                          | 関係行政機関<br>厚生大臣                                                                                                                                |
| 5. 審議会等                  | 名称 住宅・住宅審議会（会長 大槻 文平）<br><br>構成 住宅部会 { 委員...学識経験者（25人以内）<br>宅地部会 { 臨時委員... "（8人以内）<br>専門委員... "、行政機関職員                                                                                                                                        | 審議会の役割                                 | (1) 大臣の諮問に応じて住宅に関する調査事項を調査審議し、当該事項について関係行政機関に建議する。<br>(2) 住宅建設計画法に基づく権限を行う。<br>(3) 大臣の諮問に応じて、宅地の供給及び宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項につき建設大臣に建議する。 |
| 6. 計画策定手続と参加形態           | (1) 計画策定手続<br>                                                                                                                                                                                                                                |                                        | (2) 都道府県の役割及び機能<br>調査（資料提出）<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議（事実上）<br>協議（正式）<br>審議会への参加                                                                   |
| (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続 | ア                                                                                                                                                                                                                                             | 国土利用計画、首都圏整備計画                         |                                                                                                                                               |
|                          | イ                                                                                                                                                                                                                                             | 新経済社会7箇年計画                             |                                                                                                                                               |
| (4) 地方計画との整合性の確保とその手続    | ア                                                                                                                                                                                                                                             | 地方住宅建設5箇年計画(建設大臣は知事の見解をきいて定めることとされている) |                                                                                                                                               |
|                          | イ                                                                                                                                                                                                                                             | 都道府県住宅建設5箇年計画                          |                                                                                                                                               |
| (5) 計画策定過程への参加           | ア                                                                                                                                                                                                                                             | 制度的には資料提出が定められている。                     |                                                                                                                                               |
|                          | イ                                                                                                                                                                                                                                             | 住宅宅地審議会に全国町村会事務総長が参加している。              |                                                                                                                                               |
| (6) 財政措置のしくみ             | 年度別予算対応。                                                                                                                                                                                                                                      |                                        |                                                                                                                                               |
| (7) 事後的救済手段と手続           | 変更（決定と同じ）                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |                                                                                                                                               |
| (8) 参加の実態                | 制度的な資料提出は知事から行うが、事実上はこの他に2回行っている。内容は、人口世帯数等基礎的データ及び必要戸数の算定等である。この資料を参酌することになっている。しかし、提出した資料がどう生かされたのが明らかになっていない。                                                                                                                              |                                        |                                                                                                                                               |
| 7. 本県での計画策定上の問題点         | (1) 調整を必要とした事項<br>(本県における内部調整)                                                                                                                                                                                                                | 新神奈川計画との調整（特に人口フレーム）                   |                                                                                                                                               |
|                          | (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項                                                                                                                                                                                                                       | 資料提出にあたって、市町村から意見聴取。                   |                                                                                                                                               |
|                          | (3) 国に申し入れた事項                                                                                                                                                                                                                                 | 土地取得対策                                 |                                                                                                                                               |
|                          | (4) 今後に残された問題点と参加の必要性                                                                                                                                                                                                                         | ア                                      | 県民ニーズと、住宅建設目標水準の間に差がある。                                                                                                                       |
|                          |                                                                                                                                                                                                                                               | イ                                      | 土地対策が機能していないので、住宅計画の執行率（特に公営住宅）が悪い。                                                                                                           |
| 8. 改善意見等                 | (1) 市町村が主体的に作成した計画に基づき、積上げ方式にした方が適切である。現在のシステムでは全体の枠が決定された後で戸数を配分するので、地方自治体の意向が十分反映されるよう住宅政策に参加することが必要である。<br>(2) 地方自治体関係者の審議会への参加は、現在学識経験者として行われているが、自治体の代表者の立場から参加させるべきである。<br>(3) 変更について都道府県からの申出の制度はないが、少なくとも首都圏、近畿圏等では定期的にローリングを行う必要がある。 |                                        |                                                                                                                                               |

|                         |                                                                         |                                                                                                                                                            |                                                                              |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                  | 道路整備五箇年計画（現在第9次策定中）                                                     |                                                                                                                                                            |                                                                              |
| 2. 根拠法令                 | 道路整備緊急措置法（S33.3.31法律34号）                                                |                                                                                                                                                            |                                                                              |
| 3. 計画の目的                | 道路交通の安全の確保、生活環境の改善、国民経済の健全な発展<br>国民生活の向上                                |                                                                                                                                                            |                                                                              |
| 4. 策定権者及び関係行政機関         | 決定権者<br>内閣                                                              | 案の作成者<br>建設大臣                                                                                                                                              | 関係行政機関<br>経済企画庁、国土庁、運輸省                                                      |
| 5. 審議会等                 | 名称 道路審議会<br>構成 25名以内 (1) 学識経験者<br>(2) 地方公共団体の職員 3名<br>(兵庫県知事、岡山市長、玉造町長) |                                                                                                                                                            | 審議会の役割<br>大臣の諮問に応じて道路整備計画、一般国道の路線の指定、道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議し、関係行政機関に建議する。 |
| 6. 計画策定手続と参加形態          | (1) 計画策定手続<br>                                                          |                                                                                                                                                            | (2) 都道府県の役割及び機能<br>調査<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議(事実上)<br>協議(正式)                   |
|                         | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                | 新社会経済7カ年計画<br>国土利用計画                                                                                                                                       |                                                                              |
|                         | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                   | なし                                                                                                                                                         |                                                                              |
|                         | (5) 計画策定過程への参加                                                          | 審議会へ地方自治体関係者が3名参加している。                                                                                                                                     |                                                                              |
|                         | (6) 財政措置のしくみ                                                            | 法§3、§4 施行令<br>財源：揮発油税、石油ガス税の $\frac{1}{2}$ 負担割合 { 一般国道..... $\frac{3}{4}$ 、 $\frac{1}{2}$<br>都道府県道、市町村道... $\frac{2}{3}$ 以内<br>財政の許す範囲内での措置                |                                                                              |
|                         | (7) 事後的救済手段と手続                                                          | 変更手続は策定手続と同じ、ただし都道府県には発議権なし。<br>(社会経済情勢の変化により5箇年計画を改定している。第1次から第7次までは3年<br>から4年で次期計画に引き継がれている。)                                                            |                                                                              |
|                         | (8) 参加の実態（第9次）                                                          | ア アンケート調査、座談会の開催（道路局長から知事あて依頼）<br>㊦ アンケートは道路利用者と道路行政担当者（課長クラス）につき行い地建に報告。<br>㊧ 座談会は地建、県、政令2市の共催で行政、利用者、ジャーナリスト、経済界学識者等の意見をきいた。<br>イ ブロック別課長会議での意見聴取及び資料提出。 |                                                                              |
|                         | 7. 本県での計画策定上の問題点                                                        | (1) 調整を必要とした事項<br>（本県における内部調整）                                                                                                                             | 新神奈川計画による道路整備目標を調整する。                                                        |
| (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 |                                                                         | 市町村道について意見を聴取した。                                                                                                                                           |                                                                              |
| (3) 国に申し入れた事項           |                                                                         | 県の道路整備目標に沿った意見を述べた。                                                                                                                                        |                                                                              |
| (4) 今後に残された問題点と参加の必要性   |                                                                         | 財源の補填がまだ不十分である。                                                                                                                                            |                                                                              |
| 8. 改善意見等                | 都道府県の道路計画は事実上、国の計画に大きく影響を受けるのであるから、協議方式を制度化するべきである。                     |                                                                                                                                                            |                                                                              |

|                         |                                                                                                                           |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                  | 下水道整備五箇年計画（第5次 S56～60）                                                                                                    |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |
| 2. 根拠法令                 | 下水道整備緊急措置法（S42.6.21法律41号）                                                                                                 |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |
| 3. 計画の目的                | 都市環境の改善、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全                                                                                      |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |
| 4. 策定権者及び関係行政機関         | 決定権者<br>内閣                                                                                                                | 案の作成者<br>建設大臣                                                                                                               | 関係行政機関<br>経済企画庁、環境庁、国土庁、厚生省の長                                                                                                                                                 |
| 5. 審議会等                 | 名称                                                                                                                        | 都市計画中央審議会                                                                                                                   | 審議会の役割<br>(1) 都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議する。建設大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を調査審議する。<br>(2) 都市計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議する。<br><br>なお、別に下水道財政研究委員会が設置されており、委員として自治体の首長、幹事として担当部課長が参加している。 |
|                         | 構成                                                                                                                        | 学識経験者20人以内、うち自治体関係者4人（山口県知事、横浜市長、郡山市長、野州町長）                                                                                 |                                                                                                                                                                               |
| 6. 計画策定手続と参加形態          |                                          |                                                                                                                             | (2) 都道府県の役割及び機能<br>調査<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議(事実上)<br>協議(正式)<br><br>審議会への参加                                                                                                     |
|                         | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                                                                  | 新社会経済7カ年計画、第三次全国総合開発計画、公害防止計画<br>廃棄物処理施設整備計画                                                                                |                                                                                                                                                                               |
|                         | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                                                                     | 都道府県計画は下水道整備5箇年計画に即して策定しなければならない。                                                                                           |                                                                                                                                                                               |
|                         | (5) 計画策定過程への参加                                                                                                            | 審議会に自治体の首長が学識経験者として参加しており、S54年に下水道整備のあり方について答申している。                                                                         |                                                                                                                                                                               |
|                         | (6) 財政措置のしくみ                                                                                                              | 補助金の他、起債<br>が大幅に認められ 補助率 { 公共下水道事業(管渠等)6/10、(終末処理場)2/3<br>流域下水道事業( " )2/3、( " )3/4<br>都市下水道事業(下水道法)4/10、(公害防止)1/2           |                                                                                                                                                                               |
|                         | (7) 事後的救済手段と手続                                                                                                            | 変更は決定手続と同じ。地方自治体からの発議権はない。                                                                                                  |                                                                                                                                                                               |
|                         | (8) 参加の実態                                                                                                                 | ア 計画の策定に先立ち建設省より、事業費の枠及び普及率につき指示があった。これに基づき県は市町村から資料を提出してもらい、調整した上で建設省に報告した。<br>イ 下水道財政研究委員会(建設省所管)には、県知事、市長及び担当部課長が参加している。 |                                                                                                                                                                               |
|                         | 7. 本県での計画策定上の問題点                                                                                                          | (1) 調整を必要とした事項<br>(本県における内部調整)                                                                                              | 新神奈川計画と調整                                                                                                                                                                     |
| (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 |                                                                                                                           | 資料作成の依頼                                                                                                                     |                                                                                                                                                                               |
| (3) 国に申し入れた事項           |                                                                                                                           | 補助枠及び補助率の拡大                                                                                                                 |                                                                                                                                                                               |
| (4) 今後に残された問題点と参加の必要性   |                                                                                                                           | 県の事業費枠及び普及率が国から割当てられている。                                                                                                    |                                                                                                                                                                               |
| 8. 改善意見等                | (1) 自治体の計画は国の計画に拘束されるのだから、事業費の枠及び普及率の設定の段階から参加が保障されるべきである。<br>(2) 現行のシステムでは事実上、情報の一方的提供にとどまっており、応答関係が明確でないで、これを制度化すべきである。 |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                               |

|                          |                                                                                                                                                 |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                   | 廃棄物処理施設整備計画                                                                                                                                     |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| 2. 根拠法令                  | 廃棄物処理施設整備緊急措置法（S47.6.23法律95号）                                                                                                                   |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| 3. 計画の目的                 | 生活環境の保全<br>公衆衛生の向上                                                                                                                              |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| 4. 策定権者及び関係行政機関          | 決定権者<br>内閣                                                                                                                                      | 案の作成者<br>厚生大臣                                    | 関係行政機関<br>経済企画庁、環境庁、国土庁、建設省の長                                                                                                                                                              |
| 5. 審議会等                  | 名称 生活環境審議会（会長 越智 勇一）<br>構成 廃棄物処理部会等 6部会<br>学識経験者 40人以内<br>（うち知事会、市長会、町村会 各1人）                                                                   | 審議会の役割                                           | 厚生大臣の諮問に応じて、環境衛生に係る生活環境に関する重要事項を調査審議する。                                                                                                                                                    |
| 6. 計画策定手続と参加形態           | (1) 計画策定手続<br>                                                                                                                                  |                                                  | (2) 都道府県の役割及び機能<br>調査<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議(事実上)<br>協議(正式) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">審議会への参加</div> |
| (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続 | 新社会経済7カ年計画 公害防止計画<br>下水道整備五箇年計画                                                                                                                 |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| (4) 地方計画との整合性の確保とその手続    | 地方公共団体は、計画に即して整備を行うよう努めなければならない。                                                                                                                |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| (5) 計画策定過程への参加           | 審議会に地方自治体の関係者が、学識経験者として参加している。                                                                                                                  |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| (6) 財政措置のしくみ             | 要綱により補助。 国庫負担は、し尿につき $\frac{1}{3}$ 、その他 $\frac{1}{4}$<br>公害防止強化地域については $\frac{1}{2}$                                                            |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| (7) 事後的救済手段と手続           | 変更は決定手続と同じ。                                                                                                                                     |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| (8) 参加の実態                | 調査（ヒアリング）に対して、人口推計、ゴミの推計量、現有施設の能力、将来の建設計画等につき回答した。                                                                                              |                                                  |                                                                                                                                                                                            |
| 7. 本県での計画策定上の問題点         | (1) 調整を必要とした事項<br>（本県における内部調整）                                                                                                                  | 下水道整備計画との調整（算定基礎とする）。                            |                                                                                                                                                                                            |
|                          | (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項                                                                                                                         | 市町村から数次にわけてヒアリングを行った。                            |                                                                                                                                                                                            |
|                          | (3) 国に申し入れた事項                                                                                                                                   | 「国への要望」で採択基準の見直しと、予算拡大につき申し入れた。                  |                                                                                                                                                                                            |
|                          | (4) 今後に残された問題点と参加の必要性                                                                                                                           | ア 公害規制値を上まわる水準の処理施設を補助対象に含めること。<br>イ 採択基準を見直すこと。 |                                                                                                                                                                                            |
| 8. 改善意見等                 | (1) 廃棄物処理の事務は原則として市町村の事務であり、都道府県は市町村の意向のとりまとめを行う国の出先機関の側面をもっている。<br>(2) 国が枠を設定するにあたって、都道府県との応答関係がないが、応答関係を確立することにより、県は市町村の利害の調整者としての位置づけが明確になる。 |                                                  |                                                                                                                                                                                            |



|                          |                                                                                                                                            |                                                                                                 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計 画 名                 | 新経済社会7カ年計画（54.8 閣議決定）                                                                                                                      |                                                                                                 |
| 2. 根 拠 法 令               | 経済企画庁設置法 第3条の1（長期計画の策定、推進）                                                                                                                 |                                                                                                 |
| 3. 計 画 の 目 的             | 経済運営の指針とする。                                                                                                                                |                                                                                                 |
| 4. 策定権者及び関係行政機関          | 策定権者<br>内閣総理大臣                                                                                                                             | 案の作成<br>経済企画庁長官                                                                                 |
| 5. 審議会等                  | 名称 経済審議会（会長 円城寺次郎）<br>（日経会長）<br>構成 委員 30人以内、(学識経験者)<br>臨時委員、専門委員の設置可能<br>部会 5（地方からの参加はない）                                                  | 審議会の役割<br>(1) 内閣総理大臣の諮問に応じ、長期計画の策定、<br>経済に関する重要な政策、計画等に関する事項の<br>調査審議。<br>(2) 前記の事項についての意見を述べる。 |
| 6. 計画策定手続と参加形態           | (1) 計画策定手続<br>                                            |                                                                                                 |
| (2)                      | 都道府県の役割及び機能<br>調査 審議会への参加<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議(事実上)<br>協議(正式)                                                                             |                                                                                                 |
| (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続 | 各事業計画の上位計画となっている。                                                                                                                          |                                                                                                 |
| (4) 地方計画との整合性の確保とその手続    | -                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| (5) 計画策定過程への参加           | -                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| (6) 財政措置のしくみ             | -                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| (7) 事後的救済手段と手続           | -                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| (8) 参加の実態                | 全くない。                                                                                                                                      |                                                                                                 |
| 7. 本県での計画策定上の問題点         | 調整を必要とした事項<br>(1)（本県における内部調整） -<br>(2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 -<br>(3) 国に申し入れた事項 -<br>(4) 今後に残された問題点と参加の必要性 -                                 |                                                                                                 |
| 8. 改善意見等                 | (1) 経済計画中心から、社会計画の色彩が強くなっており、実行手段を担保する方策として、策定段階から地方の発想を全体的に吸収するシステムが必要である。<br>(2) 審議会への参加、とくに委員会、分科会において実質的な審議が行われるので、これらに対する地方の参加が重要になる。 |                                                                                                 |

|                          |                                                                                              |                                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計 画 名                 | 中小企業近代化計画                                                                                    |                                                                                                                                                                |
| 2. 根 拠 法 令               | 中小企業近代化促進法 ( S 38.3.31 法律第 64 号 )                                                            |                                                                                                                                                                |
| 3. 計 画 の 目 的             | 中小企業の構造改善を推進し、中小企業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する。                                        |                                                                                                                                                                |
| 4. 策定権者及び関係行政機関          | 策定権者<br>中小企業庁長官                                                                              | 関係行政機関<br>国税庁 厚生省 農林水産省 通産省 運輸省 建設省 警察庁                                                                                                                        |
| 5. 審議会等                  | 名称 中小企業近代化審議会<br>構成 委員 40 人以内 ( 学識経験者 )<br>18 部会 県知事 2 名が参加 ( 神奈川、佐賀 )                       | 審議会の役割<br>(1) 近代化計画の策定、構造改善計画新分野進出計画の承認。<br>(2) 中小企業事業転換対策臨時措置法に基づく業種の指定。<br>(3) 産地中小企業対策臨時措置法に基づく特定業種の指定。<br>(4) 中小企業指導法に基づく中小企業指導計画の策定。<br>以上 1~4 についての諮問機関。 |
| 6. 計画策定手続と参加形態           | (1) 計画策定手続<br>                                                                               | (2) 都道府県の役割及び機能<br>調査<br>聴聞<br>意見提出<br>事前協議(事実上)<br>協議(正式)                                                                                                     |
| (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続 | 新経済社会 7 カ年計画                                                                                 |                                                                                                                                                                |
| (4) 地方計画との整合性の確保とその手続    | -                                                                                            |                                                                                                                                                                |
| (5) 計画策定過程への参加           | ア 審議会に自治体の関係者が学識経験者として参加している。<br>イ この計画策定の前提となる業種指定については、知事が意見を申し出ることができることとされている。           |                                                                                                                                                                |
| (6) 財政措置のしくみ             | -                                                                                            |                                                                                                                                                                |
| (7) 事後的救済手段と手続           | -                                                                                            |                                                                                                                                                                |
| (8) 参加の実態                | ア 中小企業近代化計画には参加していないが、下位計画の構造改善計画の経由の際意見を付している。<br>イ 計画策定の基礎となる国が行う実態調査には、国から協力要請の通知が出されている。 |                                                                                                                                                                |
| 7. 本県での計画策定上の問題点         | (1) 調整を必要とした事項<br>(本県における内部調整)                                                               | 県近代化協議会における調整。                                                                                                                                                 |
|                          | (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項                                                                      | -                                                                                                                                                              |
|                          | (3) 国に申し入れた事項                                                                                | -                                                                                                                                                              |
|                          | (4) 今後に残された問題点と参加の必要性                                                                        | -                                                                                                                                                              |
| 8. 改善意見等                 | 地域社会の発展にとって非常に重要な位置を占める中小企業の近代化について、地方自治体の意見を十分反映させるシステムにしていく必要がある。                          |                                                                                                                                                                |

|                         |                                                                                                          |                                                                                                                                                        |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                  | 中央卸売市場整備計画（第3次5カ年計画）                                                                                     |                                                                                                                                                        |
| 2. 根拠法令                 | 卸売市場法（S46.4.3 法律35号）                                                                                     |                                                                                                                                                        |
| 3. 計画の目的                | 卸売市場整備の促進及びその適正かつ健全な運営の確保、生鮮食料品等の取引の適正化、生産、流通の円滑化                                                        |                                                                                                                                                        |
| 4. 策定権者及び関係行政機関         | 農林水産大臣                                                                                                   |                                                                                                                                                        |
| 5. 審議会等                 | 名称 卸売市場審議会                                                                                               | 審議会の役割<br>(1)卸売市場方により、その権限に属させられた事項を処理する。<br>(2)農林水産大臣の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議し、大臣に意見を具申する。<br><br>第3次の基本方針について審議会に専門調査会を設置し、そこには自治体（愛知県総務部長）が参加している。 |
|                         | 構成 10人以内（学識経験者）<br>自治体関係者1名（横浜市長）                                                                        |                                                                                                                                                        |
| 6. 計画策定手続と参加形態          | <p>(1) 計画策定手続</p> <p>(2) 都道府県の役割及び機能<br/>調査<br/>審議会への参加<br/>聴聞<br/>意見提出<br/>(事前協議(事実上))<br/>(協議(正式))</p> |                                                                                                                                                        |
|                         | (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続                                                                                 | 中央卸売市場整備基本方針、第三次全国総合開発計画<br>新経済社会7カ年計画、道路計画、下水道計画、廃棄物処理計画等                                                                                             |
|                         | (4) 地方計画との整合性の確保とその手続                                                                                    | 都道府県計画は、基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して策定する。                                                                                                                      |
|                         | (5) 計画策定過程への参加                                                                                           | 農林水産大臣は、関係地方公共団体と協議しなければならないとされている。                                                                                                                    |
|                         | (6) 財政措置のしくみ                                                                                             | 国庫補助及び起債。                                                                                                                                              |
|                         | (7) 事後的救済手段と手続                                                                                           | 変更について、策定手続と同じ。                                                                                                                                        |
|                         | (8) 参加の実態                                                                                                | ア 県は流通圏の調整等のため協議の場に設置市と共に招集され、意見を述べている。<br>イ 「卸売市場審議会」に専門調査会が設置され、自治体関係者が参加した。                                                                         |
|                         | 7. 本県での計画策定上の問題点                                                                                         | 調整を必要とした事項<br>(1)（本県における内部調整）                                                                                                                          |
| (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項 |                                                                                                          | ア 人口のフレームについて市と調整。<br>イ 供給地域について調整。                                                                                                                    |
| (3) 国に申し入れた事項           |                                                                                                          | ア 計画の時期を県とあわせること。<br>イ 隣接県(東京都)との調整につき、国の仲介、指導。                                                                                                        |
| (4) 今後に残された問題点と参加の必要性   |                                                                                                          | なし                                                                                                                                                     |
| 8. 改善意見等                | 卸売市場審議会に地方自治体の代表者が学識経験者として参加しているが、本来の自治体の代表者として位置づけて参加させるべきである。                                          |                                                                                                                                                        |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計画名                   | 防災基本計画                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |
| 2. 根拠法令                  | 災害対策基本法（S36.11.15法律第223号）                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                |
| 3. 計画の性質                 | 国土並びに国民の生命、身体、財産を災害から保護するための計画として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                |
| 4. 策定権者及び関係行政機関          | 策定権者<br>中央防災会議                                                                                                                                                                                                                  | 関係行政機関<br>各省庁                                                                                                                                                  |
| 5. 審議会等                  | <p>名称 中央防災会議</p> <p>構成 内閣総理大臣、各省庁大臣、国家公安委員会委員、内閣官房長官、総理府総務長官及び各庁長官、学識者5人 計18名</p>                                                                                                                                               | <p>審議会の役割</p> <p>(1) 防災基本計画の作成、実施。<br/>(2) 緊急措置に関する計画の作成、実施。<br/>(3) 防災に関する重要事項の審議。<br/>(4) 内閣総理大臣の諮問 防災の基本方針<br/>施策の総合調整 緊急措置の大綱 非常<br/>災害本部の設置 災害緊急事態の布告</p> |
| 6. 計画策定手続と参加形態           | <p>(1) 計画策定手続</p> <p>中央防災会議 → 報告 → 総理大臣 → 公表<br/>↓<br/>通知 ↓ 協力要求（資料提出、意見の開陳 §13）<br/>↓<br/>指定行政機関、指定公共機関<br/>都道府県防災会議、市町村防災会議（協議会含む）</p>                                                                                        | <p>(2) 都道府県の役割及び機能<br/>調査...協力要求 §13 審議会への参加<br/>聴聞<br/>意見提出 = 協力要求 §13 という形で行われる。<br/>事前協議(事実上)<br/>協議(正式)</p>                                                |
| (3) 他の計画、事業との整合性の確保とその手続 | 他の法令の規定に基づいて作成される防災関係部分は、防災基本計画と矛盾、抵触するものであってはならない。（§38）                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                |
| (4) 地方計画との整合性の確保とその手続    | 地域防災計画(都道府県、市町村等計画)は、防災基本計画に基づかなければならない。 §40、§41                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                |
| (5) 計画策定過程への参加           | なし                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                |
| (6) 財政措置のしくみ             | なし                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                |
| (7) 事後的救済手段と手続           | とくにない。                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                |
| (8) 参加の実態                | 防災基本計画、国機関で作成する防災事務計画については・協力要求のなかで地方の意見の開陳ができることになっているが、事実上、協力要求はない。                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |
| 7. 本県での計画策定上の問題点         | (1) 調整を必要とした事項<br>(本県における内部調整)                                                                                                                                                                                                  | なし                                                                                                                                                             |
|                          | (2) 市町村及び他県との間で調整を要した事項                                                                                                                                                                                                         | なし                                                                                                                                                             |
|                          | (3) 国に申し入れた事項                                                                                                                                                                                                                   | 大規模地震特別措置法に基づく指定地域の拡大及び財政援助方策について要望。                                                                                                                           |
|                          | (4) 今後に残された問題点と参加の必要性                                                                                                                                                                                                           | 地方自治体の参加の方策がない。                                                                                                                                                |
| 8. 改善意見等                 | <p>(1) 防災基本計画は、基本的事項のみで構成されており、具体的改善要求等に結びつかないが、国の行政機関が策定する防災業務計画に対しては、やはり地方自治体の計画が拘束されることから地方の意見を反映することが必要であり、意見の開陳、協議等の改善が望まれる。</p> <p>(2) 防災計画全体が、地方自治体が作成する地域防災計画の上位計画となっているので、これを下から意見が述べられ、国との意見交換のできる方式に改めることが必要である。</p> |                                                                                                                                                                |

### (3) 国の大規模プロジェクト

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1. 事業名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 宮ヶ瀬ダム建設計画                                     | 2. 開始年月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | S 46.           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                               | 完成予定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | S 62.           |
| 3. 実施主体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 建設省（宮ヶ瀬ダム工事事務所）                               | 4. 根拠法令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 特定多目的ダム法        |
| 5. 影響を受ける地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 津久井町 青山、根小屋、長竹、鳥屋<br>愛川町 半原、田代<br>清川村 宮ヶ瀬、煤ヶ谷 | 6. 関連法令                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 水源地域対策特別措置法、河川法 |
| <p>7. 根拠法令及び関連法令のシステムと自治体の位置づけ</p> <pre> graph TD     A[建設大臣] -- 一級河川の指定 --&gt; B[一級河川の指定]     B -- (調査) --&gt; C[河川法 4 (河川法 9)]     C -- 議会議決 --&gt; D[ダム使用権の設定 予定者への決定]     E[建設大臣] -- 水特法の指定 指定ダム指定 --&gt; F[ダム基本計画案]     G[関係自治体、ダム使用権の設定 予定者につき 合意] --&gt; D     H[関係自治体] -- 知事申出 市町村長意見 --&gt; D     D --&gt; F     I[建設大臣] -- 関係大臣 --&gt; F     J[関係大臣] -- 知事意見 市町村長意見 --&gt; F     F --&gt; K[ダム基本計画決定]     K -- 議会議決 --&gt; L[ダム建設]     M[関係自治体] -- 知事作成 --&gt; N[水源地域 整備計画案]     N -- 市町村長意見 --&gt; L     L --&gt; O[ダム使用開始]     </pre>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                               | <p>8. 事業規模</p> <p>目的 (1) 洪水調節<br/>(2) 流水の正常な機能の維持<br/>(3) 水道</p> <p>規模 形式 重力式コンクリートダム</p> <p>堤高 155m</p> <p>堤体積 2,200,000 m<sup>3</sup></p> <p>集水面積 213.9 km<sup>2</sup></p> <p>湛水面積 4.6 km<sup>2</sup></p> <p>総貯水容量 193,000,000 m<sup>3</sup></p> <p>有効貯水容量 183,000,000 m<sup>3</sup></p> <p>洪水調節容量 45,000,000 m<sup>3</sup></p> <p>利水容量 183,000,000 m<sup>3</sup><br/>(6月16日～10月15日)<br/>(非洪水期)<br/>(洪水期) 138,000,000 m<sup>3</sup></p> <p>費用の概算額 約1,700億円</p> |                 |
| <p>9. 経過（地域指定、事業規模、財源、計画の調整、地元の説得等）<br/>（交渉の相手方とその対応を中心に）</p> <p>42.8 県が中津川総合開発計画を策定。3点ダム案を盛りこむ。（有効貯水量 50,000,000 m<sup>3</sup>）</p> <p>44.3 水資源開発公団が中津川ダム試案を提案。<br/>（有効貯水量 250,000,000 m<sup>3</sup>）</p> <p>43～44 経企庁水資源開発基本計画調査費で調査。県は計画を支持し、建設省、経企庁に実現を要請。</p> <p>44.4 相模川が一級河川となり、該当流域を直轄管理区間とするとともに特定多目的ダム法に基づく多目的ダムとして調査に入る。（44～45）</p> <p>44.9 建設省ダム計画発表。</p> <p>46～53 建設省実施計画調査を実施。</p> <p>46 水資源開発促進を知事要望。</p> <p>50.11.19 利水者を神奈川県内広域水道企業団とすることで合意。（県、横浜、川崎、横須賀、企業団）</p> <p>〃〃〃 知事より、愛川町長、清川村長、津久井町長に対し協力要請。</p> <p>52.3.23 水源地域対策特別措置法による指定ダムに指定。</p> <p>52.10～53.1 整備計画について、津久井町、清川村、厚木市より要望。</p> <p>53.5.19 建設省、ダムサイトを決定し、地元へ協力要請。</p> <p>53.8.30 建設大臣より知事に、基本計画案について意見聴取。（53.10.18 同意する旨回答）</p> <p>53.12.4 建設大臣は、基本計画決定、告示。</p> <p>54.2.8 整備計画につき、県、清川村、建設省、三者会議。</p> <p>54.9.17 清川村長、水没者代表連絡協議会長より、水没者の生活再建対策で申し入れ。</p> <p>54.12.27 建設省、損失補償基準提示。</p> <p>55.2.7 総理大臣に対し、水源地域指定を申し出。（3.1 水源地域指定告示）</p> <p>55.3.5 総理大臣に対し、水源地域整備計画案を提出。（3.25 決定）</p> <p>56.8.28 損失補償基準調印。</p> |                                               | <p>10. 計画への参加</p> <p>このプロジェクトは、当初本県が発想し、国が事業を行うこととなったので、本県は当初から事実上計画に参加していたといえる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |

| 1. 事業名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 東京湾岸道路計画                                 | 2. 開始年月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 昭和 37 年(調査開始) 42 年(工事開始)                                          |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--|------|-------|------|--------|-----|-----|------|----|-----|------|----|---|-------|----|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                          | 完成予定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 未 定                                                               |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 3. 実施主体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 建設省<br>日本道路公団<br>首都高速道路公団                | 4. 関連法令等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 道路法<br>道路整備緊急措置法(5 力年計画)<br>日本道路公団法、首都高速道路公団法、<br>都市計画法、(首都圏整備法)等 |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 5. 影響を受ける地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 東京都<br>神奈川県(川崎市、横浜市、横須賀市、逗子市、葉山町)<br>千葉県 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 7. 根拠法令及び関連法令のシステムと自治体の位置づけ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                          | 8. 事業規模                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| <p>(首都圏整備計画に)<br/>おける位置づけ)</p> <p>建設省 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施計画のための調査</span> S37~<br/>知事計画決定(都市計画法)</p> <p>建設大臣 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業主体の決定</span></p> <p>建設大臣 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">首都高速道路公団法の<br/>基本計画の策定</span></p> <p>公 団 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画の策定</span><br/>知事・協議(都市計画法)</p> <p>公 団 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業の実施</span></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">供用の開始</span></p> |                                          | <p>東京湾岸道路の延長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体構想</th> <th>うち供用済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県</td> <td>58.7km</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>23.3</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>78.0</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>160.0</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> |                                                                   |  | 全体構想 | うち供用済 | 神奈川県 | 58.7km | 16% | 東京都 | 23.3 | 48 | 千葉県 | 78.0 | 79 | 計 | 160.0 | 48 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 全体構想                                     | うち供用済                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 神奈川県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 58.7km                                   | 16%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 東京都                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 23.3                                     | 48                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 千葉県                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 78.0                                     | 79                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 160.0                                    | 48                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| 9. 経過(地域指定、事業規模、財源、計画の調整、地元の説得等)<br>(交渉の相手方とその対応を中心に)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                          | 10. 計画への参加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |
| <p>昭和 34 年 産業計画会議の東京湾に関する種々の開発計画のなかで東京湾岸道路、横断橋の構想が発表された</p> <p>37 年 東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市等の自治体及び企業約 250 社による「東京湾総合開発協議会」が発足。</p> <p>37 年 建設省は東京湾岸道路の調査を開始。</p> <p>38 年~ 地質調査(ボーリング)等開始。</p> <p>42 年~ 工事開始。</p> <p>45 年 建設省東京湾岸道路調査事務所設置。</p> <p>51 年 「東京湾総合開発協議会」事務局廃止。</p> <p>54 年~ 「六都県市首脳会議」第 2 回以降、東京湾岸、横断道を含む首都圏交通問題を検討、第 5 回以降、建設促進の方向。</p>                                                                                                                                                                                                                             |                                          | <p>この計画策定段階では、関係自治体がむしろ事業の推進について積極的に要望するという形で参加していたといえる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                   |  |      |       |      |        |     |     |      |    |     |      |    |   |       |    |